

平成25年9月定例会

# 南伊豆町議会会議録

平成25年 9月5日 開会

平成25年 9月24日 閉会

南伊豆町議会

## 平成 2 5 年 9 月 南伊豆町議会定例会会議録目次

### 第 1 号 (9月5日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会宣告	3
○議事日程説明	3
○開議宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸般の報告	4
○町長行政報告	4
○一般質問	13
宮 田 和 彦 君	13
加 畑 毅 君	28
古 川 映 治 君	40
谷 正 君	59
○議第 4 6 号及び議第 4 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	75
○散会宣告	86
○署名議員	87

### 第 2 号 (9月6日)

○議事日程	89
○本日の会議に付した事件	90
○出席議員	90
○欠席議員	90

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	90
○職務のため出席した者の職氏名	91
○開議宣告	92
○会議録署名議員の指名	92
○資料の訂正について	92
○一般質問	92
横 嶋 隆 二 君	93
清 水 清 一 君	110
○報第4号の上程、説明、質疑	132
○報第5号の上程、説明、質疑	133
○議第43号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	133
○議第68号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	135
○議第44号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	137
○議第45号の上程、説明、質疑、討論、採決	138
○議第67号の上程、説明、質疑、討論、採決	142
○議第48号の上程、説明、質疑、討論、採決	143
○議第49号の上程、説明、質疑、討論、採決	152
○議第50号の上程、説明、質疑、討論、採決	155
○議第51号の上程、説明、質疑、討論、採決	158
○議第52号の上程、説明、質疑、討論、採決	160
○議第53号の上程、説明、質疑、討論、採決	161
○議第54号の上程、説明、質疑、委員会付託	163
○議第55号の上程、説明、質疑、委員会付託	173
○議第56号の上程、説明、質疑、委員会付託	177
○議第57号の上程、説明、質疑、委員会付託	179
○議第58号～議案第60号の一括上程、説明、質疑、委員会付託	181
○議第61号の上程、説明、質疑、委員会付託	184
○議第62号の上程、説明、質疑、委員会付託	186
○会議時間の延長	188
○議第63号～議案第65号の一括上程、説明、質疑、委員会付託	188

産業観光課長	大野寛君	町民課長	小嶋孝志君
健康福祉課長	黒田三千弥君	教育委員会 事務局 局長	勝田英夫君
上下水道課長	橋本元治君	会計管理者	藤原富雄君
総務係長	平山貴広君		

---

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山田昌平	主幹	佐藤禎明
--------	------	----	------

○議第58号～議第61号の委員会報告、質疑、討論、採決……………	243
○議第62号～議第65号の委員会報告、質疑、討論、採決……………	245
○議第66号の委員会報告、質疑、討論、採決……………	248
○閉会中の継続調査申出書について……………	250
○閉議及び閉会宣告……………	250
○署名議員……………	251

○散会宣告	192
○署名議員	193

### 第 3 号 (9月9日)

○議事日程	195
○本日の会議に付した事件	195
○出席議員	195
○欠席議員	195
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	195
○職務のため出席した者の職氏名	196
○開議宣告	197
○会議録署名議員の指名	197
○議第69号の上程、説明、質疑、討論、採決	197
○議第66号の上程、説明、質疑、委員会付託	202
○散会宣告	210
○署名議員	213

### 第 4 号 (9月24日)

○議事日程	215
○本日の会議に付した事件	216
○出席議員	216
○欠席議員	216
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	216
○職務のため出席した者の職氏名	216
○開議宣告	217
○会議録署名議員の指名	217
○議第70号の上程、説明、質疑、討論、採決	217
○議第71号の上程、説明、質疑、討論、採決	222
○議第54号の委員長報告、質疑、討論、採決	224
○議第55号～議第57号の委員会報告、質疑、討論、採決	239

## 平成25年9月南伊豆町議会定例会

### 議事日程(第1号)

平成25年9月5日(木) 午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 町長行政報告について  
日程第 5 一般質問  
日程第 6 議第46号 訴え提起前の和解について  
日程第 7 議第47号 訴え提起前の和解について
- 

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員(10名)

1番	加 畑 毅 君	2番	宮 田 和 彦 君
3番	吉 川 映 治 君	4番	谷 正 君
5番	長 田 美喜彦 君	6番	稲 葉 勝 男 君
7番	清 水 清 一 君	9番	齋 藤 要 君
10番	渡 邊 嘉 郎 君	11番	横 嶋 隆 二 君

### 欠席議員(なし)

---

### 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	梅 本 和 熙 君	副 町 長	松 本 恒 明 君
教 育 長	小 澤 義 一 君	総 務 課 長	山 本 信 三 君
防 災 室 長	大 年 美 文 君	建 設 課 長	鈴 木 重 光 君

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（稲葉勝男君） 定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しております。

これより平成25年9月南伊豆町議会定例会を開会いたします。

---

◎議事日程説明

○議長（稲葉勝男君） 議事日程は印刷配付したとおりであります。

---

◎開議宣告

○議長（稲葉勝男君） これより本会議第1日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（稲葉勝男君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

9番議員 齋藤 要 君

10番議員 渡邊 嘉郎 君

---

◎会期の決定

○議長（稲葉勝男君） 日程第2、会期の決定を議題とします。



今期定例会の会期は、本日から9月24日までの20日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。よって、会期は本日から9月24日までの20日間に決定しました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（稲葉勝男君） 日程第3、諸般の報告を申し上げます。

平成25年6月定例会以降開催された行事は、お手元に印刷配付したとおりであり、各行事に参加したので報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

---

### ◎町長行政報告

○議長（稲葉勝男君） 町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 平成25年南伊豆町議会9月定例会の開会に当たり、次の7項目について行政報告を申し上げます。

1、防災対策について。

（1）静岡県第4次地震被害想定と今後の防災・減災計画。

昭和51年の東海地震説の発表に伴い、静岡県では昭和53年の第1次地震被害想定が発表あり、その後35年が経過し、本年6月27日に静岡県第4次地震被害想定第1次報告を発表しました。

この第1次報告では、東日本大震災及び国による南海トラフ巨大地震の被害想定が加味され、東海地震想定をレベル1とし、南海トラフ巨大地震想定をレベル2とした二つの想定について、県全体の地震動、津波高等を発表しました。

レベル2における県内の最大震度は震度7で、最大津波高は33m、全壊・焼失が約30万棟、死者数約10万5,000人という衝撃的な数値が発表されました。南伊豆町においては、最大震度は震度6弱、最大津波高は26mで、町内の人的・物的な詳細データにつきましては、第2次報告として秋ごろに発表される見込みであります。

静岡県では、この被害想定を踏まえて「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」を発表し、「減災」を基本理念に掲げ、津波に関しては、レベル1の対策として堤防・護岸等の嵩上げ、耐震性の向上を全県的に実施し、またレベル2の対策といたしましては、津波が乗り越えた場合にも粘り強く減災効果を発揮できるよう耐浪性、洗掘されにくい構造への改良等により、現実に即したさまざまなソフト・ハード施策を推進していきます。

当町におきましても、この「静岡県第4次地震被害想定」及び「アクションプログラム2013」に基づき、「南伊豆町地域防災計画」の全面見直し及び「南伊豆町アクションプログラム」を策定するなど、東日本大震災以来推進しております各種防災・減災事業のさらなる強化推進に努めてまいります。

#### (2) 湊地区津波避難タワー。

湊地区津波避難タワーにつきましては、7月3日に町、町議会並びに湊区等関係者出席のもと受注者主催の安全祈願祭が行われ、津波避難タワー建設工事に着工しました。

夏期の繁忙期には来遊客への配慮から、一時工事を中断しておりましたが、8月21日から工事を再開し、平成25年10月末の完成に向け建設工事を進めてまいります。

#### (3) 西伊豆町への災害派遣。

西伊豆町では、7月18日発生の大雨洪水により、床上浸水86戸、床下浸水213戸をはじめ、道路への崩土、土石流や河川の氾濫など甚大な被害が発生いたしました。

このため、西伊豆町では災害ボランティア本部を設置し、本部閉鎖までの10日間で111団体、2,384名のボランティアを受け入れました。

南伊豆町内では、社会福祉協議会、ボランティアコーディネートの会をはじめ商工会青年部、一般の方々が多数活動に参加され、当町といたしましても、職員派遣延べ37人並びに2トンドンプトラック4台を2日間活用して、早期復旧支援活動を実施するとともに、土嚢袋1,800枚を提供いたしました。

また、7月31日から8月2日の間には、保健師を派遣し、被災者の健康状態確認訪問など健康活動も実施しております。

さらに、7月25日から8月29日までの役場の1階に募金箱を設置し皆様からのご篤志

341,046円を8月30日に西伊豆町へ届けました。

西伊豆町への早期の復興を祈念するとともに、当町におきましても、今回の豪雨災害を教訓とし、近年多発するゲリラ豪雨、台風などへの対応について強化・充実を図ってまいります。

#### (4) 急傾斜地崩壊防止施設への避難階段設置。

東日本大震災における津波被害を受けて、静岡県では平成23年・24年度に津波に対する避難行動として、安全な指定避難所まで避難する時間が無い場合においては、緊急的に近隣の高い所へ避難することが有効であるという考えのもとに、住家の裏山が、住民にとっては緊急的な避難高台となり得ることから、急傾斜地崩壊防止施設の背後空間を利用した津波対策事業として、町内の「手石谷戸」、「中木里」及び「中木谷の上」の3施設においては避難階段を設置しました。

これに併せて当町では、平成25年度から、避難階段への誘導看板設置や急傾斜地崩壊防止施設から、さらに高台を目指すための階段設置などの整備を静岡県の事業と連携して進めてまいります。

#### 2、岩崎産業株式会社との和解経過について。

岩崎産業株式会社との和解につきましては、本年1月17日、第1回南伊豆町議会臨時会において議決をいただいた和解条項案に従い、岩崎産業株式会社が土地の測量及び分筆登記業務を実施し、今秋の和解成立に向けて、細部の調整処理をしているところであります。

処理が済み次第、岩崎産業株式会社と土地売買仮契約書を締結し、財産取得のための議決を経て、所有権移転登記完了をさせることとなります。

和解成立後には、自然公園法や文化財保護法等との整合性を保ちつつ、自然を活かした整備を図ることにより交流人口の増大につなげ、石廊崎地区を観光のメッカとして再生させるため、町民参加型町政の手法として、町民や有識者による検討組織を立ち上げ、幅広い御意見等をお伺いしながら利活用を検討してまいります。

#### 3、下賀茂温泉地域における地熱調査の結果報告会等について。

平成23年度から環境省の委託を受けた独立行政法人産業技術総合研究所が下賀茂温泉地域で実施してきた「温泉共生型地熱貯留槽管理システム実証研究」が、平成24年度をもって終了したことから、当町では、7月27日役場湯けむりホールで町民全体を対象として調査結果及び町の今後の方向性について報告会を開催いたしました。

報告会では、下賀茂温泉地域では、約50本の温泉井が利用されており、1本当たり毎分約

100リットルの湧出量となっていること、平均泉温は加納地区で96度、下賀茂地区では70度であること、泉質は中性または弱アルカリ性であること、下賀茂温泉の熱源は南野山深部に中心があり、そこで約150度の温泉帯水層が生成され、青野川及び南野川方向に流動し、地表水と混合しながら下流域に流動していることなど研究成果を報告いたしました。

また、町の今後の方向性として、課題とされた熱源の中心である南野山深部の地熱構造を調査し、地熱資源を活かした地域活性化策を検討することを提案いたしました。

この事業は、下賀茂温泉の涌出メカニズムの解明につながるとともに、地熱資源が豊富に存在することが判明した場合には、人口減少や少子高齢化対策として、発電所の建設や地熱資源を活かした農林水産業、観光業等新たな産業の雇用の創出を目指すことを目的としています。

また、事業執行にあたっては、経済産業省全額補助の「地熱資源開発調査事業費助成金交付事業」及び「地熱開発理解促進関連事業支援補助金」制度を活用していきたいと考えています。

今後、10月中旬までにこれらの補助金申請を行うことを目指しつつ、調査における課題や問題点、また地熱資源を活かしたまちづくりの可能性等について、座談会や説明会等により町民の皆様の御理解を得られるよう努めてまいります。

#### 4、都市住民との交流について。

##### (1) 杉並区表敬訪問及び特別養護老人ホームの取り組み状況。

杉並区、南伊豆町及び静岡県は、杉並区立南伊豆健康学園跡地を活用した杉並区民の入所に配慮した特別養護老人ホームを整備するため、平成23年度から継続的に協議を進めてまいりました。

特別養護老人ホームは、当該自治体区域内で整備することになっており、本案件のように自治体区域外に整備することは、全国初の取り組みのため他の自治体からも関心を持たれております。

国においては、平成24年7月に閣議決定された「日本再生戦略」の日本再生に向けた改革工程表において、都市部における福祉介護施設等の不足解消の取り組みの推進が位置づけられ、これに基づき、厚生省が立ち上げたプラチナ・コミュニティ構想研究会議における、平成25年3月策定の調査報告書のまとめとして、「杉並区と南伊豆町の取り組みが、先駆的な取り組みとして支援が望まれる。」旨記載されております。

さらに、平成25年度には、政府が日本経済再生本部の下に設置した産業競争力会議の提案

を受け、厚生労働省は5月「都市部の高齢化対策に関する検討会」を設置し、「地方での都市部の高齢者の受け入れ時の対応策」として、本案について検討されています。

このような状況の中、7月19日、杉並区長を表敬訪問し、特別養護老人ホームの整備に向けて、相互に協力し進めていくことを確認し、スケジュール等について、担当を交えて協議をしてまいりました。

また、同日、杉並区長と厚生労働省の老健局長を訪問し、杉並区と南伊豆町が進めている特別養護老人ホームの整備について、国として制度整備を含め、支援していただけるようお願いしてまいりました。

加えて、7月2日から3日にかけて、賀茂圏域の各首長を静岡県職員とともに訪問し、特別養護老人ホームの整備についての協力をお願いするとともに、その後、下田総合庁舎にて杉並区、南伊豆町及び静岡県職員により、賀茂圏域各市町担当課長への説明も行ってまいりました。

今後、静岡県の指導、支援を受けながら、国の動向を注視し、3者連携の下、事務レベルの協議を継続して行うなど、整備に向けて努力してまいります。

## (2) J O I N交流会。

移住・交流推進機構、通称J O I Nからのお招きを受け、7月11日、東京都千代田区の都道府県会館で開催された第31回J O I N交流会で「南伊豆町へのワープステイ」と題して講演を行ってまいりました。

J O I Nは、財団法人地域活性化センターが事務局となっており、企業や自治体を中心に、移住・交流希望者への情報発信、移住・交流のニーズに応じた地域サービスを提供するシステムの普及などを行う全国的な組織です。

交流会は、総務省自治行政局地域技術応援課、都道府県、全国の市町村職員及び日本を代表する民間企業の方など百数十名の会員の参加により開催されました。

講演では、町の紹介・観光PRを初め杉並区の特別養護老人ホームの概略説明を経て、本題に入りました。

町の目指すワープステイとは、アクティブシニアと言われる団塊の世代である65歳以上の元気な高齢者を対象として、都会から一定期間、当町に居住していただき、その後、元の場所へ戻る仕組みを言います。

ワープステイの実現により、定住人口の増加による安定した消費需要の創出、子・孫・知人等の来訪に伴う交流人口の増加、滞在中の元の場所へ戻った後も第二の故郷として町への

愛着を持ってもらうことにより、観光振興及び地元産品の販売促進などの経済効果が期待できます。

講演終了後の自由交流の部では、高知県、熊本県宇城市、地元静岡県焼津市ほか民間事業者数社から御賛同の御意見等をいただきました。

また、講演の中で、JOINに対し当町でのワープステイの経済的影響調査をお願いしたところ、早速、JOINの事業として調査していただけることが決まり、現在、JOINから委託を受けた民間企業が現地調査、各種データの収集・分析等を実施しています。

この調査結果は、今後、当町でワープステイの実現を検討する上において貴重な資料になることが期待されます。

今後とも、ワープステイにつきましては人口減少対策の一つの方策と捉え、職員とともに勉強会を重ね、実現に向けて研究してまいりたいと考えています。

#### 5、伊豆半島ランドデザインについて。

7月23日、伊東市で開催された7市6町首長会議で伊豆半島ランドデザインの完成報告を受けました。

伊豆半島ランドデザインは、7市6町首長会議の平成24年度事業として伊豆観光推進協議会及び公益財団法人静岡県市町村振興協会の助成を受けて、一般財団法人企業経営研究所に委託し、各首長のヒアリング、学識経験者やまちづくり団体等を構成員とした専門部会による検討、観光関係者や市民団体等によるワークショップ等を経て策定されました。

伊豆半島ランドデザインは、伊豆を一体的・総合的に捉えた長期的視点に立つ地域づくりの方向性を示すとともに、直面する課題を解決し、地域の振興を図る戦略を構築することにより、地域の誇りと世界の中で輝き続ける伊豆の未来を創造することを目的としています。

内容は、世界から称賛され続ける美しい半島を基本理念として、伊豆半島ジオパークを戦略の中心として集中的に推進するとともに、雇用の創出を図り、交流の拡充と定住促進をすため、喫緊の課題である産業創造、基盤整備、安全安心の三分野及び交流産業クラスターの創出と再生、ネットワーク型交通・都市基盤の構築、柔硬一体のしなやかな防災・減災対策の構築、官民協働による推進体制の再構築を集中して推進することとしています。

伊豆半島7市6町首長会議は、平成18年度に伊豆半島6市6町首長会議として熱海市、三島市、伊東市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町及び函南町を構成員として設立されましたが、本年度から沼津市が参画することになり、

伊豆半島7市6町首長会議と改名され、これらの市町の共通する様々な行政課題について協議を行い、その解決に向け相互に協力し合うことを目的としており、伊豆半島グランドデザインがその指針となることが期待されています。

伊豆半島7市6町首長会議では、今後、地域と一体となってグランドデザインの推進を実行して行くため、既存の各種協議会の集約や連携を強化し、新たな推進機関の設立を視野に入れながら協議検討しているところです。

当町では、今後、総合計画と整合性を図りながら、伊豆半島といった広い視野に立ちまちづくりを進めていきたいと考えておりますので、町民や議員の皆様の御支援、御協力をお願いいたします。

#### 6、滞納処分強化対策について。

静岡県と35市町でつくる静岡県個人住民税徴収対策本部会議は、個人住民税の収入率向上のため、平成24年から3カ年を集中計画期間とし、最終収入率91.5%を目標に徴収対策を強化していることであります。

平成24年度の県全体における収入率は90.8%で、対前年度比1.4ポイントの上昇となり、特別徴収義務者の指定促進や滞納処分の取り組み強化による効果が現れてきたものと考えられます。

当町でも平成24年度の決算において、町税全体の調定額は10億8,276万4,675円で収入額9億6,614万8,539円、収入率89.23%対前年度比0.06ポイント上昇となり、滞納額は1億1,126万3,060円でした。

この要因は、静岡県滞納整理機構による徴収や、個人町民税を給与から天引きする特別徴収義務者の指定促進等を実施するとともに、平成24年9月5日から平成25年3月末まで徴収対策強化の取り組みとし、静岡県の協力をいただき静岡県経営管理部財務局税務課個人住民税対策班から2名の職員の派遣を受け、町職員併任とし、財産調査や差し押さえ等の指導を受けたことなどにより、個人町民税収入率90.62%で対前年度比1.45ポイント上昇となったものと思料しております。

また、平成25年度においては、個人町民税で収入率92.3%の目標を掲げ、滞納処分につきましても年間30件以上実施するとともに、各市町、静岡県及び静岡県滞納整理機構と連携し、11月及び12月の滞納整理強化月間の取り組みを推進するなど、更なる収入率向上を図り、税の公平性確保に努めてまいります。

#### 7、産業振興等について。

(1) イベントの開催状況。

6月23日、第4回南伊豆・弓ヶ浜オープンウオータースイムレースが開催され、各地から103名の参加があり、内34人の方に町内への宿泊をしていただきました。

また、8月24日、25日の両日は第15回弓ヶ浜ビーチバレー大会が開催され、各地から466名の参加があり、内454人の方に町内への宿泊をしていただきました。

さらに、9月1日開催の第3回国際マスターズオープンウオータースイムレースには、各地から171人の参加があり、この中には、台湾、韓国、オーストラリア、アメリカ、スウェーデンからの招待選手も含まれております。

このような行事へのサポート体制であります。8月のビーチバレーの際には、宿泊施設関係者及びNPO等によりバーベキューのおもてなしが行われました。

また、今月の国際マスターズの際には、観光協会を事務局とする実行委員会が、前夜祭「黒船ウエルカムファンクション」を開催し、参加者の歓迎に当たりました。

今後は、10月13日に第4回南伊豆・弓ヶ浜アクアスロン大会が開催される予定で、既に各地から150人以上の参加申し込みをいただいております。当日の大会運営には宿泊施設関係者がボランティアとして参加することになっております。

さらに、9月20日から始まります「伊勢えびまつり」に合わせ、JRの「伊勢えび号」の運行も計画されており、秋の行楽シーズンに向けた誘客宣伝を、積極的に展開してまいりたいと考えております。

(2) 世界ジオパーク認定に向けた取り組み等。

平成24年9月26日に伊豆半島全域は「伊豆半島ジオパーク」として認定され、同時に日本ジオパークネットワークへの加盟が承認されました。

現在は、当町を含め伊豆7市6町及び静岡県で構成する「伊豆半島ジオパーク推進協議会」が中心となって、平成27年度中の世界ジオパーク認定に向けた活動を展開しているところです。

また、富士山は本年度6月にカンボジアのプノンペンで開催されたユネスコ会議におきまして、世界文化遺産への登録が正式に承認されました。今回の世界文化遺産への登録が、富士山周辺において日本人観光客はもとより、外国からの観光客の入り込みに多大な影響があったと聞いております。

当町におきましては、天神原の長者ヶ原頂上や大峠から雄大な富士山を臨むことができ、毎年5月5日から5月20日まで開催される「長者ヶ原山つつじ祭り」の際には、山つつじの



開花状況に加えて、富士山が遠くに見えるか見えないかといったことが、来訪者の楽しみのひとつになっております。

この長者ヶ原周辺は、蛇石火山の噴火によって形成された丘陵地形として、伊豆半島ジオパーク推進協議会認定のジオサイトにもなっており、平成24年度中にサイト説明看板の設置も完了いたしました。

ジオパーク構想の推進には、圏域内におけるソフト事業の展開が最も重要であるとされており、既に、推進協議会の認定を受けた町内在住のジオガイドの皆様を中心に、ジオツアーの開催、ジオ関連商品の開発等様々な事業が展開されている中、町内で雄大な富士山を眺める場所として、蛇石火山ジオサイトを重要な観光拠点であると捉え、富士山の存在と関連性を常に念頭に、各種施策を進めてまいります。

### (3) 観光施設等の入り込み状況。

本年4月から7月における観光施設等の入り込み状況がまとまりましたので、ご報告します。

今年は、一昨年に発生しました東日本大震災から3年目の夏季シーズンを迎え、海離れといった深刻な状況も徐々にではありますが緩和され、震災前の状況に戻りつつあるように思われます。

また、今年は台風等の大きな被害にも合わず、梅雨明けも昨年と比較して15日早くなるなど、以前のような夏の賑わいに戻ることを期待したところ、全体では153,294人で、対前年度比105.15%と前年度を上回る入り込みとなりました。

分野別で見ますと、弓ヶ浜海水浴場は6,378人で、対前年比166.31%、子浦海水浴場は1,020人で、対前年度比152.24%、中木海岸は8,814人で、対前年度比106.18%となりました。

なお、昨年に引き続き弓ヶ浜と子浦の両海水浴場では海水浴客の安全安心を確保するため、放射性物質検査を6月、7月及び8月に実施した結果、両海水浴場とも放射性ヨウ素及び放射性セシウムは検出されませんでした。

次に、民宿旅館等の宿泊客数につきましては、民宿が11,304人で、対前年度比100.85%、旅館等が45,808人で、対前年度比91.62%、全体では対前年度比で93.31%となりました。

また、観光施設につきましては45,685人で、対前年度比115.37%となりました。

各地域で実施した海中散歩を初めとする各種イベントなどは1,172人で、対前年度比92.87%となりました。

町営温泉（銀の湯、みなと湯）の利用状況につきましては30,542人で、対前年度比104.26%となりました。内訳は、銀の湯会館が23,042人で対前年度比109.53%、みなと湯が7,500人で対前年度比90.84%となりました。

観光施設等の入り込み状況は別表のとおり記載してございます。確認しておいてください。

以上をもちまして、平成25年9月定例会の行政報告を終わります。

○議長（稲葉勝男君） これにて、行政報告を終わります。

---

#### ◎一般質問

○議長（稲葉勝男君） 日程第5、これより、一般質問を行います。

---

#### ◇ 宮 田 和 彦 君

○議長（稲葉勝男君） 2番議員、宮田和彦君の質問を許可します。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 改めまして、おはようございます。

今日の朝、起きるときに雷神さんがどんどんと太鼓のような音で目が覚めましたけれども、9月議会最初の質問者になります宮田です。よろしくどうぞお願いします。

今年の夏は天候に恵まれまして、去年より観光客が戻ってきたというお話は聞きました。少し安堵しておりますけれども、経済回復がまだ道半ばのため、気を緩めずに基幹産業の観光産業等を注視していかなければならないと、こう思っています。

まず初めに、自然再生エネルギーを活用した災害に強いまちづくりについてお聞きします。

未曾有の大震災から2年半が経過しようとしております。東日本大震災では、さまざまなライフラインが広範囲に停止し、大規模災害時のエネルギー供給体制の脆弱性が露呈いたしました。本町では地震による直接の被害はありませんでしたが、今後予想される東海、東南海地震等初め、今年日本各地で発生した記録的な豪雨による洪水、土石流、天候の急変による竜巻等の自然災害は記憶に新しいところでございます。

7月に発生した西伊豆町の災害では、町民を初め各団体、町の職員等多数の方々が参加さ

れたと聞いております。猛暑の中ご苦労さまでございました。

7月27日、我々議員有志6名も議長を初め、岩手県陸前高田市に続き「伊豆は一つ」との思いから災害ボランティアに参加させていただきました。この場をおかりし、全国 of 自然災害被害に遭われた市町村の一日も早い復興をお祈りいたします。

皆さんご存じのとおり、我が町は伊豆半島の先端に位置し、約57キロの海岸線を持ち、面積の約8割以上を山林、原野が占めております。

自然再生エネルギーについては、風力発電は稼働中でございます。家庭用の太陽光発電の補助は行っておりますが、大変残念なことにメガソーラー発電所の建設計画は白紙の状態でございます。

そんな中、7月30日、議員研修で山梨県米倉山太陽光発電所ゆめソーラー館やまなしへ視察に行つてまいりました。そこの方の説明によりますと、出力は1万キロワット、年間発電電力量1,200万キロワット、一般家庭3,400軒分の年間使用量に相当すると。南伊豆全部を網羅できる、そういう感じの発電量です。そして、5,100トンの二酸化炭素排出削減効果を見込んでいるということでございました。今後の低炭素社会構想等到大変参考になりました。

ちなみに、静岡市の過去20年の年間平均日照時間は47都道府県中第3位です。2,144.5時間ということです。南伊豆の日照時間は静岡市より長いと聞いております。メガソーラー発電所建設が期待されております。

また、町では地域資源が豊富なことがわかっております。現在、先ほど行政報告にもございましたけれども、温泉・地熱資源を活用した町の活性化策の検討を模索している段階と聞いております。今後も町民の皆さんに丁寧な説明と理解を得て、温泉・地熱と共生したまちづくりに挑戦していただきたいと思っております。

毎日私たちが使用している電気の発電燃料は水力、太陽光、風力、地熱発電等自然再生エネルギーを除けば、石油、石炭、LNG（液化天然ガス）などほとんどを海外から輸入して依存しております。本町においても震災等の自然災害だけではなく、政治的な理由から供給が滞る可能性があります。エネルギーセキュリティーの視点からも、また、不可欠な要素と考えられます。

このような背景から、自然再生エネルギーや従来型のエネルギーそれぞれの長所を生かし、多様化を図りながら、徐々に自然再生エネルギーの比率を上げるよう、いかなるときも町民への安定供給を実現することが町の重要な課題ではないかと思います。

一つの考え方としまして、スマートシティという考え方がありますが、南伊豆町ではス

マートタウンとでも言うんでしょうかね。わかりやすく説明させていただきますと、4、3、2という数字を使って説明させていただきます。世界的なエネルギー事情を説明しますと、世界人口が約70億人の中ですよ。電気のない生活をしている人々が約16億人、4分の1、中国人とインド人合わせた人口が24億人、3分の1です。そして、石油埋蔵量は富士山をカップにしますとその2分の1の容量。これはどういう事実をあらわしているだろうかということなんです。非電化生活をしている16億人の人々には、やはり快適な電化生活の実現が望まれております。生活の向上が著しい中国とインドで多くの人が車に乗るようになったら、残り少ない石油はあっという間に消費されてしまいます。したがって、石油に頼らないエネルギーの安定供給が世界的な急務となっております。

環境の側面からも同様に、その燃焼時にCO<sub>2</sub>（二酸化炭素）を排出する石油や天然ガス、石炭といった化石燃料からの脱却が地球規模での問題となっております。低炭素社会を実現し、国境を越えての平等なエネルギー供給のために大きな期待と可能性を秘めているのが太陽光を初め風力、波力、地熱等自然の力を利用する再生可能エネルギーです。

これまでは化石燃料や原子力などのメガインフラが中枢をなしておりました。町や工場などの需要側に流し込む形での送配電システムがとられてきておりました。これからは需要側でも最大限に再生可能エネルギーを取り込み、メガインフラと需要側の双方向での管理、これが電力の新しい系統制御を行っていく、これがスマートシティの構想であると、こういうことです。

具体的に申しますと、各住宅の屋根に太陽パネルを設置して発電します。今やっておりますね、町でも。生活に必要な電力を賄った上で、余剰電力は電気自動車等に、今度購入するということですから、蓄電して各家庭の電力メーターにICT（情報通信技術）を組み込んで、家電を外からでもリモートコントロールできるようにする。こうして、まずスマートハウスというのが誕生します。そのスマートハウスが連携してスマートコミュニティが作られる。要は隣の家で電気の融通をしますか。それがスマートコミュニティ。そこでコミュニティで電力が余ったら、電力消費量の多い都市部に環境の負荷の軽いグリーン電力を送れるようになります。このように送配電システムで電力系統のインテリジェント化を実現し、再生可能エネルギーを最大限に利用するのがこのスマートシティと、このようにうたっております。

国内では経済産業省の中に次世代エネルギー社会システム協議会が設置されております。これはスマートシティを実証するための戦略的な取り組みを推進しているところです。戦

略的な取り組みとは、つまりエネルギー問題の解決と生活の利便性を図る上にプラスアルファのイノベーションを求めていくことであると。イノベーションとは、新しい知識や技術が牽引する社会経済システムの構造改革を意味している。技術開発だけではなく、経済再生の一つのシナリオを示すものでなくてはならない。そのために目指しているのは、新たなビジネスモデルをつくり出して雇用も創出し、欧米と組んで関連機器の国際標準化を実現して海外展開も可能とすることであると。日本の経済的発展までを見据えているということです。

スマートシティ構想を現実的にしたのは何かというと、今度購入する電気自動車の実用化なんです。通常電気自動車が積んでいるリチウムイオン電池は1.6日分の家庭消費電力をためられるというんです。電気自動車は、これまで家庭での太陽光発電などから得た電力は余っているんですね。余剰分があっても蓄電していくことはできなかった。これからスマートハウス化が進めば電気自動車に蓄電して、その蓄電した電気を売ることができる。そうすると、一つのエネルギー革命が始まりますよということでした。

そんな中で、この太陽光、風力、波力、潮力、地熱等々、ICT情報通信技術を活用した自立地産地消型のエネルギーの推進により、災害に強く、低炭素な町の実現を戦略的発想を持って目指す考えはございませんか、お聞きします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

非常に大局的な国策に沿うような大きな話で、まず初めにこの質問に対してお答えいたしますけれども、町では住宅用太陽光発電システム設置補助金制度の導入や認定こども園、小中学校等公共施設へのソーラーパネル設置の推進、道の駅への電気自動車の充電施設の設置、さらには現在、地熱発電に関する取り組みも検討しているなど、少しずつではありますが、低炭素社会の実現に向けて努力しているところでございます。

また、ご質問の太陽光や風力、地熱等々ICTを利用した自立・地産地消型エネルギーの推進につきましては、特に東日本大震災を契機として、エネルギー制約下における取り組みとして注目を浴び、国の支援により、各地で実証実験が行われておりますが、まだ課題も多く、実用化には至っていない現状だと思います。

そのため、こうした手法が当町に適しているか、また、こういった課題や問題点があるか等につきまして、これら先進地の動向に注視し、検討していく必要があると考えています。

従いまして、当面は、これらの技術革新や研究が進展することを期待しつつ、次世代のエ

エネルギー社会を念頭に置きながら、町が今までできる自然エネルギー政策を着実に推進し、来るべき時代に備えてまいりたいと考えております。

先ほど議員が言いましたスマートシティとかコンパクトシティの考え方でございますが、これに対しては、やっぱり今集中型の電力管理から分散型の電力管理へ移行しようではないかという国策的な考え方がございます。ただ、送配電の分離の問題もまだまだありますし、これから原子力だけに頼っていいのかという非常に大きな問題があるかと思えます。そして、米国では既にシェールガスの革命が行われております。

やはり自国で行うエネルギーというものは自国でエネルギーを調達したほうがいいと。そのような中で今大きく考えられるのは、先ほど議員が言われました太陽光や風力があるわけですけれども、特にこれから国が考えていくであろうと考えられるのが私は地熱ではないかなと思っています。

地熱発電が本格的に行われた場合は、非常に国のエネルギーというか、いわゆる地熱自体の持つ資源、これを世界の中でも日本はすごく大きい資源を持っているという考え方がここにはあります。ただ、今まで地熱発電に対するリスクとか、そういうことが非常に言われてきました。ただ、技術革新の中で、それらがこれから解消されていくのではないかという期待は今持って、その辺を見詰めていきたいし、そのような方向性を考えながら町政を進めていきたいと、このように思っております。

○議長（稲葉勝男君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 大変前向きな意見でありありがとうございます。

私は10年、20年先考えて動かないといけない、こう思っているんですよ。エネルギー自体がないと、この議会だって、電気が、エアコンが、庁舎自体が動かない。町だって動かないと思うんですよ。だから死活問題、国によって、国もそうですけれども、これを自分のところで賄えれば、いわば私さっき言ったように災害にも強い、そういう町ができる。先ほど言ったように東海、東南海、まして今、集中豪雨等で竜巻等がございますけれども、そういう面から見ても、エネルギーというのは密接に本当に命に関係ある、こう思っておりますので、そこで町の先ほど言った10年、20年先を考えて、今、私が提案しましたけれども、有識者等を入れた協議会などの設置の考えはないかお聞きしたいと思うんです。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 非常に難しい問題でありまして、エネルギーに関することは。それで、当然私たち素人が判断していく問題ではないと思っております。そういう中で町民の皆さんの意見を糾合しながら、そして当然有識者の意見を聞きながら今後の低酸素社会ですか、エネルギーのあり方というものは考えていかなくちゃならないなと思っております。

そして、聞いた話ですけれども、日本近海にはメタンハイドレードというすばらしい資源があると。これらも今、使う形、技術的な革新の中で使うことができるようになってきています。そういう形の中で、国は今エネルギーをどうしようかというのは非常に大きな問題として捉えております。そういう形の中で今言われたように有識者を当然入れながら、新しい南伊豆町のエネルギーのあり方、いわゆる南伊豆町は国ではないんですから、もっと小さな形の中で分散型のエネルギーの管理の仕方、これがどういうふうにあるべきかということはまだまだ検討する余地があろうかなと。そして、なるべく自分のところで全てのエネルギーが賄える方向性というものを見つけていきたい。これが10年、20年後の南伊豆町の姿であればいいなと、このように思っています。

○議長（稲葉勝男君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 次に、東日本大震災では外部からの電力供給が遮断され、代替電源も十分確保できなかった避難所があると。避難所生活が長ければ、いろいろな問題が出てきますよね。特に災害弱者と言われている子供、また高齢者の体調不良など、健康が損なわれる可能性が大変大きいと、こう感じております。

そこで、役場庁舎を初め避難所となる学校等に蓄電池を備えた太陽光発電の導入の考えが1点。

聞きたいのはもう一つ、8月11日に、静岡新聞によると、県は大規模地震が発生した際の対策拠点や避難所となる県内の公共施設への太陽光発電設備を加速させると。国の補助金を活用し、2015年までに市町村からの要望を受けた40から50カ所の整備を想定しているとの報道がありました。

災害時には住民はもちろん、観光客に対しても重要な設備と考えております。これに対して要望するのかどうか、この2点をお聞きします。

○議長（稲葉勝男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（勝田英夫君） お答えします。

本年度、太陽光発電導入につきましては、認定こども園では、設計業務委託を既に業者に

発注済みです。

南中小学校、南伊豆中学校、南伊豆東中学校の3校についても、本年度中に設置施工調査を実施いたします。

蓄電池を備えたものについては、技術開発などの動向を見ながら総合的に検討する必要があると考えております。

蓄電池に限定しませんが、避難所の非常電源確保といたしましては、学校関係、役場防災及び自主防災団体等と連携協議等をしながら対応していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） この県のほうへの要望というのはするのいかないのか、その辺はどのように考えておるのですか。

○議長（稲葉勝男君） 総務課長。

○総務課長（山本信三君） 防災拠点にソーラーをとということではありますが、とりあえず検討はしてみたいと思っております。やる、やらないということではなくて、この8月11日に出た新聞ですね。これの報告としては、検討はしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 次に移らせていただきます。

次に、町民の交流活動促進についてお伺いします。

このまま町の人口減少が進みますと、10年後の人口は約7,000人台になると予想されます。地区の活動、催しにも困難を生じることも考えられますし、限界集落地区等も増えてくると想定されます。現在でも、ある地区ではクリーン作戦、草刈り等の人員確保に苦勞している。また、ほかの地区では奉仕作業する人が少なくなり、要は仕事量が増えて大変だということも聞いております。

隣の下田市の例を見ますと、まちづくりサポータークラブというのがあります。この下田市では市民、企業、団体、行政などが一体となって取り組む協働型まちづくりの推進を目指して、地域のために何かしたい、自分の持っている知識や技能を地域のために生かしたいというその思い、活動の事業の活性化のために、もう少し支援が欲しいというまちづくり活動



からの要請を結びつけるための下田市まちづくりサポータークラブですか、それを開設しているということでございます。

そこで、ちょっとお聞きしたいのが、南伊豆でも先ほど言ったように10年後7,000人台になると考えられるんですよ。私は先ほど東日本大震災云々申しましたけれども、平常時、日ごろですよ、日ごろの奉仕作業を通じての行動が人のつながりや信頼関係を生み出すと、こう考えているんです。非常時に災害等に大変役に立つのではないかと、こう考えます。高齢化が進む中、町が各区の活動を、例えば海岸に寄せる海草、ごみ、河川の草刈り等を広報、南伊豆広報でも結構です。携帯端末を利用して町民の情報提供し、交流活動の一環として公共的、公益的な目的で行う事業の活動に参加してもらうことにより、人手不足を補うとともに自助・共助・公助、また「近所（助）」の啓発を図る考えはないかお聞きしたいと思います。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

町内環境美化運動の日として5月30日を中心として、南伊豆町の自然の美しさを守り、快適な生活環境を維持するとともに、町民一人ひとり美化意識を高めるために、町民総参加の清掃活動を依頼しているところであります。

こういう形を公共が主導するのではなく、本来は自主的に町民の方がやっていただけると本当にありがたいなど、このように思っております。

また、7月を静岡県下一斉の河川海岸愛護美化運動月間として河川堤防等の草刈り、清掃、海岸等の清掃等、それぞれの各区の実情に合わせて、これも依頼しているところであります。これも自主的にはやっていたらいいと思っております。

町では以前から河川や海岸愛護美化運動に対し、作業量、参加人数によって補助金も交付しております。

これら以外の各区の活動については、あくまでも実施主体が各区となるため、町としては広報紙による情報提供が可能と考えますが、必要に応じてシルバー人材センターを紹介したり、また、区長連絡協議会の検討をお願いしていきたい、このように思われます。

それと、先ほど議員が言いました自助・共助・公助という考え方ですけれども、公というのは余り期待できないと考えたほうがいいのではないかなど。

〔「近所（助）のほうがいい」と呼ぶ者あり〕

○町長（梅本和熙君） そうです。それなんです。それで昨日、防災の関係で後援を受けてま

いりました山村さんの話です。山村さんが言っている近助の考え方、自助、公助、近所（助）、このことが必要だと。地域コミュニティを大切に下さいという話でした。そういう形の中で防災とか常にどのような形の、防災訓練も例えば「皆さん集まりなさい」みたいな防災訓練ではなくて、本当に例えば昨日地震がありましたね。あの地震のときに、あの全ての人たちが、さあ、地震があったから逃げろというようなことをするということが訓練なんだと。こういうことを常にやっておかないと、地震があっても今日は大丈夫ではないかというような感覚になる。どんな小さな地震があっても、そういうことに対して全員が逃げよう。組織の中、家族もそうですけれども、そういう形でやっていくことが必要だというようなことを話されていました。

今後いろいろと町といたしましても少子化していく、人口減少していく、これに対してどのように対応していったいいのか苦慮しているところでございますが、いろいろと新しい方向性を考えていきたい、このように思っております。

○議長（稲葉勝男君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 先ほど私言ったように、人口が減ると。人口が減っても、南伊豆町の面積というのは減りませんよね。一緒なんです。作業をする時間も長くなる。作業量も増えると。高齢化が進んでいくということは、お互いの区同士で区長会もありますよ。ありますけれども、その間に立って、町が、ではどこかの区とある区、早い話、若い衆がいる区と作業するけれども、ちょっと手伝ってくれないかと。お互いの区でも交流というのがそんなにない。私いろいろ歩いていますけれども、そんなにないですよ。お互い助け合って近所（助）、南伊豆町の中ですから、そういうことを図りながら行政運営ですかね、一つの行政運営だと思うんですよ、お互いに助け合うんですから。別に見返りは受けないんですから、お互いさまだよと。それによって今の世の中、結構この田舎でも人と人のおつき合いというのは希薄になってきます、今。ですから、顔見知りだったら何かあったとき、災害があったとき助け合うことができますよ。津波が来たときに今度、山のほうへ来いよと。山で災害あったときは海のほうへ、こっちのほうに来いよと、お互いの交流ができるのではないかと、こう思っているんですよ。

ただ一つのやり方として草刈り、お互いにやったらどうなのかということなんです。ですから、ちょっと互いにやればいい話なんです、確かに。だけれども、お互いに遠慮というんですかね、し合っているというんですか。そこを町が「じゃ、どうだい」ということで、

ちょっとした最初の一步の手助けをしてはどうかという、そういうことなのです、私の言っているのは。

ただ、年がら年中やれよということではないんです。できれば区同士でもいいんです。早い話が、公共公益性があるんだったら、ほかの団体でもいいんです。やるから手伝ってくださいよと、流れ星もありましたよね、2月に。流すはいいけれども、今度拾わなければいけない、回収しなければいけない。そういうときでもいいではないですか。そういうときお互い町民みんなで助け合って一つの町をつくっていいのではないかと、そういう私考え方だと梅本町長は思っておりますので、共同作業なんだと。ですから、その一つとして、やり方の一つとして、どこかの課で、こちらで下田市が、企画がやっているみたいですが、できないものかということをお聞いているわけです。だから、年がら年中ではないんです。まず、最初の一步ができないものかと、そういうことをお聞きしたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議員の言われたことわかりました。その辺は検討してまいりたいと思います、なるべく近い将来そのような形ができるように。

それと、一応町のほうにもボランティアコーディネーターの会とか、いろいろボランティアを推進してくれる人たちは大勢います。そのような中で今、青市のもとの観光協会のあそこをできればボランティアの拠点にしていきたいなと思っております。今ボランティア協会が使っております。それで、ボランティアガイドの人たちが主になっていると思いますが、ボランティアの人たちがそこへ集うような形、そしてまた議員が言われているように、各区が連携し合いながらお互いを助け合う、お互いの区を助け合うという形、これも検討して、できれば例えば草刈りとか、そういうお互いの共同作業ですか、そういうことに対して、では今回は手伝ってくださいとか、今回は手伝いますとかというそういう形ができるものであるなら進めていきたいなと。それで、この辺は検討して行政連絡員の中で、また検討をさせて、町で検討した後、行政連絡委員のほうで検討させていただきます。

○議長（稲葉勝男君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 前向きの答弁ありがとうございます。私ごとで恐縮なんですけれども、町長もたまに河川敷を歩いているかと思うんですけれども、草の伸びているところと伸びて

いないところあるんです。伸びてないところは地域の方の気持ちで、観光立町だと、南伊豆町は。少しでも町民を初め、また観光の来た方々に気持ちよく、青野川沿いでもどこでも歩いていただきたいということで個人的にやっているわけです、個人的に。私は行きながら頭が下がって、ありがとうございますという言葉をかけながら言うと、こことあそこは誰かさんがやってくれるんだけど、向い側のあそこはだれもやってくれないからどうにかならないものかとか、そういうお話を聞いているんです。ただ1回の作業だけでは、夏の草というのは次から次へと伸びてきますのでね。

ですから、できれば町長さっき言ったように1人やって、また1人一緒にやろうかとやってくれる。そういうのが一番理想的なんですけれども、夏の暑いときに出てこられる方も、なかなかいっしょにいませんけれども、私も少しでもお手伝いがあればと、少しだけお手伝いしているんですけれども、そういうグループ等が1つになればいいかなと。それが延長線上にボランティア、何かの災害のときに1つになって町のため、またその災害の復旧のために信頼関係もありますので、そういう方々は。役に立てばいいんじゃないか、こう思っているわけです。

ですから、さほど言ったように町長は区長会等々で申し上げていただけると、やっている皆さんもちょっと張り合いが出てくるんじゃないかと、こう思います。ひとつよろしく願いします。

次に参ります。

次の質問は、投票率の向上についてお伺いさせていただきます。

皆さんご存じのとおり、選挙権とは参政権のうちの一つであり、選挙人の資格、すなわち選挙に参加できる資格もしくは地位を指す。これは選挙における投票する権利、投票権のみならず、選挙人名簿への登録や選挙の公示を受ける権利などを含むと、こううたわれております。

我が町では投票所の数が減りまして、現在のところ8カ所と認識しております。期日前投票所が1カ所ということで間違いないと思いますけれども、そのため自宅から遠くなり、投票所に行きたくても移動手段がなく投票できない。何回も他人の車に同乗させていただいては遠慮でお願いできない、そういう声を各地域の高齢者の方から多数聞いております。

平成19年7月に参議院議員通常選挙と南伊豆町議会議員選挙と同時にこれ行われております。そのときに期日前移動投票も行われておりますね。なぜ期日前移動投票がこの1度切りでやめてしまったのか、ちょっと理由がわかれば教えていただきたい。それと、今後、期日

前移動投票所設置の考えはないかお伺いします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

平成19年度執行の参議院、町議会議員同時選挙から投票所が22カ所から8カ所となりました。

その選挙の際、石廊崎、下流、手石、湊、青市、入間、中木、妻良地区で1日ずつ出張期日前投票を行い、8日間で319人の投票がありました。

この当該選挙の投票率は79.88%でありまして、出張期日前投票の投票率は4.7%でありました。この4.7%の投票者に対し、各投票所ごとに3人の職員を配置し、そのことに伴い50万円強の経費がかかっております。

予想した投票率向上が図られず、経費をかけたほどの成果を得ることができないため、その後の選挙から、各地区での期日前移動投票は設置されておりましたが、私が就任後、選挙管理委員会へこのことについて検討いただくよう、依頼したところでございます。

○議長（稲葉勝男君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） お話はわかりました。現在8カ所で行われている投票所の増設の考えはございますか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

現在の8投票所は、平成18年3月策定の「南伊豆町行政改革推進実施計画」により行った投票所の削減を含めた投票所の見直しであり、選挙の自由、公平性を中心とし、効率性についてもあわせて調査、審議、検討を行って出した結果であります。

平成19年の参議院議員及び町議会議員同時選挙から8カ所となりましたが、当町の投票率の推移は、県下他市町の傾向と同様に緩やかに減少しております。

しかし、この減少の要因は投票所の削減によるものだけではなく、有権者の選挙離れが原因とも考えられます。

この根拠といたしまして、投票所を削減した平成19年執行の参議院議員選挙では投票率79.8%と、平成16年執行の同選挙の投票率73.3%を上回り、県内1位の投票率でありました。

町議会選挙と同時ということも投票率の増加につながってはいますが、関心のある選挙であるならば、有権者が選挙に訪れることが考えられます。

投票所の増設のメリットは、高齢者の車等がなく、徒歩等で投票所に行ける方が投票に来てくれることですが、この恩恵を受けられる方はごく少数であります。

投票率を上げることは安易に投票所を増やすことではなく、選挙離れした有権者に対し、いかに選挙に関心を持ってもらうかということが今後の課題であると考えており、私が就任後、投票所を増やすことを含め選挙管理委員会へ検討していただくよう、依頼はさせていただきます。

○議長（稲葉勝男君） 総務課長。

○総務課長（山本信三君） 私、選挙管理委員会書記長ということで、今の補足をさせていただきます。

期日前投票、期日前移動投票所設置と投票所の増設の考えにつきましては、投票所への移動手段のない方などに対し、投票所や期日前投票所まで巡回バスの運行等により、投票機会を保障する、また定期バスなど行かない地区へは、期日前移動投票所の設置なども再度検討する必要があると考えております。今後、更に、調査、検討はしていきたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 明快な回答ありがとうございます。

もう一つ関連としてちょっとお伺いしたいんですけれども、これ総務課からちょっと資料いただいたんですけれども、年齢階層別の投票率です。一番低い年代、ご多分に漏れず全国的に20歳から24歳、これは町長選から国政、県知事まで合わせても2割から20%から30%、多いときでこの間行われた町長選の44%、これが最高です。次に低いのが25歳から29歳。

先ほども言われた関心を持ってもらうための一つの提案として、今、職員の皆さんで当日の投票所と、それから開票作業を行っていると思うんですけれども、その10%でも20%でも、この年代を中心に公募してもらって、選挙に関心を持ってもらってはいかがかと思うんですけれども、もし答えていただければいいんですけど、答えて結構です。

○議長（稲葉勝男君） 総務課長。

○総務課長（山本信三君） 投票に関しましては広報、同報無線等で投票の啓発をしていると

ころであり、20から25、25から29、投票率が低いと言われますけれども、その点については、もう私どもというか、個人の判断になっていくんだらうと、そういうふうに考えております。

ただ、啓発活動については重々しているつもりであります。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えします。

議員、政治的な関心、これは非常に大きな問題だと思います、投票率に関しまして。それで、よく政治的な無関心層がふえていることは事実だし、若い人たちが政治的に無関心であるということは、政治というものが若い人にとって何もしてくれないという感覚があるのかなど。そして、それは我々の立場もそうですし、議会のほうも同じような立場にあらうかと思えます。

そして、やはりこの将来の南伊豆町ということを考えてときに、若い人たちに自分たちの町なんだと。これから自分たちがこの町をしょっていくんだと。そういう意味で、また国に関しても同じだと思います。県に関しても同じだと思います。自分たちの県であり、人たちの国であると、こういう意識を持つ中で自分たちのコミュニティのあり方、これを考えてもらえるように関心を持ってもらえるように、そういう施策を何か講じていきたい。

それで、今回もいわゆる石廊崎の問題が解決しそうでございます。そういう問題を含め、そしてまた地熱の問題等を含め、ワークショップ等をいろいろとやっていきたいと。そして、皆さんの意見を聞きながら、一つの町政の方向を決めていきたいと私は思っております。そういう中で、若い人たちの政治に対する関心、物事に対する関心というものを高めていきたいなど、このように考えております。

○議長（稲葉勝男君） 総務課長。

○総務課長（山本信三君） 今、宮田議員の発言の中でちょっとお聞きしたいことがありまして、20から29歳までの若い世代に対して公募をしてという言葉が出ましたけれども、公募して何をさせるのか、ちょっとお聞きをしたい。

○議長（稲葉勝男君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 先ほど言いましたけれども、当日の開票作業、また集計作業ですか、そういう関係を、早い話が100人でやるところを10人ぐらい公募してやるとか、そういう面

で関心を持ってもらってはいかがかということの提案です。

○議長（稲葉勝男君） 総務課長。

○総務課長（山本信三君） 今、言われた開票集計に公募するという話ですけれども、この事務については、公募は考えておりません。啓発活動を十分することによって投票率の向上、そういうものを目指していきたいと思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） ある地域では、その年代を公募してやっている地域もあります。それで関心を持ってもらって、では自分たちの票がどういうふうになっているのかと、そういう地域もあるんです、実際に。この間も報道でやっておりました。もっと開放的にできないものかなと。要は公務員だから云々とあるんでしょうけれども、そういう面も大事でしょうけれども、もっと外に、これも一つのPRでありましょうし、また公募されるかどうか、それはわかりませんよ、やってみなければ。やってみなければわからないけれども、やらないうちからやりませんよというお話もいかなものかと。だったら全国的に少し調べていただいて、どのような例があるか、ちょっと調べていただければと思います。この間は多分横浜のほうでやっているというお話を聞きましたので、今度公募するということではございました。

時間も時間ですけれども、町長は町民の町民による町民のための政治、町民参加型町政を信条としていると、目指している、そういうことではございましたので、今後も町民に寄り添う気持ちを持って行政運営に当たっていただくよう希望し、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（稲葉勝男君） 宮田和彦君の質問を終わります。

ここで11時5分まで休憩といたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時05分

○議長（稲葉勝男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。



---

◇ 加 畑 毅 君

○議長（稲葉勝男君） これより1番議員、加畑毅君の質問を許可します。

〔1番 加畑 毅君登壇〕

○1番（加畑 毅君） よろしく申し上げます。事前通告の内容に従って質問させていただきます。

まず、1番最初の質問なんですけれども、温泉地熱調査の継続と地域活性化座談会の進め方というテーマで質問させていただきます。

7月27日に役場湯けむりホールで地熱調査結果報告会として住民説明会が開催されました。この調査は環境省の委託研究事業であり、継続申請すれば今後の調査も補助金で継続できると聞いておりますが、次のステップに進むためには、この申請を来月10月中旬までに行わなければならないと、そう聞いております。このペースでいきますと、多少急がなければいけないのではないかなと思いますけれども、今後のスケジュールはどのようになっていますでしょうか、説明をお願いします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

7月27日、議員がおっしゃられたように地熱調査結果報告会で提案しました南野山深部の地熱構造の調査及び地熱資源を活かした地域活性化の検討につきましては、町の事業として経済産業省の「地熱資源開発調査事業費補助金交付事業」及び「地熱開発理解促進関連事業支援補助金制度」を活用していきたいと考えております。

この「地熱資源開発調査事業補助金交付事業」は、ボーリング等地熱資源調査に関する補助金で、「地熱開発理解促進関連事業支援補助金」は、地域の地熱利用促進に関する事業に対する補助金であります。

特に「地熱資源開発調査事業補助金交付事業」の交付を受けるためには、利害関係者との合意形成や自然公園法、温泉法等の許認可、地権者の合意等厳しい許可条件があります。このようなことの中で、まず町民の皆さんのご理解が重要と考えております。そのような中で報告会で報告をいたしました。御提案いたしました。

今後はスケジュールといたしましては10月中旬まで、これらの補助金申請を行うことを目

指しつつ、温泉関係者、旅館組合、商工業者、観光業者、農業者、関係区民等、分野ごとに座談会等を開催しながら10月初旬の全体説明会につなげていきたいと考えております。

また、補助金ですが、これは認められましても、試掘までにはいろいろな調査が必要であり、実際試掘が行われるのは大体3年程度後のことだと考えております。その期間にも十分な議論ができる、メリット・デメリットを考えながら皆さんと議論をしていくのがいいのかなど。

そして、やはり心配されるデメリット、よく言われる温泉の枯渇とか、そういうことを言われるわけですが、そういうことがどうしても学識者等いろいろな方々からの意見の中で厳しいという話の中であるなら、やめるという方向性もあるのかなど、このようにも思っております。

以上、そういうことで答弁いたします。

○議長（稲葉勝男君） 加畑毅君。

〔1番 加畑 毅君登壇〕

○1番（加畑 毅君） 明確な答弁ありがとうございます。

今、スケジュール、町長のほうから話してもらったんですけれども、この中で大事なことというのは、私はワークショップを多数開催していくというこの町長の方針だと思うんです。実際、町長も今言われたように利害関係者も含めての中で本当に反対意見が多くて、これが影響してしまって町の運営にかかわるといふのであれば、最終的に反対という、やらないという判断をしなければいけないときも来るのかなと思うんですけれども、私思うのは、可能性のあるものに対して、やるべきことまでやらないで判断してしまうというところは、もういい加減やめたほうがいいんじゃないかなというのがあります。どうしても可能性というところは信じたいなというのがあります。

というのは、今回の予算にしても、温泉の試掘のほかに理解促進ですね、その辺の予算もついているわけですよ。これ要するに地熱を利用してという前提ではあるんですけれども、そこから先に、そこから生み出した要は予算的なものができたときに、それを使ってどうまちづくりに生かしていけるかというところが重要だと思うんです。

正直言いまして、今まで地域の説明会、僕も加納区の説明会からずっと出させてもらったんですけれども、もしも地熱発電所できたとしても、そんなに大きな規模ではないというのは聞いております。しかも、そこで生み出す雇用が町の何十人なんて規模にはならない。せいぜい数人だということになりますと、地熱発電所さえできれば一発逆転で物すごい勢いで

利益生み出すというわけではないというのは、ほとんどもうわかっていると思うんですよ。

ただ、そこから生まれるエネルギーによって、どう使いこなしていけるかというところが重要なものでありまして、当然危険な部分は考えなければいけない。今まで使っていた人たちが被害に遭うようでは意味がないので、そこがクリアできるのであれば、次の段階でどう進むかというところは、このワークショップの中で十分に説明していかなければならないと考えております。

これいろいろなところで私この質問していると言われるんですけども、例えば温泉をずっと掘り続けて、それを捨ててしまうのではないかというような人がいたりとか、要するに熱を使って循環させるということすら理解してもらっていないということもあります。その点も含めて十分に説明をしていかないと、誤解されたままリスクの部分だけかクローズアップされていくというような展開がちょっと心配ですので、その点お聞きしたいと思いますけれども、どんな考えを持っていらっしゃるでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

議員が言われるとおり、最終的な目標はまちづくりです。この地熱を利用したまちづくりということを最終目標にいたしております。単なる地熱発電だけをやっても、先ほど言ったように雇用はせいぜい3人とか5人とかという世界で、町にとってそれほど大きなメリットはないだろうと。

ただ、エネルギーを集中型から分散型へ移行していこうという国の施策がありますけれども、本当に町にとってそれだけではちょっとメリットはないだろうと。最終的にはまちづくり、そして、いろいろリスクに関しても調べているんですけども、今、一般的な今までの地熱発電ではなくて、今言われているのが延性帯地熱系発電という新しい形で、例えばこれは相当深く掘るらしいんですけども、学者が言っているんですけども、この発電方式はやや深い掘削深度を必要とするものの、亀裂を人工的に造成するため、亀裂を外すという従来の地熱開発に見られた掘削的中リスクが解消される。この発電方式は天然の熱水対流系が存在し得ない延性領域を利用するため、約28,000もの源泉からなる我が国の温泉文化と抵触しない究極の温泉共生型地熱開発を可能とするということで、こういう研究も、もう既に進められているそうです。こういうことを含めながら、まだまだ我々は検討していかなければならないなと思っております。

先ほど言ったように例えばこれ国交省のほうから「補助金オーケーですよ」という話になっても、大体3年間ぐらい先の話でありまして、その間にまだまだ皆さんと議論ができるなど、このように思っているわけでありまして、でき得れば補助金申請だけのご理解をいただきたいなど、このように思っている次第です。

あと詳しいことは、課長のほうから何かこの技術的な話とかという部分での答弁できますか。

では、課長から答弁をさせます。

○議長（稲葉勝男君） 企画調整課長。

○企画調整課長（谷 半時君） それでは、お答えいたします。

ただいま町長のほうから技術的というお話でありました。それで今、町長のほうからの紹介といたしまして、いわゆる延性帯を使った地熱発電という手法があるということのお話がありました。今、いわゆる国を挙げて研究というものが非常に盛んに進められております。それから、このたびの平成26年度の政府の概算要求につきましても、いわゆる経済産業省あるいは環境省で本当に膨大な予算をつけております。そうした中で、いわゆる研究それから実証実験等々が国を挙げて進められております。

そういった中で町長が先ほど申し上げましたように、いろいろな手法というものが進められております。昨年度、私が静岡県の企業局のほうで、いわゆる温泉発電の研究会があったんですけれども、そのときの弘前大学の先生の提案していたものがただいま町長が申し上げたような新しい地熱発電の方式でございます。その先生が申し上げておりました言葉の中に、まさに今、地熱発電のいわゆる技術だとか施設等につきましては、まさに百花繚乱の動きがあるというふうな発言がありました。ということで、いわゆる技術的なお話は私からは申し上げられませんが、そういったことで国を挙げて非常に技術革新が行われているんだろうということにつきましては実感しております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 加畑毅君。

〔1番 加畑 毅君登壇〕

○1番（加畑 毅君） 担当課長からのお答えも含めてありがとうございます。

私が思うのは、先ほど同僚議員からの質問の中でもありましたけれども、今回の自然再生エネルギーというのは、まさにこれ3・11のあの事件、事故ですね、東北大震災以来、国を挙げてそういう方向に進んでいるんだというふうに思っております。逆に言うと、それがな

ければ原発の危険性というのはいまだに意識の中にないまま進んでいたのかもしれないなどというふうに思っております。

例えば災害が起きたとき、この役所が災害対策本部になるわけですね。ここで電気も通じない、何の動きもとれないということになったときのリスクということを考えれば、当然自前でエネルギーは確保しておいたほうがいいということがあります。

それから、この伊豆半島はフィリピン海プレートに載っかっているわけですが、先日ちょっと得た情報の中では、駿河湾のほうにある溝が実は熱海方向、東海岸のほうにも溝が切られているのではないかと。要するに伊豆半島自身が2つの溝に囲まれてしまっているのではないかとというような情報も得ました。

それが、その映像の中では首都圏が危ないというようなテーマだったんですけれども、私からしてみれば首都圏の前に私たちが住んでいる伊豆半島が危ないと。その意味でいうと首都圏がどうこうではなくて、その前にこっちが大変ではないかと、冗談ではないという思いがありまして、それから含めてこの議会のほうも浜岡の原発に対して、再稼働してくれるなという意見書を出していることもあります。こういうことも含めまして、やはり自前のエネルギーがないというところのリスクというところも考えなくちゃいけないと。

ただ、それがこの町の今までの方向性を壊してしまうというんでは、これは元も子もないというところで、非常に難しい判断になるかとは思いますが、ここは民間の人たちの意見も聞きながら、という町長の方針がありますので、十分にそのワークショップを生かしてもらいたいと思います。それから、温泉関係者だけではなく、商売されている方、これからまちづくりを考えられている方も含めての意見という形で方向性を見出してもらえればと思います。

続きまして、2番目の質問に入ります。

防災対策としての山林整備の推進というテーマで質問させていただきます。

7月に発生した西伊豆町での災害に町議会有志、またボランティア活動に参加したこともあり、災害に対しての対策を日ごろから考えておくことの大切さを痛感しました。山林の整備を怠ることによる山の斜面の保水力の低下が原因と考えられる山崩れに対しての当局の考え方を聞きたいです。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

今回の西伊豆町の災害は、降水量が1時間100ミリ前後の局地的な集中豪雨により、山崩れが発生し、河川の水位が急激に上昇するとともに土砂が堆積したため、流域の家屋で床上・床下浸水や土石流流入等の被害が発生したものであり、近隣市町での災害発生は、当町といたしましても他人事ではなく、身近な問題であると認識しております。

当町といたしましては今回のような災害の未然防止を図るため、荒廃森林の解消に向け、森林整備に関する事業を展開している各林業事業体を支援していくとともに、各地から危険箇所を情報収集し、県単独治山事業での採択に向けた取り組みや既存治山施設のパトロールを静岡県賀茂農林事務所と引き続き連携して行うなど、減災に取り組んでいく必要があると考えております。

○議長（稲葉勝男君） 加畑毅君。

〔1番 加畑 毅君登壇〕

○1番（加畑 毅君） 今、町長の答弁にもありましたけれども、西伊豆町の状況というのはやはり目の当たりにして見まして、これだけ危険なのかというふうに感じておりました。新聞でも話題になっておりましたけれども、例えば西伊豆の幼稚園の件です。あそこの上の崩れたままの状況で今幼稚園が再開されていると。

ただ、今までは津波を想定していたがために、あそこに避難路をつくったと。そしてみたところ津波の前に避難路のほうが崖崩れでやられてしまったという状況です。地震による防災訓練と津波による防災訓練の違いというのは、これははっきりしたと思うんですよ。両方ごっちゃにしちゃってしまうと、むしろ危険な方向に進んでしまうということもあります。

そういった意味では、僕前から気になっていたんですけれども、町内に数多く見受けられる看板があります。崖崩れ注意、それから土石流危険という看板が至るところにあるんですけれども、これ数年前なんですけれども、私、静岡県のほうに県庁のほうに聞いたことがあるんです。余りにもこれ印象が悪いので、「なぜこんな看板にしたんですか」という話をしたんですけれども、「これは印象が悪いというのはわかっているんですけれども、山を整備していないということで危険性がありますので設置してあります」と、ご理解くださいという答弁だったんですけれども、「危険があるんだったら、いつそれは直してくれるんですか」という質問したところ、「予算の関係上答えられません」と言ってからもう多分6年ぐらいたっています。で、この災害です。

やっぱりここは進めなければいけないんじゃないかなと思うんですよ。災害ボランティアで2回目に入った安良里のときには、やっぱり海の近くだったこともあるんですけれども、

最初に私が商工会の青年部として災害地に入ったときには、宇久須の山の崩れた部分の土砂の撤去だったんです。ところが、それその1面がずっとそういう形になっていたのではなくて、ある一部だけが落ちているという状況で、ちょっと異常な状況だなと思ったのですね。

それ聞いてみたところ、やはり山林の整備がされていないと。今、炭焼き等が商売にならないこともあって、公共のお金が入らないと山の整備を誰もしない。そういうことになると、木が伸び放題で地面の部分まで日が入らなくて保水力が低下してどんどん水がたまっていく。そこで大雨が降ると一気にどんと崩れるというところで崩れてしまったというのが現状ではないかなという話がありました。これはもう本当、他人事というよりも、すぐ起きてもおかしくないのではないかなと。

しかも、県のほうで危険区域です、土石流危険ですという看板がありながら、崩れたとしたら、これはどう説明するのかと思うんですけれども、これ実際町のほうに言うことではないのかもしれませんが、多分現状わかってきてないと思うんです、県のほう。ここは声を大にして言っていけないと思うんですけれども、この辺はどうお考えでしょうか。県のほうに言っているという事実もあるんでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

非常にいいご指摘だと思います。先ほど前の宮田議員の質問にも答えましたけれども、やっぱり山村先生が同じようなこと言っていました。看板、これはチリ沖地震の看板の表示をしていたと。「チリ沖地震はここまで来ましたよ」というような看板表示していて、皆さん安心していたら、それ以上のものが来てしまったというような。だから、チリ沖地震以上のところへ逃げればいいんだというような感覚で物事を考えていたら、そうでなかったというような話がありました。そういう形の中で、やはり物事の考え方、柔軟に考えていかなければいけないと、このようには思っております。

それと、危険の看板、本当にそれをやることによって、逆の形なんでしょうけれども、確かに危険であるなら危険の表示というのはあってもいいのかなという気はするんですけれども、そのことによって、例えば思い込みというものがありますね。思い込みというもの、例えばそこは危険だから、ではこっちへ逃げるとか、例えば山村先生の話で、あれはどこの話だったのかな。例えば大津波のときに、ここまでは来ないんだという地区の人の意見のもとに学校の小学生がそこでずっと待機、校長は「逃げましょう」と言ったら、そこへ待機して

そのまま子供たちが全員やられたとか、そういう形があったということで、やはり経験にとらわれた柔軟な考えのできない形というのは、ちょっとまずいですねという話は確かにありましたね。ちょっとお答えになっているかわからないんですけども、今言った危険の看板ということに対しても、もう少し考え方を本当にそれでいいのかということは考えていきたいと思います。また、県に対しても、そういうことをまた質問していくというような形でやっていきたい、このように思います。

○議長（稲葉勝男君） 加畑毅君。

〔1番 加畑 毅君登壇〕

○1番（加畑 毅君） 今、町長の答弁、すごく言わんとすることはわかります。危険箇所のところに危険と書いたら、「いつやってくれるんだ」と言われて、逆に看板をしなかったら「危険ではなかったの」と言われて、どっちにしてもクレームをもらってしまうという状況はこれ否めないと思うんですね。

僕、具体的になぜこんなことを県に電話したかということ、例えば仕事柄、お客さんを、移住者を案内しているときに「この町って危険なんですよ」と言われたんですよ。どこにいても崖崩れ起きる可能性があるんですねと言われて、いや、そんなことはないですよ。例えばうちの後ろの山なんて危険の看板ありますけれども、僕住んでから30何年1回も崩れたことはないです。この下賀茂の商店街の中にもあります。実際に山を背負っていない部分、国道に面したところにもあります。これをよそから来た人が見ちゃうと、「なんて危険な町なんだ」と、「商店街までみんな山崩れ来るのですね」という話になっちゃうんですよ。ただ、これ今、町長言ったように、では、なければいいのかといたら、やはりそこは、今度は住民の人の気持ちが薄れてしまうので、これもなければいけないという部分があるので、バランスというよりも、これ前向きに山の整備を進めていますということしか答えが出ないのではないかなと思うんです。

それから、関連して防災訓練に関してなんですけれども、先日の9月1日、どこでも防災訓練をやった事実があります。これ今の時代ですと、SNSの発達によってフェイスブックなんかで各地の防災訓練の様子がすごくわかるんですけども、ではこの町はどうだったのかなというところで、やっぱり疑問が残ったんです。僕も防災訓練参加したんですけども、サイレンの発声の仕方によって人が出てくるタイミングがずれてしまって、そこが周知されていない。それを担当する人たちも実は理解していなかったりして、防災訓練になったのかならないのかというところがあったようですね。



あと、これ例えば火災のためとか地震のためというのであれば、「山から遠ざかってください」はわかるんですけども、避難地に行くまでに1度海の近くまでおりてから避難地へ行かなければならないとかという訓練の仕方があるとなると、これ津波に関しては全くナンセンスな方法をとっているということがありますので、津波が来るのか地震が来るのかどっちが先来るのかわかりませんが、例えば「今回は地震の避難訓練です」、「今回は津波です」とかという形をとっていかないと、結局やればいいと、通り過ぎてしまえばいいという意識のままでいくと、実際機能しないんじゃないかなというふうに思います。

私自身も防災委員をやっていた経験もありますので、当時からちょっと疑問点はあったんですけども、今後ちょっとそこはもう少しめりはりをつけないと、ちょっと西伊豆の状況を見ただけに、ちょっと方向変えなければいけないんじゃないかなという形も考えるんですけども、その点の質問とかというのは上がっていないですかね、各地から。例えば防災委員のほうからとか、各区の区長さんからとか、防災訓練やり方こうしたほうがいいんじゃないかとかという話はないでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 防災室長。

○防災室長（大年美文君） お答えします。

まさしく議員おっしゃるとおりだと思います。私は担当としまして、やはりまず避難、これがまず優先にはなろうと思います。今回の二、三日ですか、執行部のほうから始まって昨日の名古屋、あれを見ますと都市部は都市部の脆弱さというものがございしますが、尋常でない雨の量ですので、我々が町民の皆様に避難をしていただくときに何ができるのかなと、実際問題。今、おっしゃられたように、避難所でさえ危険箇所に囲まれているというのが我が町の状況でございます。

我々が、何ができるかと。私が思うには、まずは的確な情報伝達、これがまさに我々が工夫して進めていかなければならないものだと思っております。それにつきましては、やはり今避難の経路、とても重要なことになろうかと思っております。こういう雨の場合の避難経路と、まさしく地震・津波の避難経路とでは全く違うような形があるかと思っておりますので、その辺は今後精査して、こういう避難訓練に反映させていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 加畑毅君。

〔1番 加畑 毅君登壇〕

○1番（加畑 毅君） ありがとうございます。

担当の方からの今の答弁、非常に参考になりました。実際そういうことだと思うんですよ。災害のときになったら、実際には訓練のときのようにはいかない状況が間違いなく出てくるんじゃないかなと思います。

2年前から私、地元の班長という形やらせてもらったときに、防災訓練をわざと今までの避難地と外しまして、わざと銀の湯の前の山に登ってみました。これは何がしたかったと言いますと、実際その山に登ることができるのかどうか、高齢の方々が。

間違った認識という、これ冷たく聞こえるかもしれませんが、何か高齢者の人たちは若い人たちが背負って山の上まで連れていってくれるんじゃないかというような、そういう意見が3・11の後ありました。地域的美談みたいに。僕はそんなことあり得ないと思うんですよ。実際そういう状況の中で自分の家族守るのに精いっぱいの中で、高齢者の人たちを順番に我々世代が背負って「山の上まで連れていくから大丈夫だよ」なんていうことは言えません。無理です。

だとしたら、その頂上まで登ってもらうのにどれだけ疲れるのか、何分で登れるのか、これを実感してもらわなければいけないと思ひまして、実際登ってみました。やはり高齢者の人たちはびっくりしていましたね。これ実際波に追われながらだったら登れるかどうかわからない。でも、「登らなければだめだよ」ということで終わったんですけれども、実際担当が変われば今までと同じような避難地に集合するやり方に戻ってしまうとか、区のほうとか担当者のほうの意識が前に進まなければ、ちょっと変わっていかないんじゃないかなというところがありましたので、今回ちょっと防災対策とは外れるんですけども、質問の中に加えさせていただきました。いろいろ答弁ありがとうございました。

それから、最後の質問に入ります。

南伊豆町のPR映像作成についてというテーマで質問させていただきます。

SNSの普及により、我が町のような過疎地域でも多くの情報を発信できる時代になっております。全国各地でPR競争が行われているわけですが、例えばどのような会議にでも共通して使用できるPR映像を用意しておくことはできないでしょうか。時間が長いものと使い勝手が悪いので、例えば5分10分程度の映像でもいいと思います。これからの時代、この映像は観光面においても非常に武器になるのではないかなと思うんですけども、そういう予定はありませんでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

町のPR映像といたしましては、民間企業の委託政策しておりますユーチューブで現在も放送されている観光情報「いい伊豆みつけた」があります。

また、本年度からホームページの動画配信が可能になったことから、職員が創意工夫をいたしまして、長者ヶ原山ツツジ、弓ヶ浜オープンウォータースイムレース、ユウスゲ、夏の体験型プログラムの紹介等、各種イベント情報をユーチューブにより配信し、好評を博しております。

SNSの普及により、情報の重要性につきましては十分認識しておりますので、「どのような会議にも共通して使用できるPR映像」といたしまして、どのようなものが適当であるか、また必要性を含めて検討してまいりたいと思います。

また、今、ゆるキャラが物すごく盛んになっておりまして、南伊豆町も皆さんご存じでしょうけれども、いろ男爵というゆるキャラを今、職員がつくっております、その辺のところも町の公式なゆるキャラに認定するかどうか、いろいろ検討してまいりたいと思います。そういうことも含めて、いろいろと南伊豆町をPRしていくことは考えております。

○議長（稲葉勝男君） 加畑毅君。

〔1番 加畑 毅君登壇〕

○1番（加畑 毅君） 今の町長の答弁にもありますように、ゆるキャラも含めて町のPRのためにはいろいろと映像も使ってイメージをつくり上げていくというのが大事だと思うんですけども、今、言ったユーチューブ上に流れている動画というのも大切なんですけども、私が一番重要だと思うのは、会議の前に、プレゼンテーションの前に流れるちょっとした映像の中に町のイメージとか凝縮された映像をつくりたいということなんです。

イメージとして私の中にあるのは、前に台湾の観光の方々と一緒に交流した湯けむりホールですね、あのときの映像がすばらしいなというのがありまして、あのような映像がちょこっと流れるだけでも、かなりイメージが変わるのではないかなと。よく大手の会社が自分の会社のPRビデオ作成のために、こういう事業をやっていますとか、こういうイメージがあるんですというところで伝えて、その後、会議に入っていくという導入の方法としては非常にその手法というのが身になっていくのではないかなというのがありまして、偶然にも昨日の伊豆新聞に河津町の観光協会が観光宣伝用のDVDを作成したという記事が出ておりまして、これやられたなという感じがあります。

ただ、河津町も先行してやっていると、私も思いつくというぐらいのことだと、どこの町

でも思いつくのではないかなと思うんです。だとすると、やはりその映像を持っていないほうが今後不利に働いてくるのではないかというところがありますので、そんなに労力も時間もかかるものとも思えませんので、何かできないかなと思うんですけれども、具体的に何かありますでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 副町長。

○副町長（松本恒明君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、昨日の新聞に河津がつくったという記事があります。それで、近隣では西伊豆町もつくって、既に販売しております。本町にはまだ映像ありませんが、実は職員がいろいろテンプレート等を利用してパワーポイント用に使える映像等は既に活用しているところでございます。ただ、これは職員限定ですので、ですから議員おっしゃるように今後映像または写真等を使って、町民誰でもが自由に使えると、間口を広げるということであれば、より宣伝効果も高くなるのかなというふうに考えますので、そういったことを含めて担当課等含めて検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（稲葉勝男君） 加畑毅君。

〔1番 加畑 毅君登壇〕

○1番（加畑 毅君） ありがとうございます。

まさにその答弁が私聞きたかったんです。若手職員がやる気を持っているという部分がやはり見えてきているのかなと私感じているんですよ。さっき町長からも言われましたように、ゆるキャラの中で、今、これは職員が独自でつくったんでしょうけれども、いろいろ男爵、石廊崎をモチーフにしているという形なんですけれども、これ2年前に私が一番最初の議会で質問したときにSNSのことを言ったときに、これ言い方悪いですけども、半分相手にされなかったんですよ。そんなのは先の話であって、君らがやっていたらというような状況だったのをすごく覚えているんです。ただ、これが何年後かに間違いなくそういう状況になるのにといいながら質問していたんですけども、現在やっとその時代が来たのかなというふうに思います。

町長も含めて今SNS活用して情報発信というところをしていると。この中での情報の交流というので、まさにその当地の状況がわかるわけです。西伊豆の状況に関しましても、やはりフェイスブックの中で先にわかったということもありまして、これは行かなければいかんということがあります。それによって、伊豆半島全体の商工会青年部を含めて青年会議所、JCも含めてあそこに集まったと。これが本当の情報の交流というところで使えるものであ

って、単なる遊びの道具ではないんだということはだんだん浸透してきたのかなというふうに思いますので、ぜひとも若手のやっている部分、これは今のところ若手の中でのツールでしかないんでしょうけれども、どうにかして公式なものに入れるのであれば、これはもう検討していく時代になっているのではないかなと思いますので、その点もお願いということで、3番目の質問とさせていただきます。

今回3つ質問させてもらいましたが、やはり今大きな問題になっています地熱利用のこと、それから災害も今日も大雨が降っていてこういう状況であります。随分、切迫した問題が山積みになっているんですけども、何とか議会のほうも協力していきながら行政運営に努力していきたいと思っておりますので、ありがとうございました。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（稲葉勝男君） 以上で加畑毅君の質問を終わります。

ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時40分

再開 午後 1時00分

○議長（稲葉勝男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

---

◇ 吉 川 映 治 君

○議長（稲葉勝男君） 3番議員、吉川映治君の質問を許可します。

〔3番 吉川映治君登壇〕

○3番（吉川映治君） 3番、吉川でございます。一般質問の通告書に従って質問させていただきます。

お昼が終わった午後1時からですので、非常に自分もやりにくいんですけども、精いっぱい務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、去る7月18日の未明にゲリラ豪雨で被災された西伊豆町の皆様には心よりお見舞いを申し上げます。

さて、私の一般質問に入りますけれども、まず1番目です。南伊豆町防災担当課と各地区自主防災会との連携についてございまして、今回のこの西伊豆町の災害というもので、私達にも、いつ災害がやってきて、そしてどのような種類の災害が来るのかということとはわからない中でも絶えず緊張感を持ちながら、それに備えていかなければならないということを変更して認識したわけでございます。

そして、その備えの一つでありますけれども、災害が発生いたしますと、当然発足されるであろう災害対策本部のその前身である防災担当課と各地区の自主防災会及び災害ボランティアコーディネーターの会との事前の確認、訓練、そして検討というのがその備えの中にあるわけでございますけれども、したがって今回私のこの質問というものは、第1問目と第2問目のボランティアコーディネーターの会が絡んでくる質問というものを一くりに考えていただきたいというところをお願いしたいなと思っております。

つまり、万が一南伊豆にこういう災害が発生したと想定した場合にも、やはり一つの確認として発生から復興までというものを私なりに緊急の救命期、そして災害復旧期、そして生活の再生期というこの3つの段階に区切って考えてみたわけでありまして。そして、その3段階の時々に各地区の自主防災会、そして南伊豆町の災害ボランティアコーディネーターの会、略して災ボラですけれども、その団体が活動できるその段階、段階で災害対策本部と事前によく連携ができていくように、あらかじめ協議しなければならないことを今ここで確認、検討して行って、本当実践、実際に災害が起こったときにスムーズに物事に対処できる、機能していけるような形にもっていければなと思っております、ちょっと今回の1問目、2問目の質問をさせていただきたいなと思っております。

まずその第1問目に持ってくるのが、今3段階に分けた緊急救命期、災害が起こって二、三日後のことでもありますけれども、そのところと災害対策本部、そして各地区の自主防災会との連携から質問をしていきたいなと思っております。

大災害発生から3日以内は当然道路も寸断されてインフラもとまった状態でありまして、ボランティアの方々がその現場に入るということは、なかなか本当に難しいことだと思っているわけでもありますけれども、反対にその時点が、人命が助かるぎりぎりの時間帯、要するに76時間ですか、76時間以内に主に救済の時期に充てなければ、その76時間を救済の時期に充てなければならないというところで各地区の自治会の会員の皆さんが被災者救済のために、先ほど午前中に町長のほうの説明からありました共助ではなくて近所（助）ですか、近所（助）ということを中心になって行動されてくる時期であると思っております。

そのような時期であるわけでありますので、そういうことを想定して提携される災害対策本部と各地区の自主防災会との間で交わされるであろう「南伊豆町自主防災会災害時相互応援協定書」というものがまたクローズアップされてくるわけでありますけれども、ここでちょっと町長に質問したいなと思っております。

私これ前回は質問させていただいたんですけれども、私が今見ている南伊豆町の自主防災会災害時相互応援協定書というのは、前の町長と自主防災会との会長が交わしたものであるわけでありますけれども、梅本町長、改めてみずからの町長のもとで、その当該のその相互応援協定書というものを策定し直して、各地区の防災会の方々と締結する意思はあるのかどうか。そして、もしそれを策定し締結していく意思があるんであったら、よりグレードアップした内容の協定書を臨むものですが、梅本町長が策定しようとしている自主防災会の災害時相互応援協定書はどのような期待を込めて作成していくつもりなのかをちょっとお聞きしたいんですけれども。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

新たな自主防災の災害時相互応援協定書をつくる気があるかということでしょうか。見直しをする気があるかということでしょうか。十分これは検討されたものであると思います。今の段階で、また、検討はしますけれども、これを即変えていこうという考えはございません。先ほど議員が言われたように近所（助）の考え方、これは非常に大切なことだなと思っております。お互いが先ほど宮田議員からの質問がありましたように、これ防災だけに限らず、コミュニティの中でお互いが助け合うという考え方は本当に必要でありますし、そのような考え方をまず町民の皆さんにご理解いただく、そういうようなことを考えていきたいなと、このように思っております。

○議長（稲葉勝男君） 吉川映治君。

〔3番 吉川映治君登壇〕

○3番（吉川映治君） そうですね、私もそのさきの6月の定例会のときにも一般質問させていただきました。先ほども申しましたけれども、「南伊豆町自主防災会災害時相互応援協定書」のすばらしさというんですか、これがすばらしい協定書であるということは僕も述べさせていただいたもので、そんなに手直しするところはないことはもう私も重々承知はしておりますけれども、そうは言っても、やはり二、三そこから質問させていただいたところも

あるものですから、それについてまた再度同じような質問になるわけですが、またちょっとさせていただきたいなと思うわけであります。これが、私が言ったグレードアップした相互応援協定書作成の足がかりになれば、私もすごくうれしいわけでありますので、そういうふうな判断を頭の中でスキームとして伺いながら、ちょっと質問を二、三させていただきたいと思っております。

まず1つ目でございます。その第2条の(1)にありました避難所となり得る施設等の提供の事前確認であります。これもまた前回質問はさせていただいたんですけれども、そのときの答弁としては、「一般の町民の皆様の施設もお借りするようになるもので、今全てを把握していない」という答えだったんですね。

ただ、もしそのような状態で、これで災害が来たら、間違いなく対策本部と自主防災会が被災者支援のためのその避難所要請というところで混乱を起こすことは目に見えているわけでありますので、今のうちに各地区ごとで、その避難地、避難宅を把握して、なるべくならリストでも作成させていただいて、自主防災会長等にそのリストを手渡して、各地ごとの避難所の周知というものを徹底していかなければならないとも思うんですけれども、先の一般質問からの進捗状況というところを踏まえた上で、今一度これについてご答弁を願いたいです。お願いします。

○議長（稲葉勝男君） 防災室長。

○防災室長（大年美文君） お答えします。

議員のご質問の中の避難所となり得る施設ということで、その進捗状況についてはいかなものかというご質問だと思います。前回もご答弁申し上げましたが、公会堂とか公民館等については、我々当然把握はしておるところでございます。ただし、いち地区が被災して、家族がもう住むところもないというような甚大なる災害の場合において、隣近所も相当ダメージを受けるだろうという想定もございます。

ですので、これは自主防災会長、会を通じてそのはなれが本当に安全なのか、そのご家庭も安全なのかということをもまず自主防災会長さんを通じて受け入れていただける自主防災会にお願いして、今、例えば把握しているのが100ありますよといった中で、実はうちのほうも被害を受けているということになりますと、100人受け入れたくても、50しか受け入れないよというような想定も考えることもございますので、有事の際には受け入れていただける自主防災会のあくまでも友愛的精神に基づいて引き受けただけならなということ考えております。



以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 吉川映治君。

〔3番 吉川映治君登壇〕

○3番（吉川映治君） 確かに対象となる施設も被災をして、相当ダメージを受けることはもう想定はされるわけでありましてけれども、今回のその相互応援協定書のほうにもその旨がやはり明記されてきてしまっているわけでありまして、やはりあの応援協定書を見る限りにおいては、期待は非常に私たちもするところでございますので、何もそこでとめられるのではなくて、やはり絶えず努力はしていきたいなと思っております。どうもありがとうございます。

そして、マニュアルづくり、リストづくりというのも頑張っていたいただければなと思っております。お願いします。

そして、続いてまた、その第2条にありますけれども、供給可能な食糧とか飲料水及び生活必需品並びに資機材の提供であります。この前提で述べました緊急救命期には食糧、飲料水の備蓄というもののストックが最低1週間は必要であるということは前回の質問でさせていただいたわけでありましてけれども、また改めてここでも質問したいなと思うんです。あれから今、現在です。当該相互応援協定書を締結している各地区で、どれだけの地区が食糧とか飲料水を備蓄に努力しているのか、そしてそれをどれくらい備蓄というものが進んでいるのかというものを参考のためにお聞きしたいのですけれども。

○議長（稲葉勝男君） 防災室長。

○防災室長（大年美文君） お答えいたします。

現在、自主防災事業のこれ補助金の関係になりますが、ご紹介させていただきます。食糧、飲料水及び生活必需品についての購入は自主防災さんのほうからの要求はありません、今のところ。自主防災会で備蓄食糧に関するパンレット等の請求をしていただいた防災会長さんが2件ございました。それで情報提供は私のほうからさせていただきました。

本年度のまた自主防災事業の補助金につきましても、非常用発電機ですとか、あとトランシーバー等の資機材購入等に活用されて、本日までですが、7件ございます。77万6,000円の利用がありました。

また、この補助金につきましても、平成24年度当初は200万円に対し、本年度500万円計上しておりますので、今後も各自主防災会において積極的に活用していただくようお願いして、また周知もさせてもらっておりますので報告いたします。

○議長（稲葉勝男君） 吉川映治君。

〔3番 吉川映治君登壇〕

○3番（吉川映治君） ありがとうございます。

次の質問についての答弁をいただいちゃった感じがしたものですから、さて困ったと思ったんですけれども、まさに次のところでの質問だったんですね。やはりそこで私の頭の中のスキームとしては備蓄品が余り進んではいないよ、したがって地区ごとにかなり要する資金的にも余裕のあるところ、ないところというのがあるのかなというところで、その穴埋めをするために今自主防災事業補助金というものができ上がったと。平成24年6月13日の施行であったんですけれども、平成24年度、それ以降での使い方、その自主防災事業補助金というものがどのように使われているのかということをお聞きしようかなと思ったんですね。

というのは、平成24年度の一般会計の決算書を見ましても、私の見方が悪かったのかもしれないんですけれども、見つからなかったんです、決算の額が。なものですから、それをお聞きしようかなと思ひまして質問をさせていただきたいなと思ったんですけれども、今の答弁からすると、やはり24年度はそれを使われた地区がなかったということでよろしいでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 副町長。

○副町長（松本恒明君） お答えいたします。

今、ちょっと額は、即答はできませんが、24年度使った実績がありますので、また委員会のときに担当課長から説明させていただきます。

○議長（稲葉勝男君） 吉川映治君。

〔3番 吉川映治君登壇〕

○3番（吉川映治君） ありがとうございます。ぜひ、お願い申し上げます。

それと、25年度では500万の予算を取っていただいたということでございますので、この8月31日まで、25年度の8月31日までの使った実績等も、またもう一度ちょっと教えていただければ助かりますけれども。

○議長（稲葉勝男君） 防災室長。

○防災室長（大年美文君） お答えします。大変失礼しました。

25年度は本日現在7件、77万6,000円の活用がありました。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 吉川映治君。

〔3番 吉川映治君登壇〕

○3番（吉川映治君） ありがとうございます。よくわかりました。

これについて自主防災事業補助金というものを積極的に今、担当課長のほうからお聞きして、積極的PRもしていただけるということでございますので、ぜひお願い申し上げます。

それと、これ要望事項でもあるんですけども、この自主防災事業補助金は交付の要綱別表2までついておりまして、かなり手厚くつくってあるわけでありまして、とにかく私みたいな素人が見ても、この別表2の内容がちょっと不明確のところ若干ありまして、こここのところもう少しわかりやすくしていただければなということをやちょっとかいつまんで説明をさせていただきたいと思うんです。

まず経費の区分と、事業の区分というのはわかったんですけども、経費の区分、そして補助率及び補助限度額という欄がありまして、まず経費の区分でもう少し詳しくその例示を示していただきたいということと、そして補助率及び補助限度額、これがちょっと複雑怪奇なところであったものですから、実際これを使おうと思っている方がちょっとうんと首をかしげてしまう可能性があると思うもので、そここのところもう少しわかりやすくつくっていただくと非常にいいかなというところがありますので、そここのところを検討してみてください。よろしくをお願いします。これは要望事項です。

○議長（稲葉勝男君） 副町長。

○副町長（松本恒明君） お答えいたします。

南伊豆町自主防災事業補助金交付要綱の別表で第2条関係のことだと思います。ちょっとこれは私を初め当時の防災室長等と協議をして、これほぼ県下でも、そう特別難解な要綱ではないと我々は認識しているわけでございます。

例えば防災資機材の購入費、経費、防災資機材の補修経費、ろ水器の購入経費、これ以上ちょっと細かくかみ砕く、小学生に説明するわけにいかんものですからということで、例えば防災資機材の購入費でいきますと、経費一式が3万円以上のものですよね。ですから2万8,000円ではだめですよ。3分の2以内、3万円であれば3分の2で2万円、20万円を限度とするですから、例えば200万円のものを買ったとしても3分の2で20万円が限度ですという解釈ですので、もしわからない、理解しにくいということがあれば解説することも検討しますが、まず防災窓口のほうへ照会していただければより詳しく説明できると思います。お願いします。

○議長（稲葉勝男君） 吉川映治君。

〔3番 吉川映治君登壇〕

○3番（吉川映治君） ありがとうございます。私も全くそうやってかみ砕いて考えていけばいいんですけども、1度もう少し精査をさせてください。ありがとうございました。それを積極的に自主防災事業補助金というものを使っていただけるということでお願いしたいということでございます。

そして、この第1問目が終わりに近づいているわけですけども、あと2点ほどちょっとつけ加えておきたいことがあります。7月25日に朝日新聞の記事に災害時の避難所整備運営という記事がありました。これは何かと申しますと、災害時の高齢者とか障害のある方々の支援強化を市や町に求めていくものでありまして、お年寄り、そして障害のある皆様の要援護者の支援及び避難所にいない在宅被災者への配慮というものを各地区の自主防災会に求めると。そして、今度は各地区の避難所が周辺の在宅の避難者に必要な物資とか情報を提供していくという、この地域支援の拠点としての機能を果たすべきであるということが書いてあった記事がありました。やはりこれはもうなるほどなところであります。

それともう1点、これが今度は下田市の広岡西区のことでございますけれども、災害時に全員の退避、避難というものを目指すべく要援護者にワッペンなりシールを配付すると。そして、それを住宅等に掲示をして支援活動に役立たせようという活動が行われております。それを当然その住宅に提示するのかもしれないのかというものは、それは本人の意思によるものでありますけれども、そうやって支援活動に役立たせようとしていることでもある地区があります。

そのようなことからわかりますとおり、各地区の自主防災会自体というものの重要性というのが日に日に増してきていると。そして、この町との日ごろの連携というものが災害発生時の直後の初動体制の被害というものを最小限に抑えることができる要になっているということをお互いにやっぱりもっと認識して今後進めていきたいなと思っているわけであります。

これで1問目はちょっと終わりにさせていただきます。引き続き2問目に入らせていただきますけれども、これは今度は南伊豆町と災害ボランティアコーディネーターの会との連携でございます。南伊豆町災害ボランティアコーディネーターの会、これも略させていただきます。災ボラと今から呼ばさせていただきますけれども、この災ボラが主に活動する時期というのは、先ほども申しました3段階のうちの災害の復旧期、そして生活の再生期、ここの中盤から後半のほうに入ってくるわけでありまして、幸運にも今回けが人、そして死者

の出なかった西伊豆町の災害のその集中豪雨、西伊豆町の災害につきましても、その西伊豆町周りの市または町から災害ボランティアコーディネーターがやはりいち早く出かけてボランティア活動には入りました。

その中で手前みそなんですけれども、一番評価の高かったのは南伊豆町の災害ボランティアコーディネーターの会でありまして、これはもちろん日ごろの訓練の賜物であることはわかっております。でも、そうは言うものの、あの規模で、南伊豆町で災害が起こったときに、どれだけ我々も積極的に活動できるのか、日ごろに訓練したことが十分発揮できるのかというのは非常に不安を抱いているわけございまして、一つの西伊豆のときの例でございますけれども、西伊豆町の災ボラの方にお話をすると、通常の訓練時の約2割程度しかスキームどおりには進まなかったということを知ると、やはりもっともっと訓練しなければ、もっともっと自分たちも精進しなければならないなということは考えております。

そのような前提を持ちまして、今回また2問目としても、この災害ボランティアコーディネーターの会から質問をさせていただくわけでありまして、まず1点目です。この南伊豆町の災ボラの独立性でありまして、一般的に災ボラというものが社会福祉協議会の協力団体であるということは、皆さん周知のとおりであるわけでありまして、この南伊豆町地域防災計画の中にある一般対策編の第2章の災害予防計画、第21節ボランティア活動に関する計画の1というので、ボランティア活動の支援というのがあるわけでありまして。

ちょっと読みますけれども、「町は社会福祉協議会、社会福祉法人南伊豆町社会福祉協議会等の協力をして、地域の災害ボランティア等を支援し、防災に関する知識の普及啓発に努め、災害対策活動の促進を図る、また町は災害時にボランティア活動の申請者に対する情報の提供、配置調整等を行う災害ボランティアコーディネーターの会との連携に努めるものとする」というと、やはりこれはかなり独立性の高いものとして町のほうは見ていただいているような状況であるわけでありまして、これをどんどん進めていって、やはり災害ボランティアコーディネーターの会というものをもう一つの独立した組織として今後扱っていただけないかということが一つの私の今回の質問であるわけでありまして、災害ボランティアコーディネーターの会と町が独自に先ほども言った総合応援協定書みたいなものを締結することが可能かどうかということが一つお聞きしたいことではありますけれども、これについてどうでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

南伊豆町の災害ボランティアコーディネーターの会、非常に自主的に行動していただきまして、本当にありがたく思っております。私の同級生もその中の主体的な役割を果たしている仲間であります。そしてまた、県の防災士である進士君を、これも私の同級生なんですけれども、呼んで、自主的な後援会というか勉強会をなされた、こういうことも承知しております。本当に南伊豆町の災害ボランティアコーディネーターの会には感謝しております。

7月18日の西伊豆町にて発生した大雨災害において、延べ2,300人を超えるボランティアの方が、支援活動のために駆けつけ、その災害ボランティアの支援を受け入れるため、翌日19日には社会福祉協議会が災害ボランティア本部を設置し、災害ボランティアコーディネーターと連携しボランティア活動を支援することにより、町民の災害復旧支援に寄与したことは承知しております。私たちも災害の発生した次の日に西伊豆町にお見舞いに参りまして、いち早く災害ボランティア本部が立ち上がっていたことに非常に感心した思いがしております。

本町におきましても、「南伊豆町地域防災計画に町災害ボランティア本部の設置及び運用について、町が社会福祉協議会並びに災害ボランティアコーディネーターと連携し、町災害ボランティア本部及びボランティア活動拠点を設置する」としており、既に南伊豆町災害ボランティア本部運用マニュアルにより、町、社会福祉協議会、災害ボランティアコーディネーター三者が連携し対応することになっております。

協定書の締結につきましては、今後、未締結により支援活動に支障を及ぼすものであれば、社会福祉協議会を交えて研究してまいりたいと考えております。

○議長（稲葉勝男君） 吉川映治君。

〔3番 吉川映治君登壇〕

○3番（吉川映治君） 町長ぜひよろしくお願ひ申し上げます。

そして、社会福祉協議会という存在というか、その立場そのものは、やはり協力機関をまとめ上げる云々ではなくて、そういう団体をどんどん育てて独立させていくという協議会でもあるということも聞いたことがあるわけでありますので、その趣旨にのっとり、やはり災害ボランティアコーディネーターの会もどんどん独立した団体になっていけばなと思っておりますので、そのところをよろしくお願ひ申し上げます。

そして、これは何もやはり今回、西伊豆町の災害で強く感じたところでございます。仮に災害ボランティアコーディネーターの場合、災ボラが独立した組織体であれば、通常事業

では、やはり防災担当課等が所有している備蓄また機材とか、また情報の共有の交渉も直接できますし、また非常時というような今度は災害対策本部の持つ情報等が即座に共有できるシステムづくりができ上がってくる。そうすると、やはり災害があったときに立ち上げる今度ボランティアセンターというのも円滑なる運用もでき上がってくるのではないかなと思っ  
ているわけでありますので、やはりこれも私のたつての願いであるわけであります。

では、その次の質問に移りますけれども、これはもし災害ボランティアコーディネーターの会が今のところは独立した組織体でないわけでありますので、そういう制度下のもとで、今どういう協力が町から得られるのかなということを次に質問をしていきたいなと思っております。

これについても参考になってくるのが、やはりこの南伊豆町の地域防災計画であるわけでありまして、また具体的に申し上げますと、一般対策編の第3章に災害応急対策計画というところがありまして、第25節にボランティア活動支援計画があるわけであります。

ちょっとかいつまんで読みますけれども、「町は以下のとおりのボランティアの受け入れ態勢を整備する」と。そして、「被災者への救援、支援活動が円滑に行われるようにその活動の支援に努めるとともに、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況、行政施策の動向などボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供するものとする。」

そして、町が行うこととしては、「町災害ボランティア本部の設置及び運用、そしてボランティア活動拠点の設置、ボランティア団体等に関する情報の提供、ボランティア活動資機材の提供」、この4点が書いてあるわけでありますけれども、問題はこれが防災計画の中にあっても、実際にそれが現実万一のときにどれだけ機能するのかというところであるわけ  
あります。

これもまた、西伊豆のときの例を出すんですけれども、災害ボランティア本部が設置されて、もうすぐに次の日の12時ぐらいには設置はされたわけでありますが、その段階でやはり課題点というものも、すごく浮かび上がってきたわけであります。まず、あのときにたまたま参議院選挙の関係等があったものですから、本来ボランティア本部になるべきところがちょっと使えなかったんですけれども、ボランティア本部で本来使うべき運用機材等、パソコン、ファクス、コピー機等の使用等が、やはり違った理由で使用が制限されてきてしまった  
というところが1点ありました。

そして、もう1点ですけれども、これのほうが大きかったんですけれども、ボランティア

本部、ボランティアセンター本部の中で災ボラの会員、要するに災害ボランティアコーディネーターの会の会員と町の職員が一緒になって、その本部で、共同で作業するわけでありませけれども、それぞれの役割分担というものを共有していなかったがために、本当にこれも最初の段階で混乱がかなり生じてきてしまったわけでありませ。

そういう反省をもとにしまして、南伊豆町の災ボラに関しては会員の増強というものももちろんでございますけれども、町側の職員の方にもぜひ会員になっていただいて、連絡調整だけではないんですけれども、やはり災ボラのみんなと一緒に研修とか訓練をして、いざというときの災害のために備えたいんですけれども、そういうことを例えば町のほうから率先して勧誘していただけないかということでありませけれども、これについてお願いします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

南伊豆町地域防災計画に、「ボランティア団体等に対する情報及び活動資機材の提供について努める」と規定され、また南伊豆町災害ボランティア本部運用マニュアルでも定めてあるとおり、ボランティア活動に必要な情報を的確に提供するとともに、町災害ボランティア本部及びボランティア活動拠点に必要な各種資機材の提供に努めてまいりますと、そのような形の中で、やはり災害が発生したときに全てがマニュアルどおりには動かないということは事実でしょうし、今回の西伊豆のあの例は非常にいろいろな意味で勉強になるろうかと思ひます。

それで、職員が、先ほどから議員が言われる災ボラの中に仲間に入るといひのは、会員になるといひのはなかなか難しいことではございませけれども、勉強会を共同でやって、お互いの連携を図っていくといひことは可能かなと今考えております。

そのような中で、さらに社会福祉協議会と連携しながら会員募集とか組織強化、こいうことに努めていきたいと思ひております。

そして、また、既に災害ボランティアコーディネーターの会はみずから規約を持っておりまして、非常に独立した自分たちの行動をされていひると。このことをサポートしていくといひう、このようなことは考えております。

それで、またサポートしていくのはいいんですけれども、前の勉強会におきまして自分たちで、自主独立でやりますと、町と関係ない形でこいうような話もありまして、私も後から聞きまして勉強会に参加させていただいたといひるか、講演会に、こいう状況でありませ



た。お互いをもっともっと連携、情報の交換をしながら進めていくということはいいことだなと、このように思います。

そして、また今回の一般会計の補正予算で西伊豆のこと、災害ボランティアの方たちが私のところに来まして、南伊豆町はビブスが用意されてなかったと、そのようなことを聞きまして、ビブス50着を計上いたしました。このような形の中でお互いが連携し合いながら本当に災害に対応していく。そして、マニュアルは当然必要ですし、これはつくっておいても、ただマニュアルどおりに全てが進むとも限らない。こういうことを訓練の中で少しずついい形にしていきたいなど、このように思っております。

○議長（稲葉勝男君） 吉川映治君。

〔3番 吉川映治君登壇〕

○3番（吉川映治君） ありがとうございます。

ビブスの件は私もお聞きしました。単刀直入に「50着では少ないのではないですか」と言ったら、「またそれも増やします」という回答もいただいているんですけども、これはもう非常にうれしい限りであります。ありがとうございます。

ちなみに、では今度は町側とか災ボラが事前に話し合う内容というものはどういうものがあるのかということでもありますけれども、今回西伊豆町のあの災害ボランティアのセンターに行って、私も本当に勉強させていただきました。これは先ほど申しました南伊豆町の地域防災計画に載ってある本部の設置場所から、その拠点の設置、サテライトですよね。サテライトの設置の場所、そしてボランティア本部が使用できる運営の資機材の範囲等も、やはりもう事前に取り決めていかなければならないということ。そして、今度はその本部内で行われる受付からマッチングからオリエンテーション、こういうものでその時々での両者が持ち得る情報というものをともに共有して、そして交換していかなければ、やはりその想定外の事故が起こるといふ。これもやはり気をつけて我々も対処していかなければならないということでもあります。

どれをとっても、すぐにでもやはりもう話し合いの土俵の上に乗かって話し合いたいなんていう項目ばかりでありますけれども、やはり今の町長の答弁をいただきまして、やはり心強いところを感じたものでありますので、私のほうもまた、それを災ボラのほうにご説明はしていきます。

そして、続きまして、今度はこれもまた非常に重要な要望というかな、課題であります備蓄品の確保なんですね。このとき備蓄品と申しまして、やはり主に資機材だと思っていた

できればいいと思うんですけれども、今回の西伊豆町の災害を経験してわかったこと、これはその町とか社協等が保有している資機材では到底足り得る物ではない、圧倒的に不足してしまうよということでもあります。

そして、今回、西伊豆町の場合にはそれをどう補充したかと申しますと、もうご存じのとおり名古屋にあるNPO法人ですよね。レスキューストックヤードから多数の資機材を貸与してきた、借り受けてきたのですね。そのリストがお昼時にちょっと配ったそのリストなのです。

これ別表の1のほう、これが借りたリストで、2日目に来たのかな。20日ぐらいに来たのですけれども、一応これだけを借り受けました。そして、ちなみに2枚目、その後ろには別表2がありまして、これはボランティアの活動状況というので、これは全く町長が朝ご説明したとおりでありまして、数字が1件も違ってなかったもので、よかったなと思っているんですけれども、それで違っていたらどうしようかなと思ったんですけれども、まことに申しわけありません。これはよかったであります。助かりました。

このような形で、これも何かの参考資料にさせていただければ非常にいいと思うんですけれども、したがいまして、あとボランティアの資機材の送付リストの外に今回の西伊豆町の災害では、やはり町が所有していたもの、そして、個人が所有していた資機材を使用したことになるんですね。

7月28日にその災害ボランティア本部が解散をするわけですけれども、3カ所のサテライトがありまして、その3カ所からの物品がみんな28日に本部に戻ってきたんです。戻ってきて、それを確認して数を数えたのが、私を含めて南伊豆町の災ボラの2名、計3名で行ったわけでありまして、そのときに収集してそのデータを私なりにつくったんですけれども、それをある災ボラの方に渡したら、結局それが見つからなくなってしましまして、全くそれは私の不徳のいたすところだったんですけれども、そのデータがあれば、やはりどれだけの資機材が必要なのかということもわかってきたんですけれども、それがもう本当に手元にないような状況で、何とか探し出したいなと思っているんですけれども、あのときのかすかな記憶をたどって、ちょっとお話をしたいと思います。

このNPO法人のストックヤードから貸与された資機材には全て黄色いテープが張られていたんです。黄色のテープが張られていたものですから、これはストックヤードのものだなというのがすぐ一目瞭然でした。それ以外はだから町とか社協とか、はたまた個人のもの、個人のものまでも拠点から戻ってきてしまっていたもので、私それも数えたんです。それを

数えてみたところ、やはりこのレスキューストックヤードから借りたもの以外は、この送付リストの2割にも満たなかったんですね。そうすると、そういうところから見ても、やはりもう資機材が、今持っている資機材で圧倒的に足りないということがわかるわけでありませう。

そして、今回この質問をするに当たって、防災担当課の方から、南伊豆町が管理している倉庫の中、11倉庫の中の備蓄品の内容を見させていただきました。これはもう間違いなく約束ですので公表は差し控えますけれども、皆さんも頭の中にその数値が大体あるからわかっていると思うんですけれども、私もその数値を頭の中に入れて考えた場合でも、南伊豆町だけでもあの規模の災害が起こったら絶対に資材は足りないということが一言で言えます。

だから、それもちろんそういうわけですので、当然何かあったときにはこういうNPO法人の貸与するところから物品はお借りするんでしょうけれども、でもやはりちょっと考えればわかるんですけれども、南海トラフ規模の地震等が来たときには、到底こういう貸与するところというのは南伊豆町以外に相当広範囲にわたるわけでありませうので、反対に南伊豆町にその順番がいつ回ってくるのかということすら、まだちょっと確約はできないような状況でありませうので、事前にやはり今のうちに南伊豆町で独自で、全部とは言わないけれども、やはり多少のところとして、備蓄品、資機材のストックというのは必要ではないかなと僕は思っておりますけれども、これについてのお考えをお聞きしたいですけれども。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

議員の言われるように、防災資機材を全て用意するというのは非常に難しいと思います。南伊豆町のほうも西伊豆の町長から即連絡がありまして、土嚢が足りない。それで、南伊豆町で持っている1,800枚の行政報告でもいたしましたけれども、1,800枚を提供いたしました。それで、でき得る限り統計的な部分とか、そういうこと、今言われている形の中で見ながら数を増やしていくということは大切なことだと思っております。そのようなことを今後考えながら、行政の資機材とか備蓄に関する考え方を進めていきたい、このように思っております。

○議長（稲葉勝男君） 吉川映治君。

〔3番 吉川映治君登壇〕

○3番（吉川映治君） ぜひともそのところもよろしく願い申し上げます。今回の西伊豆の

災害というものは、かなり例に出ささせていただいて、非常にひんしゅくを買うかもしれないんですけども、あのとき感じたこと、やはり災害というものは怖いものだということも私も身に沁みて感じました。せめてあの教訓を生かすためには、やはり南伊豆町内の防災・減災というものを最大限に目指して、町の方々と協力してやっていかなければならないということも本当に認識はしたけれども、今この南伊豆町地域防災計画というのが今回の第4次被害想定でかなり見直されて作成されるということも聞いているんですけども、十分にこれについても、その内容を練っていただいて、これが絵に描いた餅にならないような形で、どうぞお願いしたいということをお願いしておきます。

何はともあれ、災害というものは、やはり自然であるわけでありますので、人間なんていうのは本当に無力かもしれないんですけども、やはりその中でも一緒になって防災・減災を考えていけば、少なくとも何らかしらの達成度には到達することは僕も理解はできるものでありますので、そのところをお互いに協力していきたいなと思っております。

そうしたら、最後の質問です。認定こども園の社会的役割であります。

平成24年4月に幼稚園と保育園が統合されて、新たに両方の機能を兼ね備えた認定こども園が開園して、もうはや1年と半年が過ぎたわけでありますけれども、これはもう当然その利用価値云々というのは、趣旨というのは、この第5次南伊豆町総合計画の中で幼児教育の充実というので載っているわけであります。

ここで、またちょっと質問をしたいんです。24年4月開園以来の認定こども園のおかげで、何か南伊豆町というのが大いに改善された点、そして改善されつつある点があったら、それをお伺いしたいと思うんですけども、お願いします。

○議長（稲葉勝男君） 教育長。

○教育長（小澤義一君） お答えいたします。

南伊豆認定こども園では、幼稚園、保育所、それから地域子育て支援センター、これが一つの施設内に併設され、小学校就学前の児童に対する総合的なサービスを提供しておるわけでございます。すなわち同園が有する社会的意義の最大のもの、これといたしましては、本町の子育て支援及び幼児教育の拠点施設としての存在意義が考えられるわけでございます。

また、施設の統合によりまして、子供たちには社会性、活動の充実が見込まれるとともに、保育園児として入園しても幼稚園教育などが受けられると、こういった点が挙げられます。

運営においても、幼稚園、保育所の合同によるクラス編成、それから同等の教育、保育体制の充実も図られて、安定したサービスの提供が可能となっております。

なお、平成24年度中に実施いたしました利用者アンケートでは、保育環境、それから施設、子育て支援体制について多くの利用者から、「概ね満足している」と回答もいただいております。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 吉川映治君。

〔3番 吉川映治君登壇〕

○3番（吉川映治君） ありがとうございます。

これもそうなんですけれども、私、認定こども園について質問させていただくのも今回で2回目なんです。1回目が昨年12月だったんですけれども、そのときは幼児教育の充実を第一目標に掲げたという今の教育長のお話、それが認定こども園であるということ、そしてまた違った社会的な役割も考えてくるのではないかと、今の質問をさせていただいたわけでありまして、やはり思ったとおりでございまして、またさらなる今後、提言ではないですけれども、その充実のためというのでちょっと2点ほど質問させていただきたいと思うんですけれども、まず1点目では、やはり土曜日の一日保育であるわけでありまして、やはりこの観光立町である南伊豆からすると、やはり土曜日でも丸一日働きたいという方々がいらっしゃるわけでありまして、お子様をもう一度そちらのほうに預けられるようなこのシステムづくりというのが何とかできないだろうか。

そして、この土曜日の一日保育についてのかかなりハードルが高いことはわかるんですけれども、やはり今回6月に保護者会の方々がアンケートをとったときに、このことについての要望というものがあつたものですから、何も無視するわけにもいかないというところで、やはりもう一度これはあのときの答弁としては検討課題にさせていただきますと。費用対効果を見定めながら検討課題にさせていただきたいということを私も受けたものですから、それについてどういうふうな検討をした、どういう結果が出たのかというものをちょっとお聞きしたいなと思うんですけれども。

○議長（稲葉勝男君） 教育長。

○教育長（小澤義一君） 「土曜日の一日保育」の件でございますけれども、これにつきましては、一つは「保育時間の延長」、この問題、それから「広域入所制度」とあわせて、アンケート結果からも本当に実施の必要性は理解しております。

一方で、しかしながら職員をどのように配置していくか、勤務条件をどうするか、これら必要諸条件が実際非常に厳しいのが現状でございます。現状維持の体制がやっどこうにか

保っていると、これが正直言って精いっぱいのところでございます。

また、臨時の保育士等についての確保も実は厳しい現状にあるわけです。そういうこともありますので、私たちも今後さらに関係部局と協議を重ねてまいります。検討する必要があると考えているところでございます。

とりあえず以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 吉川映治君。

〔3番 吉川映治君登壇〕

○3番（吉川映治君） ぜひ前向きに検討していただければと思うんですけども、次に今、教育長がお話になった要するに保育士というものについての立場の問題でございます。これについて質問をさせていただきます。

やはり社会的役割の一つ目が今の土曜日の一日保育だとしたら、二つ目は、やはり今度は保育士の正規雇用の励行というところがあるわけでありまして、これも先ほど昨年12月にちょっと質問をさせていただいたその内容でございました。やはりこの第5次南伊豆町総合計画等から見ても、非正規雇用の形でこのままいったらいいのかというところは、やはり私みたいな者が見ても首をかしげるところであるわけでありまして。

かいつまんで質問とさせていただきたいのは、今後の新規の保育士を雇用していく際には、率先して正規雇用というものを考えて採用していただけていいのか。そして、今いる非正規雇用の方々が「私を正規に雇用してください」と言ったときには、やはりそれは受け入れられる体制づくりというものを今後つくっていくべきではないのかということをお聞きしたいのです。

そして、これについて教育長には要するに保育園、今後の認定こども園の運営の立場からこれをどう考えるのか。そして、今度は人事の立場から総務課長からの答弁を欲しいのですが、お願いします。

○議長（稲葉勝男君） 教育長。

○教育長（小澤義一君） 先に私のほうからお答えしたいと思います。

現在、南伊豆認定こども園及び南崎保育所の所長を除いた職員における正規職員、それから非正規職員の比率、これは非常に厳しいものがございます。

今後は幼稚園、それから保育所における幼児数から算定した職員数の基準ができていますけれども、この最低基準ぎりぎりの配置を今後行ったとしても、現在雇用している臨時職員、これを含めた人数の職員はやっぱり必要となる見込みでございます。

そこで、継続的なサービス提供、それから人材をどう確保するか、この観点からも正規職員の割合を引き上げること、これが必要ではないかと考えておりますので、関係部局とさらに協議を重ね、また、行財政改革の問題、定員の管理の問題、こういったことを総合的に勘案した中で、やっぱりこの問題検討してまいりたいと考えております。

私のほうからは以上とさせていただきます。

○議長（稲葉勝男君） 総務課長。

○総務課長（山本信三君） 保育所における正規職員の配置については、現在進行している少子化の問題、それから保育所の定員の問題ですね。行財政改革や定員管理を総合的に勘案した中で今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 吉川映治君。

〔3番 吉川映治君登壇〕

○3番（吉川映治君） 教育長、そして総務課長からの答弁いただきまして、ありがとうございました。これについても通り一遍ではないことはもう事実でございますので、まだまだ前向きに検討していただければ本当に助かる次第であります。

認定こども園という本当に高い使命を掲げている園の中での社会的役割というものを、この今の管理者の方々から改善していく意思を持っていただけるということは非常に心強いところであるわけでありますので、それが何もこの保育士の雇用のことではなくて、万事のことについて当たっていただければ、もっともっといい、すばらしい園になっていくのではないかなと私は思っておりますので、そのところをどうぞよろしくお願い申し上げます。

これをもって私の質問を終わらせていただきます。どうも丁寧なご答弁ありがとうございました。

○議長（稲葉勝男君） 以上をもって吉川映治君の質問を終わります。

2時5分まで休憩といたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時05分

○議長（稲葉勝男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 谷 正 君

○議長（稲葉勝男君） 4番議員、谷正君の質問を許可します。

谷君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） 通告により一般質問をさせていただきます。

一応通告では第4次被害想定と防災（災害）・減災対策ということと、それからこれにつきましては6月の一般質問でも質問したところもございます。それから、2番目の少子化・人口増対策につきましては、これは子育て支援とも関係してくるものですから、それらを含めまして答弁をお願いいたします。

それでは、質問させていただきます。

まず、平成25年5月に中央防災会議、それから防災会議対策推進検討会議、南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループによる南海トラフ巨大地震対策についての国のほうの最終報告が出ました。それを受けて静岡県ではご存じのように6月27日、静岡県の第4次被害想定（第1次報告）が発表され、この1次報告では、内容につきましては地震動、それから地盤の液状化、山・崖崩れ、建物被害、火災被害、屋外転倒、それから落下物、人的被害、それから最後に被害の対応のシナリオの各項目について文言として被害想定をされています。

また、今後、今月以降12月、本年末までに発表が予定されています第2次報告では、ライフラインの被害や交通施設被害、産業港湾施設被害、生活支障等経済被害やその他の被害を公表予定とされています。

南伊豆町でも防災室初め各災害に関連する担当部署では、この第1次報告の内容を十分把握して、その対策等について今後作成される地域防災計画等について反映する情報収集、情報共有を進めていると思いますが、それらを踏まえて、先ほど言いました6月の答弁、それから午前中の同僚議員の質問等を踏まえまして、再度質問確認を行います。

まず第4次被害想定では、想定の根拠として従来の東海地震、東海・東南海地震、それから東海・東南海・南海地震をマグニチュード8から8.7の地震をレベル1、それから今回の基本ケースとして南海トラフ巨大地震をマグニチュード9.0、これをレベル2として想定しました。これにつきましては、去る5月1日に中央防災訓練をやった中で、このレベル2を



基本として行っているということでもあります。

また、もう一つは、伊豆半島の東側、これは主に相模湾等になるんですが、駿河トラフで想定される地震につきまして、いわゆる先日の9月1日の防災の日の根拠になりました大正12年9月1日の関東大地震をレベル1、それから元禄10年の元禄関東大地震をレベル2ということで想定して、第4ケースで想定しているんですが、今回の質問につきましては、先ほどのレベル1、レベル2の関係を主に質問させていただきます。

まず静岡県危機管理部局等では、道路・急傾斜、地滑りや津波対策等ハード面の整備に関しては東海地震と東南海地震、それから南海地震のレベル1を念頭に、避難方法のソフト面等につきましては、南海トラフ地震、巨大地震のマグニチュード9をレベル2を基準として、今後の防災、それから災害対策の方向に進んでいくようなことを聞いているんですが、先ほど来、町長の行政報告にもアクションプログラム2013を参考にとかというようなお話がありました。南伊豆町の認識としては、いわゆるその方向で今後、地域防災計画、それから行政報告の中では南伊豆版のいわゆるアクションプログラム2013をとというようなお話もありましたが、そういう方向でいくのか、確認の答弁をお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

6月27日発表の第1次報告については、津波の浸水域、震度分布、液状化の概要や建物・人的被害の概要が公表され、各市町のライフラインや交通施設の被害想定、経済被害等については、秋に第2次報告として発表される予定であります。

静岡県では、第4次被害想定結果をもとに、減災等に関する基本指針、計画を「地震・津波対策アクションプログラム2013」として発表いたしました。

町といたしましても、国・県の想定、基本方針に基づき、防災計画の修正・アクションプログラム2013の作成並びに達成に向けて、国・県の大規模災害対策助成事業等を有効活用しながら対応してまいりたいと考えております。

町の防災・減災、特に想定外とされる災害については、広く町民の皆様に対し、「自助・共助・公助」、そして先ほどから言っています近場（助）を一層周知させていただき、その中でも「自助・共助・近場（助）」が人的被害を減らす鍵であると認識しておりますので、各地域に即した対策を強力に進めてまいりたい、このように考えている次第でございます。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） それで今、町長の答弁の中に、いわゆる県の第4次被害想定等、国等の関係をもとに町の地域防災計画とか、それからアクションプログラム2013の南伊豆版をという話なんです、この中でこのレベル1でも南伊豆町はマグニチュード8から8.7、南伊豆町は震度5強、それから津波最大高が7メートル、それから平均の津波高が5メートルで津波到達時間が五、六分というようなことが想定されています。

人的被害等につきましては、当然レベル2を参考にというような形で、それを引っ張ってきますと、これは県の第4次想定ですと平成22年の国勢調査の人口9,516人ですか、それをもとにやりますと、最悪の冬の夜間で寒い時期というような何か想定をしているらしいんですが、それでいきますと被害人数が約2,700人と。南伊豆町の人口のいわゆる28%の町民の命が失われるというような考えというか、そういう想定の数値がたしか出てきていると思います。

そういう中で、いわゆるハード面のレベル1の関係で、8月2日の日に県議会が閉会されたんですが、その中でアクションプログラム2013の県のほうの施設を見ますと、もう既に7月の県の定例会では、この県のアクションプログラム2013の中に含まれておりますレベル1のもの、箇所を拾い出して、既に調査費を県議会では議決したと。

具体的に今後、当然こういうものについては調査費をして現場を調査して事業執行になるということなんです、これでいきますと、参考までですと、町長のほうにも資料あると思うんですが、緊急港湾調査事業が全体で4億9,100万、これは手石港が該当されると。漁港調査費で、1億1,600万で妻良漁港が入っているよと。その中で緊急河川調査事業で7億3,500万、これは青野川の水門の新設、それから中木川の堤防の嵩上げとか青野川水系の前田川の水門、それから五十鈴川の水門の耐震調査を行って、それをいわゆる想定に合うような形でやるということなんです、それらについては先ほど町長が2013南伊豆版をつくるというお話、答弁がございましたが、県のほうは既に動いているということが見えるわけですね。

町としては一般的には今後、地域防災計画の中にその南伊豆版の2013を入れて、それをやるのか、それとも県と同様に、いわゆるこちらのほうで把握しているデータというか、箇所について2013南伊豆版のように先行して調査なりやるのかというようなことが現時点でおわかりになりましたらお願いしたいと思います。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

レベル1に関しましては、県のほうもいわゆるハード面ということでありまして、昨日、市町首長研修会で小川防災監からいろいろ話がありました。そして、そういうことに対して県のほうも2分の1の補助をしますというような補助金関係の話も確かにありました。その中で、そしてレベル2に関しましては、やはり議員がおっしゃるように何しろ減災していくという、そういう方向性でしか今手当てができないだろうという感じであります。詳しいことに関しましては、防災室長のほうから答弁をさせます。

○議長（稲葉勝男君） 防災室長。

○防災室長（大年美文君） お答えします。

今まさに谷議員がおっしゃられましたようにレベル2の被害想定的人数が死者2,700人、これがケース1の場合、そう言うては言葉悪いですが、冬の深夜、最悪の状態ですら2,700人、その中でも私がびっくりしましたのは、津波で亡くなるという想定でございます。阪神・淡路みたいな圧死ですとかは想定しておりませんでした。これが重大なところでございまして、まさしく堤防ですとか水門、これの整備につきましては先行調査ができるかどうかは、まだ関係課と調査しながらやらなければいけないことだと思っておりますが、この津波を防ぐには、まず水門整備、大変大事になるかと思っておりますので、今後調査しながらぜひ進めていきたいと、このように予定しております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） 今、町長と防災室長の答弁をいただいたんですが、町長ね、町長もご面識があると思うんですが、県の港湾局長が7月10日前後だったと思うんですが、やはりそういう関係で青野川の公園施設を現地視察もう既にいらっしゃったりして、県のほうは完全にもう動いちゃっているものですから、その関係を情報共有と情報収集をよろしくお願ひしたいと思ひます。それはお願ひです。

それからもう一つ、この計画が今後、先ほど言いましたように非常に大きな関係で恐らく神奈川県から九州までの被害ということになりますと、新聞報道等によりますと、被害総額が220兆3,000億というような数字が出ています。その中で当然、先ほどは同僚議員が総合計画のお話をしたんですが、総合計画等についても、ある程度その見直しというのがこの防災計画等によっても当然考えなければならないんじゃないかなと思うんですが、その辺のお考

えがございましたらお願いします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 総合計画の変更というか見直し、具体的にどこというのはちょっとわかりませんが、確かにこの防災計画、レベル1の方向性を考えていった場合、総合防災をちゃんとするというのを考えていった場合に、総合計画の見直しということも当然出てくるものと考えます。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） ありがとうございました。

次の質問に入らせていただきます。

次は2番目の第4次被害想定と先ほど同僚議員からも急傾斜等の関係が若干の質問がありました。急傾斜地崩壊危険地域についてであります。

これにつきましては、第4次被害想定の中では町内の急傾斜は242カ所、うちレベル1でこれ危険度ランクA、これは崩壊の危険性が高いというのが23カ所、ABCと分かれておまして、Bランクが崩壊の可能性あるのが161カ所、それからCランク、これは崩壊の可能性が低いという、これは完全に否定されても危険ではないよと、崩れないよという先ほどの震度5強との関係で基準でいきますと大丈夫だよということと、それから手当てをしてある場所が58カ所ということだと思っておりますが、このいわゆるAランク、Bランクについて当然事業執行は県がやるよと、原則は。その中で当然町のほうでは、いわゆる南伊豆町にそういうものが存在するものですから、当然協力体制を組まないはずだし、情報共有をしていかないとまずいと思っておりますよ。その関係のいわゆるAランク、Bランクでいきますと相当多いものですから、わかったら結構ですが、Aランク、Bランクの箇所について震度調査、震度崩壊調査、それから該当住民に対してどのような啓蒙活動を行っているのかご答弁をお願いします。

○議長（稲葉勝男君） 建設課長。

○建設課長（鈴木重光君） お答えします。

今、谷議員の質問にありました該当する箇所ないしは県との話のやりとりというのは、申しわけない、全く今ありませんし、我々も把握しておりません。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） 担当課長として、それでよろしいんですか。少なくとも先ほど町長に質問したように、少なくともアクションプログラム2013は、県は動いて7月の県議会では調査費が計上されているというようなところも南伊豆あるわけですよ。その中で少なくとも当然アクションプログラム2013が出た段階で、県のほうに情報収集なり情報共有を求めるのが担当課だと思うんですが、もう一度お願いします。

○議長（稲葉勝男君） 建設課長。

○建設課長（鈴木重光君） お答えします。

谷議員が言われることもわかります。ただ、我々の中の急傾斜事業の認識が、あくまでも今、要望をしていただいて採択をしていただいてやる事業なものですので、とりあえず今、急傾斜事業の関連法で動いているんですけども、町が単独で動く事業ではないもので、その辺の認識しかありません。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） そうしますと、情報共有とか情報収集は全然していないという認識でよろしいですね。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） この急傾斜地崩壊危険区域、静岡県が平成24年度末時点で245カ所と指定しているわけでありまして、また今、議員が言われたAランク、Bランクというようなことに関する情報収集、極力これからしてまいります。その中で、やはりこの災害に対する備えをしていく、そして県のほうにもその事業実施をできる限りお願いしていく方向性をとっていきたいと思います。ただ、このことに関しても受益者負担制度があるかと思いますが、その辺も勘案しながら進めなければならないと、このように考えております。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） 町長、今の答弁をいただいたんですが、やはり急傾斜については当然今まで原則的に5軒以上家屋がないとだめだというふうなこと、いろいろな今回の今も先ほ

ど来同僚議員が言っていますように時間雨量100ミリを超したとか、いろいろな関係があった中で、5軒を3軒にするとか、それから町の負担が財政的にちょっと厳しい市町村については、そういうものを面倒見ようかというような動きもたしか国のほうではあるとかというような話があるものですから、そういうものについては、やはり情報共有、情報収集をお願いして、なるべく早く、最低でも242カ所の中の23カ所は、いわゆる関係住民の説得をお願いして、これは早急に工事を施工して、町長がふだん掲げています安心・安全の南伊豆という形もつながるものですから、それはお願いしたいと思います。これは答弁要らないです。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） それでは、また同様に6月にも質問しましたが、やはり第4次被害想定と橋の長寿命化計画の質問に移らせていただきます。

第4次被害想定では、レベル1で南伊豆町の子浦の水門、これにつきましてはハードの面で県のほうを見ますと6弱未満までは大丈夫だよと、6強以上で破壊。それから、青野川水系の前田川水門は同様に6弱までは大丈夫、6強で破壊というような調査結果が出ています。同様に先ほど申し上げましたように県のアクションプログラム2013では、7月のいわゆる県議会において水門の耐震化調査費が計上されております。先ほど町長にも申し上げましたように、県の港湾局長も現地を視察して現地確認をしているということがありますが、それらを踏まえた中で6月に引き続き橋の長寿命化計画、修繕計画についてお伺いします。

これ長寿命化計画ですと、町には橋と言われるものが243橋あるよと。そのうち、いわゆる長寿命化計画の中では30橋が長寿命化計画の該当だよと。担当課長さんは6月の議会で昨今の地震等については配慮、考慮もしていないよという答弁をいただいているんですが、これいわゆる例をとっては悪いんですが、宇留井橋、これ長さ160メートルありまして、それから49年の南伊豆町の中木沖地震で、いわゆる孤立したということの中で、相当無理してあの橋をつくって落居の方々の生活を従来どおりさせたというふうな経過がございます。

これは私もちょうどそういう担当で、用地のほうの担当でいたときにカリフォルニア大学の調査団が来たときに、たしか覚えているんですが、アメリカだとこれはもう集団移転ですけども、「やはり日本ですね」というようなコメントをいただいたものをまだ記憶しているんですか、その中で、このいわゆる重要度が宇留井橋については地震の調査等については当然この調査を見ますと、やっているということになっているんですよ。そうして、仮にこれが震度6とかというような形で、あの橋が崩壊したときに当然落居は孤立するわけですよ

ね。それと同時に、ここに今、同僚議員の齋藤議員もいますし、松本副町長もいるんですが、たしか江戸時代中期に伊浜の今の集落の3分の1ぐらいが地震で崩壊して駿河湾に押し出されたというような記録もあるわけです。

だから、いわゆるこの調査の結果、点数が出たのを、これを今、25年度はたしか湯の川橋を修繕ということなんです、いわゆる点数どおりにこれをなぜ修繕をしないのか、そういう理由があったら答弁をお願いします。

○議長（稲葉勝男君） 建設課長。

○建設課長（鈴木重光君） お答えをいたします。

宇留井大橋に関しまして、私が10数年前、建設課にいたときに1度やっぱり剥離がありまして、総事業費1億幾らかかけてコーティングをしました。それからまた、今回、長寿命化計画調査の中で策定の中で調査した結果、やっぱり剥離等の補修が必要だという見込みがありましたので、早急にやる予定はしています。

ただ、工法に関してどういう工法がいいかということで、実は特殊な工法をやるような業者さんに見ていただく予定でいますので、来年早々でも委託をかける方向では今進んでおります。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） その落居の橋の件でいいますと、例の30橋の内、このいわゆるおたくたちが計画したやつを見ますと重要度は高い方になっていますよね。それで、グループの方はAになっています。これが13橋ありますよと。その中で橋梁の特徴として、これを見ますと緊急輸送、一般国道及び県道を結ぶ主要な道路に存する橋梁と。もう一つは、落橋時に孤立集落が発生する橋梁、それから路線バス等交通機関に影響がある路線の橋梁とかの形があるものですから、こういうものを認識して、これは修繕、計画は計画としてあるんですが、先ほど町長の方にも質問したんですが、いわゆる南海トラフだとか、そういう面のレベル1だとかレベル2だとかという話が、当然震度が非常に大きいのが出てきているものですから、そういうものを踏まえた中で検討をいただきたいと。課長の段階で見直すという話はなかなかできないと思うんですが、町長、これをアクションプログラム2013の南伊豆版の中で見直しを含めた中で検討というのが考えられないのかお伺いしたいと思います。

○議長（稲葉勝男君） 副町長。

○副町長（松本恒明君） お答えいたします。

当然アクションプログラムがあるなしにかかわらず、橋梁の長寿命化というものを策定して、これは国策とも合致していることですので、今後、50年、100年という長いスパンの中で持続可能な自治体の経営という側面からは重要なことだと思います。ここへ出てきたアクションプログラム2013、当然これで具体的な被害想定等が出てきましたので、若干見直しの可能性は否定できないというふうには認識しているところであります。

それから、皆さんに可決していただきました例の建設の基金条例等が今、2億あるわけですが、これと呼応するようにして橋梁の長寿命化も非常に長い期間で毎年何千万単位のお金を必要とするものですから、極力平準化していきたいというそこら辺を高度に勘案しながら考えていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） 今、副町長の答弁をいただいたんですが、その中で先ほど同僚議員からも出ました例の近くですと西伊豆さんが最近ああいう形で、短期間の集中豪雨で中小河川が氾濫したりと。今も九州から東北にかけて、昨晚は名古屋の市街地が非常に大きな時間雨量が出ているよと。南の青野川の関係を見ますと、たしか時間雨量50ミリの計画、あの当時だったと思います。当然30年、40年かかっているものですから、青野川以外にも周りのいわゆる用水池が養生池がいわゆる宅地になって、保水能力がない土地がふえていかという形があるものですから、そういうものの当然見直しということも考えられると思います。

これ今日の朝の新聞なんですが、一般的には橋の寿命が50年という形の中で、この南伊豆町の橋梁化計画の中ですと、50年でこの30橋を修繕して橋の寿命を120年に延ばすという計画があるんですが、今日のマスコミ等の関係を見ますと、橋の寿命はあくまでも50年だよと。いわゆるスーパーゼネコン、ゼネコンと言われる人たちが、会社が真剣に考えますと、その50年を100年に延ばすとかというような技術を開発したと。これは従来の工法よりは期間も短くて、それは経費も少ないというようなことが載っています。

その中で橋梁については課長はご存じだと思うんですが、浜松市でもああいう形で、いわゆる人的被害はなかったけれども、当然ああいうつり橋が壊れたという中で、浜松市の担当に聞きますと、「なかなか技術屋さんがいないよ」というのが非常に大きな問題であるということで、専門の大学の教授につきましても、そういうふうな話をお聞きするんですが、当



然市町、小さな町ですからいないということはわかりますし、日々の業務に追われているということはわかるんですが、そういうものと、いわゆる町民の生命というのは別に考えていただいて、そういうものがあれば、これ課長だけではないんですが、先ほどいわゆる副町長に答弁いただいたように自民党では国土強靱化計画の中で200兆円、これは新規の公共事業だけではなくて、首都圏の当然首都高だとか何かの長寿命化等も含めるよと。先ほど申しましたように南海トラフの被害想定が220兆3,000億というような形で、これは議員立法ということになるものですから、上程されれば100%可決されるというような形があるものですから、何回も言うようですけれども、情報共有、情報収集という形の中で、そういうものを考えていただきたいと思いますが。

○議長（稲葉勝男君） 副町長。

○副町長（松本恒明君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、まさに我々のような小さな自治体では財源も去ることながらマンパワーの不足も否めません。そういった中でことし5月ですか、国が自治体にかわって老朽化する地方の道路や橋を改修できるような改正道路法が成立したよというような記事もちょっと見たりしております。

それから、今、議員おっしゃるように国土強靱化法、この秋はできると思いますが、それでその中へ、二階先生が会長でございますけれども、道路を除いて5,000億からの強靱化の要望がまとまってきたと。当然強靱化ですので、道路・堤防だけではなくて、さっき午前中からも出ているエネルギー、情報、医療、そういったものを含めて強靱化というトータルの方の考え方のようであります。

そういった機会を逃さずに当然その町の町内のことですが、土木を初め国・県への情報共有、お願いするところはお願いするというようなことで、一日でも早い安全・安心の確保というのに努めていきたいというふうに思っております。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

[4番 谷 正君登壇]

○4番（谷 正君） それでは、次の地籍調査と整備事業（仮称）についてお伺いします。

これにつきましては、東日本大震災が3年目を迎えて一日も早い復旧・復興が至上命題となっていますが、復興地域の住民がマスコミ等のインタビューでいきますと、全然復興・復旧が見えなくて、2年半前の状況だというようなインタビューもあります。

そういう指摘の中で、その復興・復旧が遅々として進まない一つの原因として、被災した

地域、区域の地籍、権利関係等の整備がなされていないのが一つの要因となって、なかなか事業執行まで今の法律の壁の中では整備ができないというような声が現実となってきていると、そういうお話を聞いているんですが、国等では被災後の復旧・復興を進めるために、地籍図や該当地の権利関係等の整備が必要と考えて、補助金等を計上して事前に整備を進める事業を進めていると。

これは私はちょっと記憶がはっきりしないんですが、この事業の補助金の内容については国が2分の1、それから県が4分の1、地元負担が4分の1というのが基本であるよということの中で、これについては3年や5年、5年や10年ではなかなかできない。場合によっては30年、40年かかるようなケースもあるよというのが一般的に言われています。そうしますと、先ほど言いましたように災害が発生してからすぐ着手しても、そういうものができていないと、なかなか今の東日本の被災地みたいに復旧・復興が進まないのが当然出てくると思うんです。

これいろいろわきに聞きますと、賀茂郡では隣町の松崎町さんがいち早く手を挙げて、これを進めているというようなこと、これ定かではないですが、その中で、そうしますとモデル自治体として国・県が取り上げて4分の1の地元負担をなくしてもいいよというようなお話があるということなんです、そうした場合いわゆる当然将来はやらなければならない、そういうものについて、なるべく手を挙げて進めていただきたいと。

私が伊豆農林事務所の関係の方にちょっとお聞きしましたら、賀茂地域では農林事務所が担当しているということで、私が考えたのは津波浸水地域を先にということだったんですが、その辺をちょっと教えていただきたいと。町長はその権利関係、登記関係については当然プロなものですから、そういう認識はあると思うんですが、その辺についてのお考えをお願いしたいと思います。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

国土調査法に基づく地籍調査は、昭和26年の法制定以来、全国の市町村の約8割が調査に着手し、そのうち約2割の市町村は既に調査を完了しております。

静岡県内においても35市町中、着手済みが26市町、そのうち完了が4市町、休止中が5市町であり、未着手は本町を含めた5市町となっております。

本町におきましては、地籍調査の必要性や有効性について十分理解をしておりますが、財

政状況の長期化にわたる財政的、人力的負担が必要なことや所有者双方の合意の上での境界の確認となるため、新たな紛争を招く可能性もあり、多くの時間と手間が必要となることから現在まで調査に踏み切れない状態にありました。

本年度に入りまして、未実施市町について静岡県から地籍調査着手に向けた説明もありましたが、本町といたしましては、全域を実施した場合の事業費や期間、地籍調査に対する住民の理解や住民からの要望などを踏まえ、また、発生が懸念される南海トラフ、巨大地震等の災害復旧に非常に有効であるなど、実施可能なものから着手できるように引き続き検討を進めてまいりたいと思います。

その中で基本的な官民境界、都市部の官民境界基本調査という形で、これは事業主体が国土交通省で負担は国が100%と、基本調査はそういうことだそうでございます。その先に先ほど議員が申しましたように官民界の先行調査やっていると、国が50%、県が25%、市町25%というような割合であるそうですが、実際はこのうちの80%は特別交付税が措置されるため、実質5%という話だそうでございます。

それで、今、完了している市町村聞きましたも、大体30年ぐらいかかっているという話を聞いております。それで、大体南伊豆町がやったら、おおよそどれぐらいかかるんだろうという話の中で、やっぱり50億、60億というような世界だと聞いております。そうしますと、大体5%でいいましても、二、三億はかかりますね。これ20年、30年という期間のスパンでやれば町の負担も少なくなってくるのかなと、そのように考えております。

そして、また、先ほど言いました国土強靱化に関するものだと思いますけれども、地籍整備に係る土地境界の明確な推進ということで、132億円の予算がついているそうであります。これは先ほど議員が言いました、いわゆる東日本大震災における復興の遅々として進まない理由が、境界確定ができない、土地の確定ができないということの中にあるという話の中で、このような予算が国のほうでつけられたではないかと思えます。

そういうことの中で、今、南伊豆町も先ほども申しましたように、この地籍調査の準備に入ろうかと考えております。できれば国のほうの基本調査にはできる限り速やかに着手していきたいと、このように思っております。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） 今、町長から前向きな答弁ありがとうございます。これは言葉はちょっと悪いんですが、ゴーストタウンからの一刻も早くの脱却というスローガンのもとに、ま

だ、南伊豆、被害はないんですが、現実を見ますと何かそういうことだそうですから、それはぜひ非常に長いスパンなんです、それはぜひ、進めていただきたいと。県の方でも、それはもうぜひ、南伊豆さんは半島の先端なものですから、もう確実に被害はありますよというような話も内々聞いているものですから、それはぜひお願いしたいと思います。

続きまして、最後に少子化・人口増対策で、これ先ほど冒頭で申し上げましたように、子育て支援関係等を含めまして質問させていただきます。

まず第1に、少子化・人口増対策は現在、町長、教育長さんにお聞きしたいんですが、どのような施策が必要とされているのか。これは南伊豆だけではないんですが、いよいよ2010何年から日本も、もう大都市も人口減少時代に入るよというようなマスコミの対策があるんですが、それに関しても人口関係、それからいわゆるいろいろな集計を見ますと、静岡県でも人口減少のトップを行くのがこの賀茂地区だというようなデータが出ているものですから、そういうものがありましたらご答弁をお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

本町における少子化・人口増対策といたしましては、第5次南伊豆町総合計画を基本として、保健・医療・福祉の充実、観光・農林漁業・商工業の振興、子供を育む教育の充実、生涯学習の充実、快適な生活環境の充実、安全・安心に暮らせるまちづくりなど、総合的なまちづくりを推進することが必要であると考えております。

具体的な話といたしましては、子育て支援として中学校までの子供医療費の無料化、少子化対策として出産祝い金や特定不妊治療費の助成ほか、町外からの移住者の増加を目的とした「移住交流セミナー」の実施、静岡県の補助事業を活用しての「南伊豆婚カツ」事業等を実施しております。

さらに行政報告でも申し上げましたが、都市部の元気な高齢者、いわゆるアクティブシニア層を中心に、一定期間受け入れるワープステイ構想につきましても、人口増加の一環として検討を進めてまいりたいと考えております。そして、先ほどから申しておりますように熱資源の開発、そういうことを含めながら、まちづくりという方向性を考えていきたい、このように考えている次第であります。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） それで、ちょっと角度を変えて質問をさせていただきますが、先ほども同僚議員から、いわゆる子育て支援等の関係で質問がありましたが、当然その中で認定こども園があそこにてできまして、南崎等にもあるんですが、その中で保育所、幼稚園という形で分かれているんですが、その子供が現在どのぐらいいて、それで第1子、第2子、第3子以降がそれぞれどれくらいいるのかと。当然、使用料を徴収しているんですが、それらについてどの程度というか、どのぐらいの使用料を徴収しているのかと。これは予算ベース、決算ベースどちらでも結構ですが、それをわかりましたら担当のほうからお願いします。

○議長（稲葉勝男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（勝田英夫君） お答えします。

保育所、幼稚園使用料関係につきましては、平成24年度の幼稚園園児は49名、保育所は南伊豆保育所は113名、南崎保育所が61名です。

平成25年度幼稚園の園児は41名。保育所は南伊豆保育所が118名、南崎保育所が51名です。幼稚園の保育料は1人4,000円で年間11カ月分いただいております。24年度では180万9,800円です。

保育所の保育料は、保護者の所得などにより違いがある上、通園する第2子からはおおむね半額となり、第3子は1割程度の保育料を徴収しており、24年度の実績は2,737万750円の徴収となっております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） それで情報が、町長、教育長には入っていると思うんですが、今のところ幼稚園対象だと思うんですが、第1子をそのまま取るよと。第2子を2分の1だよと。それから、第3子以降はただだよというのが、何か国の政策がちらちら見えてきております。これは今のところたしか幼稚園だけだと思うんですが、問題は保育園の2,700万以上あるものですから、なかなかこれがただということになると南伊豆町は財政的にちょっとかたるといえる形があるんですが、これを町長、保育所保育料と幼稚園使用料を国に先駆けて2分の1とか、ただにするとかということ、これはよく町長いわゆる全国町村会とか静岡県町村長会とかという上部団体会議があると思うんですが、そういう中で意見として発言ということを含めましてのお考え等がございましたら、お願いしたいと思います。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 財政を勘案すると非常に難しい問題でありまして、先進事例を見ながら今後検討させていただきたい、このようにお願いしたいと思います。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） 現実に国のほうでは先ほど申したように幼稚園を第1子はともかく、2子が2分の1、3子以降はというような方向性もあるというようなこと聞いているものですから、それをいわゆる市町の力で国を突き上げていただいて、できれば南伊豆、賀茂郡で一番最初とか全国で一番最初、南伊豆が保育所の使用料とか幼稚園使用料をただにしたよと。だから、若い方々は南伊豆へ家を建てて住んでくださいと、環境もいいですよと、認定こども園も新しくなりましたよというような売りができると思うんですが、ほかの自治体を見ますと、建物を建てて若い人たちが行ったときは税金が若干安くなるとか、ある程度ローンを補助するとかというようなことをやっている自治体もあるんですが、そういうものを含めてそういうことを一番最初にやればインパクトは大きいものですから、それはぜひ、検討していただきたいと思います。これは答弁要らないです。

次に、通園バスについてであります。

これにつきましては、いわゆる南崎保育園等が手石保育所と合併して、南崎小学校に行つて、南崎の保育所を今やっているんですが、それが統合されて開設されるときに1年間の約束で通園バスをということなんですが、それについて現実的には廃止されて、いわゆる保護者の方々が個人で送り迎えしているんですが、そういうものを含めた中で、バスはまだあるわけですね、あの当時のバスは。そういうものの復活というお考えはあるのかないのかお聞きしたいと思います。

○議長（稲葉勝男君） 副町長。

○副町長（松本恒明君） お答えいたします。

当時の今の認定こども園ができるまでの変則的な通園の手段としてということをお願いした経過がございます。現実的にはあるわけですが、非常に園外保育ですとかに有効であるよということは私も認識しているところでございます。

ただ、今後また更新するのとか、未来永劫確保するのということになりますと、あれが100万、200万のものではないということと、当然細かな話をし始めると燃料から保険から、それを運転する運転手をどうするんだとかということがありますもので、例えば園外保

育でしたら園外保育の予算措置をすとかということ、できましたら固定的な経費につきましては、なるだけでしたらかけたくないというのが正直なところでございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） 今、副町長にも答弁いただいたんですが、現実的に南伊豆町については待機児童はなくて、それこそ加入希望者が全員入園、両方へ入園、入所されているような現実があるんですが、東京都ですと、いわゆる高いお金を払ってJRの施設に間借りして、それを保育所とか幼稚園にして便宜を図っているというような現状があります。確かに財政的な面をいいますと、南伊豆、財政的に弱いというのは私わかるんですが、先ほどの冒頭の中で子育て支援、人口増という形のもの考えた場合、そういうものの検討も将来は当然頭に入れて進めていくようになるのではないかなというように考えがあるものですから、その辺のお考えをもう一度お伺いします。

○議長（稲葉勝男君） 副町長。

○副町長（松本恒明君） お答えいたします。

子育てというか、子育て世代にも今までとはちょっと違った給付ですとか、負担ばかりではなくて、子育て世代に対してもちゃんと見ますよというのが梅本町政の基本ですので、当然それは無視するわけにはいきませんと思っています。

ただ、そこでマイクロバスを確保するのがいいのか、例えば、もう少し経済的な波及効果がある子育て世代への助成制度を考えればいいのか。例えば、子育て世代がうちを建てるときの助成制度を手厚くするだとか、例えば、関西の加西市あたりがやっている住宅の宅地造成までを見ますだとか、これ条例で見るということがありますけれども、そういったものがあるのか。単純にこれという1つだけではなくて、いろいろなエネルギーではないですけども、ベストミックスの中で考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

〔4番 谷 正君登壇〕

○4番（谷 正君） これで私の一般質問終わります。細かいことにつきましては委員会があるものですから、そちらの委員会のほうで質問させていただきます。

○議長（稲葉勝男君） 以上をもって谷正君の質問を終わります。

ここで3時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時10分

○議長（稲葉勝男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

---

◎議第46号及び議第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） これより議案審議に入ります。

議第46号 訴え提起前の和解について及び議第47号 訴え提起前の和解についてを一括議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議第46号及び議第47号の提案理由を申し上げます。

岩崎産業株式会社と町との間で争われている訴訟について、平成25年1月17日の第1回臨時議会で可決された和解条項案に従い、岩崎産業株式会社が、測量、分筆、登記業務等を実施していたところ、売買対象地内に賃借権が発生している土地が存在することが判明いたしました。

町は、和解条項案に従い、権利の消滅を主張し、岩崎産業株式会社は土地を使用継続している相手方と、数々交渉を重ねてまいりました。

その結果、岩崎産業株式会社から別紙和解条項案のとおり、相手方と訴え提起前の和解をする提案があり、町としては、町民の生活を考慮し、当該提案を受け入れたいと考えております。

以上により、本議案は、民事訴訟法第275条第1項の規定に基づく建物収去土地明渡請求に係る訴え提起前の和解をするため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。



内容につきましては企画調整課長から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 企画調整課長。

〔企画調整課長 谷 半時君登壇〕

○企画調整課長（谷 半時君） それでは、初めに議第46号につきまして、ご説明申し上げます。

和解条項案が記載されたページを御覧いただきたいと思います。

事件名、建物収去土地明渡請求事件、申立人、南伊豆町、申立人、岩崎産業株式会社、相手方、南伊豆町在住の個人。

和解条項案でございます。

第1項につきましては、地位の承継を取り決めたものであります。記載のとおり昭和62年5月1日に岩崎産業株式会社と相手方が契約した土地賃貸借契約について、当該土地が岩崎産業から南伊豆町に所有権移転された日から、南伊豆町に賃貸人としての地位を承継するものであります。

第2項は、賃料の支払い日を毎月25日としたものであります。

それから、第3項につきましては、賃貸借契約期間を町の所有権移転日から最長10年間と決めたものであります。

第4項は、建物等の収去を賃貸借契約解約日から1カ月以内に建物等を収去して南伊豆町に明け渡すことを決めたものです。

第5項は、契約期限までに土地の明け渡しをしなかった場合の損害金について定めたものであります。

それから、第6項は、岩崎産業株式会社が相手方に対して解決金を支払うということを決めたものであります。

それから、第7項は、申立人らと相手方との間には本合意書に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認することを定めたものです。

それから、第8項は、和解費用は各自の負担とすることを定めたものであります。

次に、物件目録を御覧願います。

物件目録に記載の土地の内、別紙添付図面中、赤線で囲んだ分の面積62.7平方メートルが対象物件になります。以下、記載のとおりでございます。

それから、次に図面でございますけれども、この図面につきましては対象物件を特定した

ものです。いわゆる登山道と言われるものの登山道の手前で赤線で囲った建物が対象物件と  
いうことであります。

それから、続きまして、議第47号についてご説明申し上げます。

やはり議第47号の和解条項案のページを御覧願います。

事件名が同じく建物収去土地明渡請求事件、申立人、南伊豆町、申立人、岩崎産業株式会  
社、相手方、南伊豆町在住の個人。

和解条項案でございます。議第46号の和解条項案と異なりますのは、相手方が異なること、  
それから物件目録が異なることのほか、まず1項中の建物質料が2万円というものでありま  
す。

それから、また3項の賃貸借契約期間というものが町の所有権移転日から、先ほどは最長  
10年なんです、こちらの方につきましては最長3年間となっている箇所であります。あと  
の条項につきましては、議第46号のものと同じものになっております。

それから、次、少し飛ばしていただきたいと思えます。物件目録のところまでお願いをい  
たします。

物件目録に記載のとおり、別紙添付図面中、赤線で囲んだ分の面積41.8平方メートルが対  
象物件になります。

それから、次のページの図面でございますけれども、この図面が対象物件を特定したもの  
であります。登山道の少し行ったところ、中腹よりも少し手前なんですけれども、そこにあ  
る建物が対象物件になります。本議案の議決が得られれば、明日、沼津簡易裁判所におきま  
して、訴え提起前の和解、通称即決和解と言われておりますけれども、即決和解が申立人と  
相手方との間で行われるということになっております。

以上です。説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

渡邊議員。

○10番（渡邊嘉郎君） ちょっとお伺いをいたします。

先日この話が全員協議会の中で説明がございました。私はこの2億2,500万で南伊豆町の  
土地にするということは、これは初めからそれが一番いいなということで賛成なんですけれ  
ども、ただここに個人的に借りた土地が二つあるよと。これが岩崎産業とのまだ話ができて  
いない。そういうことで縛りがこれにあるような気がするわけです。それがこの内容等々に

書いてありますけれども、ただ、1カ月3万円も2万円も取っていて、今まで知らなかったよということ、今まで話がなくて、ここに来てこういうことが出てきたということは、私はいかなものかなというふうな気がします。

そして、できることなら、私はまっさらな状態で契約ができればなというふうに思うわけですが、その辺どうしてもこれはできないのか、できるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

これに関しましては、本当に私は岩崎産業のほうの告知義務がなされていなかったと、このように思っております。それと当方といたしましても、当町といたしましても、本来これだけの大きな買い物をするのであるから、はっきりもうちょっと調査すべきであったなど、このように、今、反省しているところであります。

その上で、やはり議員がおっしゃられるとおり、私たちもこの問題がわかった段階で、完全に更地ということで岩崎産業に第1案を出しました。だけれども、やはり今借りている賃借人の方々の権利を考えた場合に非常に難しい。そして、賃借人が権利を主張することに対して、出て行けという裁判をやった場合に、まずこれは不可能であります。岩崎産業が勝つことはできません。そうすると、まず更地にはできないというのが前提になろうかと思っております。その上で町としましては、この和解条項案の岩崎のほうでつくってきたと。3年と、それと10年というような和解条項案をつくってきて、賃料も正確に今までどおりもらいますよという形の中で、町のいわゆる最低限の形の権利は守られそうだなと、このように思ったからこれを承認したわけです。

そして、10年と3年の期間をなぜこのように決めたかということ、10年のほうの土地に関しましては、事業計画にそれほど支障が出てこないという感じがします。それで、3年のほうは、やはり山道になりますもので、山道を埋めていますもので、これがやはりずっと権利を主張されますと非常に我々としては、町としては困る事態が発生するだろうと。そういう中で、岩崎が更地にできないのであるなら、私たちが事業計画する間の2年か3年の間に明け渡すという約束がちゃんとできるのであれば結構ですよという返事をいたしました。そうすることでご理解いただきたいなど、このように思っております。

○議長（稲葉勝男君） 渡邊嘉郎君。

○10番（渡邊嘉郎君） そうしますと、3年と10年というこちらの土地になってからはそう

ということが発生してくるわけですね、3年、5年。そうすると、また、そこで我々と借り主のほうでそういう関係が出てくるわけですね。岩崎との今、賃借料でやっているお客さんの関係と同じようなことが私は出てこようかと思えます。私は、本当は真っ白な土地で、私どもの土地になることが一番望ましいわけですがけれども、しかし、今、町長おっしゃったとおり、開発には全然関係ないんだと、差しさわりのないんだと、今、現在。私はそういうことでなくて、やはり実際にはまっさらな土地にして我々のものにしたいというのが私の思いです。

そして、できることなら、岩崎さんとの話の中でこういうことができないですか。これはまっさらな土地になって、例えば今、2億2,500万のうちに1億払いますと、あとの1億2,500万はまっさらな土地になってからお支払いはいけませんかというような交渉は例えばできないわけ、3分の2払うとか、あるいはそういう一部残しておくとか、貸し担保というわけではございませんけれども、そういうことができないのかできるのか、その辺もお伺いをしておきたいなと思えます。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

○町長（梅本和熙君） これ当初の和解条項案の中で2億2,500万で更地という約束があったわけですね。それで、議会もそれを一たんは承認したと。そういう中で、この事態が発生した。そして、この今、議員が懸念されておりますこの和解条項というのは、即決和解というのは判決と同じです。いわゆる専門的な用語で債務名義のあるもの、債務名義というのは強制執行のできる、これは文書なんです。だから、3年というこの期間の内にこの人が立ち退きをしなかった場合は、町は強制執行ができるということです。ただ、最低限この人たちは約束を守ってくれると私は思っております。ただ、これ思っているでは済まないもので、少なくとも債務名義を持った形で、最終的に約束を守ってくれなかった場合は強制執行いたしますよというそういう内容の文書です、これは。だから、そういう形の中で更地という感じで私は受け取っております。

○議長（稲葉勝男君） 渡邊嘉郎君。

○10番（渡邊嘉郎君） 例えば今の借り主、代がかわったときにはどうなりますか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

○町長（梅本和熙君） これは地位の承継でありますから、代が変わるといのは、代っていわゆる借り主の地位ですか。借り主の地位がかわっても、当然これは引き継ぐものであります。これは地位の承継といいまして、当然に南伊豆町が岩崎産業の地位を承継するのと同様に、借り主のほうも代がかわれば地位の承継をするから、この文章が、この即決和解が生き

てきます。

○議長（稲葉勝男君） 齋藤要君。

○9番（齋藤 要君） 町長に1点お聞きします。

今、渡邊議員が質問しましたけれども、3年と10年と個人的な開きがあるわけですね。それが町長はその3点について見通しはどうかちょっと、確信がありますか。強制執行をしなくても何とかなるような方法に見通しがあるのかないのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

○町長（梅本和熙君） 私はこの相手方の南伊豆町在住の個人、このお二方は少なくとも南伊豆町の方でありまして、石廊崎の在住の方です。この方たちは、やはり自分たちがこの約束を守らないことによって地域コミュニティからの批判を受けるでしょうし、私はそういうことはまずしない方たちだということで、この方たちを私は信頼しております。ただ、では信頼していればこんな文書つくらなくてもいいんじゃないかということではなくて、やはり私たちが公的な立場でありますから、やっぱり、この即決和解という形で債務名義をとっておくのが最善であると、このように考えました。

○議長（稲葉勝男君） 齋藤要君。

○9番（齋藤 要君） 町長の今の答弁だと、大丈夫ではないかと私も感じるところがございしますが、また今日ここへ来て、これでもっていろいろもめて、もとに戻るようなことがありますと、これ大変なことになると思うんですよ。だから、できればその3点が円滑にいつて強制執行もされないようなことでできるなら、私は賛成したいと思えますけれどもね。そこから辺を町長にもう1回、くどいようですけれども、大丈夫だか言ってもらいたいと思うんですけども。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

○町長（梅本和熙君） 齋藤議員のご懸念は当然あります。それで、100%ということはありません、人ですから。ただ、間違いなくこの債務名義によって、即決和解条項によって即決和解ができることは事実です。それで、出て行かなかった場合は町としては強制執行せざるを得ないと思っています。ただ、私は先ほど申したようにこのお二方は信頼できる方だと、間違いなく約束を守ってくださると、このように信じております。

そして、齋藤議員が心配されるように、この即決和解が通らなければ町としてもこの和解契約は結ぶわけにはいかないです。こういういわゆる他物件のあるものを買うということは、もうこれはできない話でありまして、この即決和解があるから強制執行ができる。即決和解

がないままそのまま受け取ると、もう相手が何十年でも私たちは出て行きませんという主張をすればそのままになりますわけで、町としてはそういうことを受け入れるわけにいかないもので、議会のご承認が得られなければ岩崎産業の方にお断りをするつもりであります。

○議長（稲葉勝男君） 渡邊嘉郎君。

○10番（渡邊嘉郎君） 先ほど町長も議会の前に、これを議会承認したんだという話がありましたけれども、こういう問題がなかったから、その当時は私も手を挙げさせてもらった。買うことに私は全然異議はないんですけども、ただ真っ白にこれになっている状況では今ないわけですよ。ですから、今、言ったように、今、齋藤議員が言われたとおり強制執行をやって、それで代が変わって、またそういうことが出てくると私は非常に困る問題が出てはこないのかなということが多々懸念されるわけです。そのときに町長、今、私一人で責任とれますよというような返事が私はできるのかできないのかということ。

これが個人の土地だったら、本当に私はそこまでやる必要があるのかなと思うわけです。個人で買うということになれば。私はその辺が一つひっかかるものですから、どうしてもその辺を強制執行しないような方向で、相手を100%というわけにはいかないだろうけれども、私は信用しているつもりですというような答弁がございました。まさしくその答弁しか私はしようがないと思います、今の状態で町長は。ただ、その辺がどうしても私はひっかかるものですから、もう一度お聞きをしておきたいなと思います。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

○町長（梅本和熙君） 議員のご懸念、確かにそのとおりです。それで、私はこのお二方を信頼しております。だから、このお二方は契約の約束の期限が来れば出て行ってくれると、自主的に明け渡しをしてくれると、このように思っているわけですが、これは人間です。だから、もしもということがあった場合は法律的な強制執行をせざるを得ない。そのための強制執行ができる即決和解を選んだわけでありまして、これはもう裁判も何もやる必要はありません。そのまま強制執行が可能です。だから、そういう形の中で、もしこのお二方が約束を違えるようなことがあれば、町としては即強制執行にかかりたいと思います。時間的には多分強制執行かかりますと、やっぱりこれも半年から1年ぐらいはかかる可能性はあります、時間的に。それでも4年ですかね、3年の場合は4年。

今この中の事業開発の中で一番懸念している土地は3年の方の土地です。やはり山道に向かって張り出した形になっていますから、非常に開発していくのに見えが悪いという感じがします。そして、10年の方の土地というのは一般的な個人所有の売店と、ここと並んでお

ります、敷地が道路沿いで。そういう意味で10年であっても問題がないのかなと、いわゆる支障がないのかなと。

それで、町としては、このことに関して1カ月3万円という大枚な結構なお金をもらうわけです。固定資産税でいったら、とても全てでも年間2万か3万のところ大体月3万円の賃料もらうわけですから、町としてはこのことによって、それほど大きな損害を私は受けるという気持ちはしておりません。本来は、議員が言われるように本来更地であってしかるべき問題でした。そういう意味で考えたときには非常に町側も含め、そして岩崎産業側もこのことを早目に告知すべきであったなど、このように思います。

○議長（稲葉勝男君） 渡邊嘉郎君。

○10番（渡邊嘉郎君） 町長のご説明はわかりました。私も理解をしないわけではございませんけれども、なぜこういうことを言いますかと。私もあと10年生きているわけではございませんので、わかりませんが、そういう次世代に継いでいく大事な南伊豆の土地なんですよ、2億2,500万で買うんですから。そして、開発の問題が我々の時代にできればいいんですけれども、できないときには実際継いでいかなければならない。そういう大事な土地なものですから、ぜひ、町長にもご理解をいただいて、そして借り主のほう、あるいは岩崎さんのほうともう一度その辺も私は話をしておくべきことを要望しておきます、これは。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 齋藤要君。

○9番（齋藤 要君） いろいろ渡邊君も最善の策をとって言っていることだと思いますけれども、私はもう長年の懸案ですし、できればあそこを強制執行しないように和解の話し合いができて、高額な金額で買うものですから円満に地元の土地にしたいなど、私はそう思っていますので、できるだけ円満に解決をしていただきたいなど。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

○7番（清水清一君） 7番、清水。

この和解条項のやつなんですけれども、これ結局1月にやった和解条項案で不足のところがあったからという形でなるんだと思うんですけれども、やっぱり更地で買うべきだと思うんですけれども、1月時点であその土地の中に賃借権とか営業権だとか地上権、あるいは賃借権、そういうものが何件ぐらいあったのか。そして、それが要するにあその三軒長屋

とか、あそこの2軒さんとか、また別のところもあるわけですけども、それを岩崎産業は全部ほとんどのところをゼロにしてくれたと。あと残っているのは二つだけだったんだという解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

○町長（梅本和熙君） 賃借権があった土地は4件あります。その中で2件は解決されて、2件が交渉の過程で、やはり権利の主張をされたということです。よろしいでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

○7番（清水清一君） そうしますと、この2件の方がきちんと岩崎産業あるいは町の要望で更地にしたいからということでどいていただけると。それで2件は残ったという形だと思うんです。となると、岩崎産業はこの前件の2軒に対して営業補償金とか出て行ってもらうような補償金とか、そういうものを出しているのではないかなと考えられますけれども、それも出していると、その今回今、やっている2件の分の撤退分として和解条項で残すんですけども、撤退分ぐらいの手数料とか、あるいは契約金を少しでも安くしてくださいよと、あるいは物は言えるのではないかなと。要するに瑕疵あるものを引き継ぐわけですから、これ今回議決されれば瑕疵あるものにならないですけども、一応その段階の契約書では瑕疵あるものになってしまうものですから、その分を安くできないのかという話は岩崎産業に対しても言える話ではないかなと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

○町長（梅本和熙君） 議員がおっしゃる交渉もしました。いわゆるこの問題の土地を分筆して1月の和解条項と違った土地にしようとか、そういう減額しろとかという交渉もいたしました、岩崎のほうに。そういう形の中で、やはりこの1月の和解条項案を変えるということは非常に難しいという問題がありました。

そして、あと補償の問題ですけども、この件に関しましては、我々はあくまでも岩崎産業に更地にしろというのが第1案です。何度も議員が言われているように、更地にして初めの形でこちらへよこせと、1月の、こういう主張はしてまいりました。

ただ、先ほど言いましたように岩崎も努力をしました。努力をしたって言うていいのかどうかかわからないけれども、4件のうち2件の方には事前に立ち退くことをしたみたいです、立ち退くようにということで。そして、この2件に関しましても、町としては立ち退くようにという、立ち退かしてくれということは言ったわけです。

ただ、あくまでもこの和解条項案の内容は、岩崎が相手方といわゆる借り主等を決めてき



たものに対して、町はその内容なら話にのりましょうというそういう形です。それで、ご理解いただきたいと思います。

だから、この解決金を相手方に払うとか、そういうことに関しては町は関与していません。当然岩崎が相手方に解決金を払うものだと思います。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

○7番（清水清一君） やっぱり解決金を安くしてという話も言ったんだけど、だめだったという形の中で、解決のほうを急いだほうが良いという形でこういう継承になると思うんですけども、この立ち退いた方2件あるんですけども、場所的には今回残るところの2万円のところの上側のところと今回残るところの下側の家のその2件ですか。それともほかのところがあるんですか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

○町長（梅本和熙君） 議員が指摘したとおりでございます。その2件でございます。

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

加畑毅君。

○1番（加畑 毅君） 1番、加畑です。

私は、この案件に関しては賛成したいという考えであります。というのは、やはり先ほど齋藤議員が言われたように長年かけてここまで来た条件であります。今、町長も言われたように本来はこの2件に対しては、岩崎産業がやらなければいけないことだったと思うんです。ただ、ここまで来て、これを争点にしてもう1回話が戻ってしまうというのは、これまでかけた時間と労力は何なんだというところがあります。また、1点の曇りでもあれば前に進めないというのは、これは僕は現実的ではないなというところを考えております。

それから、今回の件に関しましては、両方とも賃料がついております。これ重たかったら

途中で所有者は手放すはずです。期限がついているということは、例えばここに設備投資をして3年後明け渡さなければならない物件に対して設備投資するのかということになりますと、これ採算が合いません。同じように10年後は明け渡さなければならないということに対して、大きな設備投資をしてくるとも考えられないので、相当な賃料をいただいているという形がありますので、ここは進めるべきではないかと思います。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） ほかに。

横嶋隆二君。

○11番（横嶋隆二君） 反対ではないんですが、積極的な賛成でもないんですが、意見を述べさせていただきます。

質疑でもありましたけれども、この土地をめぐるのは歴代、2代、今度3代目町政がかわる中で政治的争点にもなってきたものです。裁判、町が訴えられると。決論的には1月に私たちが賛成した条件というのは、町担当者の努力で極力住民の負担である税金、これの負担を減らす努力をしてきた結果、しかしながら、2億数千万の買い物をするに当たって条件としては岩崎産業が上の駐車場を明け渡さない、そのわきの土地に導入路をつくる。また、かつての温室の解体に関しても、これを町が持つようになります。今後1億以上のお金がかかります。こういう物件、政治的な課題と、しかも条件がいろいろある中で住民負担、税金ですね、これが投入されるという中で、こうした事態が後で報告されたということに関しては、相手方の岩崎産業に対する遺憾の意を表しなければなりません。今後の教訓とせざるを得ないと。

ただし、今日出された問題に関しては重々の町長の答弁も含めて、これをこの場で公表した姿勢をきちっと確認した上で、事後の経過を見てこの土地を将来にわたってしっかりと活用する、そういう取り組み、それと当時政治的な争点あったときには地元こぞって石廊崎の問題ということで言われていましたけれども、こうしたことが図らずしも残ったということに関して、いわゆるここにうたってあることが速やかに解決されるその双方の姿勢を見守っていきたいというふうに思います。

以上の意見を出して、この議案に対する賛成の態度はしますけれども、意見とさせていただきます。

○議長（稲葉勝男君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決いたします。

議第46号 訴え提起前の和解については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第46号議案は可決されました。

採決いたします。

議第47号 訴え提起前の和解については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第47号議案は可決されました。

---

#### ◎散会宣告

○議長（稲葉勝男君） 本日の議事は終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会とします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時45分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 稲 葉 勝 男

署 名 議 員 齋 藤 要

署 名 議 員 渡 邊 嘉 郎

平成 25 年 9 月定例町議会

(第 2 日 9 月 6 日)

## 平成25年9月南伊豆町議会定例会

### 議事日程(第2号)

平成25年9月6日(金)午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 報第 4号 平成24年度南伊豆町健全化判断比率について
- 日程第 4 報第 5号 平成24年度南伊豆町資金不足比率について
- 日程第 5 議第43号 南伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 6 議第68号 南伊豆町固定資産評価員の選任について
- 日程第 7 議第44号 南伊豆町教育委員会委員の任命について
- 日程第 8 議第45号 南伊豆町立小、中学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議第67号 備品購入契約について(平成25年度大規模地震対策等総合支援事業可搬ポンプ付積載車購入)
- 日程第10 議第48号 平成25年度南伊豆町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議第49号 平成25年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議第50号 平成25年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議第51号 平成25年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議第52号 平成25年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議第53号 平成25年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議第54号 平成24年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 議第55号 平成24年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 議第56号 平成24年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 議第57号 平成24年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 議第58号 平成24年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について

- て
- 日程第 2 1 議第 5 9 号 平成 2 4 年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- て
- 日程第 2 2 議第 6 0 号 平成 2 4 年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- て
- 日程第 2 3 議第 6 1 号 平成 2 4 年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 4 議第 6 2 号 平成 2 4 年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- て
- 日程第 2 5 議第 6 3 号 平成 2 4 年度子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- て
- 日程第 2 6 議第 6 4 号 平成 2 4 年度中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- て
- 日程第 2 7 議第 6 5 号 平成 2 4 年度妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- て

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員（10名）

1 番	加 畑 毅 君	2 番	宮 田 和 彦 君
3 番	吉 川 映 治 君	4 番	谷 正 君
5 番	長 田 美喜彦 君	6 番	稲 葉 勝 男 君
7 番	清 水 清 一 君	9 番	齋 藤 要 君
1 0 番	渡 邊 嘉 郎 君	1 1 番	横 嶋 隆 二 君

#### 欠席議員（なし）

---

#### 地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	梅 本 和 熙 君	副 町 長	松 本 恒 明 君
教 育 長	小 澤 義 一 君	総 務 課 長	山 本 信 三 君

防 災 室 長	大 年 美 文 君	企 画 調 整 課 長	谷 半 時 君
建 設 課 長	鈴 木 重 光 君	産 業 観 光 課 長	大 野 寛 君
町 民 課 長	小 嶋 孝 志 君	健 康 福 祉 課 長	黒 田 三 千 弥 君
教 育 委 員 会 長	勝 田 英 夫 君	上 下 水 道 課 長	橋 本 元 治 君
事 務 局 長		総 務 係 長	平 山 貴 広 君
会 計 管 理 者	藤 原 富 雄 君		

---

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	山 田 昌 平	主 幹	佐 藤 禎 明
-------------	---------	-----	---------



開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（稲葉勝男君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しております。

これより9月定例会本会議第2日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（稲葉勝男君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

9番議員 齋藤 要 君

10番議員 渡邊 嘉郎 君

---

◎資料の訂正について

○議長（稲葉勝男君） ここで資料の訂正をお願いいたします。

議事日程表紙裏でございますが、議第49号、表紙裏の議第49号、平成25年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の下で上程、説明、質疑、委員会付託となっておりますが、これ討論、採決と訂正していただきたいと思っております。よろしいですか。

---

◎一般質問

○議長（稲葉勝男君） それでは日程第2、これより一般質問を行います。

---

◇ 横 嶋 隆 二 君

○議長（稲葉勝男君） 11番議員、横嶋隆二君の質問を許可します。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） それでは、私は通告に従って、南伊豆町民と日本共産党を代表して一般質問を行います。

まず、今日の内外を取り巻く情勢の特徴的なことについて若干言及しますが、2011年3月11日の東北の震災、東日本大震災以降、福島第一原発の事故は収束していないばかりか、今日明らかになっているのは汚染水が海に流出していると。これを世界中が日本政府の対応、動向に注目をしていると、極めて政府にとっては大きな課題が投げかけられていることでもあります。

また、原子力発電に関しては大飯原発が再稼働しましたが、定期点検で今残っているのは4号機で、15日を過ぎると日本全体では原子力発電所の稼働はゼロになると、そういう現状にあるということでもあります。エネルギー問題や災害の問題が課題としてありますけれども、こうしたことを根底の認識に置いて進めていきたいというふうに思います。

今回の質問の第1は、まず有権者が参政権を行使する上で、この間、南伊豆町では投票所が大幅に削減されてきました。町の選挙管理委員会のもとに削減されてきました。

昨日もそのような質問が出ましたが、私は選挙管理委員会、この事務等々を扱う選挙管理委員会の元締めである選挙管理委員長に質問を出しまして、一つは、投票率が徐々に低下していること、もう一つは、昨年12月の衆議院選挙以降、期日前投票が当日の投票者数より増えてくると。率が増えてくると。

この問題は、質問で通告をしてある有権者の投票機会等々述べてありますけれども、いわゆる選挙期間がどうして設けられているのか。有権者が選挙をするに至る情報、確かな情報を得る期間、これが選挙の期間であるわけですけれども、期日前投票が当日投票を上回る状態が著しくなって、昨年の衆議院選挙以降、町長選挙の時から期日前が40.45%、当日は36.70%、その後6月に行われた県知事選挙では期日前が32.78、当日が28.50で、この間の参議院選挙、7月の参議院選挙では期日前が33.9、当日が27.5、投票率も下がっております。

これに関して、投票の機会をしっかりと有権者に保障する上で、投票所を減らした影響というのがこれに関連していると思いますが、この点、書記長に関してはどのように考えているのか、委員長に質問を出しましたが、回答をお願いします。

○議長（稲葉勝男君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（山本信三君） お答えします。

平成19年執行の参議院議員選挙及び町議会議員選挙の同時選挙から、投票所を22カ所から8カ所に変更しました。

この時の投票率は参議院議員選挙79.88%、町議会議員選挙79.07%でした。その後、各選挙の投票率は平成21年度の町長選挙57.14%、県知事選挙67.67%、衆議院議員選挙73.27%、平成22年度参議院議員選挙65.59%、平成23年度の県議会議員選挙61.27%、町議会議員選挙75.69%、平成24年度衆議院議員選挙が67.96%、平成25年の町長選挙77.15%、県知事選挙61.28%、参議院議員選挙は61.55%となっています。

選挙ごとに直近と前回の投票率を比較しますと、参議院議員選挙は65.59%が61.55%と4.04%の減、衆議院議員選挙は73.27%が67.96%と5.31%の減、県知事選挙は67.67%が61.28%と6.39%の減、町長選挙は57.14%が77.15%と20.01%の増、町議会議員選挙は79.07%が75.69%と3.38%の減となっています。

その時の状況にもより投票率は増減しますが、全体的に若干減少しております。

この減少傾向は当町だけでなく、静岡県全体及び全国的に見られ、参議院議員選挙は6.28%の減、衆議院議員選挙は9.06%の減、県知事選挙は11.57%の減と大きく減少しております。この投票率の減少は有権者の選挙離れと高齢化が原因と考えられるため、今後も減少していくものと思われます。

投票機会の保障につきましては、町民に住民に浸透した期日前投票を初め病気や障害等で投票所に行くことができない方、自署できない人に対し、施設で不在者投票や郵便投票、代理投票等により投票機会を保障しております。

また、公職選挙法の改正により、7月に行われた参議院選挙から成年被後見人の選挙権も回復し、少しでも多くの方が投票できるように、明るい選挙推進協議会と連携し、事前の模擬選挙も行いました。

なお、投票機会の確保が困難と思われる高齢者につきましては、多くは、家族や親戚、近所の方々の力を借りて投票所へ行く手段を確保しているようですが、中には難しい方もいると思われます。

このような高齢者に対し、投票所や期日前投票所までの巡回バスの運行等により、投票機会を保障することなども検討する必要があると考えております。

なお、期日前投票が多くなった理由でございますが、当日選挙に用事があるとか、そうい

う方がこの期日前投票に足を運ぶことによって、期日前投票が多くなっているものと考えられます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） この問題は質問通告を選挙管理委員長に出しましたけれども、選挙管理委員会はこれについて協議をされたのかということ、また、るる状況を出しましたけれども、投票所をこれほど縮小して広い町内で8カ所しかない自治体は賀茂郡下でもここしかないですね。いわゆるいろいろな形で家族、親戚等々に高齢者を乗せてきてもらうなどということを言われましたけれども、選挙は誰にも干渉されないで投票する、また選挙する際の選択を十分に熟知して、どうしてもやむを得ない事情は別にして期日前というのはありますけれども、しっかりと周知をして政策等々熟知した上で、これを投票するのが本来の選挙の意味であります。そういう意味では、自らの足で歩いて公民館ごとに行ける、そういう環境は改めて必要であるし、これは強く求めるものであります。簡潔に答えていただけますか。

○議長（稲葉勝男君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（山本信三君） 横嶋議員から選挙管理委員会委員長にということでしたが、昨日、今日と都合が悪いということで書記長の私が代弁をしているところであります。9月2日に選挙管理委員会を実施し、この答弁内容については精査していただいております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 答弁は要りませんが、改めて議会でそういう意見が出たということで検討していただきたいというふうに思います。

投票所の増設に関しては以上のとおりです。

2番目に、地熱発電事業の進め方の問題点、地熱発電の問題点、新エネルギーの検討についての質問であります。

昨日の行政報告で下賀茂温泉における地熱調査の結果報告会等についてということがあって、もう既に今日、伊豆新聞では地熱発電の事業を進める、そういう報道がされております。この問題、梅本町長体制になって私が初めて聞いたのは7月24日の全員協議会の場でありま

した。

全員協議会、法的に位置づけられたとはいえ、議会の常任委員会でもない会議であります。私は6月にも地熱の問題に関して質問を行いました。それは、町長が就任して間もなく選挙でうたった公約にのっとり、どういう観点があるのかという質問を行いました。

しかし、その時に私もまさかという思いがありましたが、答弁ではこれは議会だよりも載せましたが、この点を、今、業者と一生懸命詰めているという、このことが私はその答弁では瞬時に理解できなかったんですが、7月24日の全員協議会では三井不動産の協力のもとに、既に補助金申請業務を進めているということでありました。それはさかのぼって、もう6月からやったのかもしれませんが、改めてこの経過ですね。どういう手続で予算的にはどういう、何に基づいてやったのか、そして役所の仕組み余りあれですが、庁議、町の論議、稟議などを経てやられているのか、また、議会に対しては7月24日の前までにどういう対応をされていたのか、その点お答えいただけますか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 少々通告と違うような内容になっておりますが、お答えいたします。

環境省の事業であります「温泉共生型地熱貯留層管理システム実証研究」が平成24年度末をもって終了したことは議員もご承知だと思います。そして、新年度に入って5月11日に加納区において事業者からの報告会が開催されました。

報告会においては、事業者からこれまでの結果が報告された後、区民から、町に対して加納区だけではなく町民全体を対象とした報告会、説明会とともに町の今後の方向性についての報告をというご要望がありました。

そこで、数々検討した結果、7月27日に開催した地熱調査等報告会において、町の方向性として、下賀茂温泉の涌出メカニズムの解明と、町の貴重な地熱資源を生かした地域活性化を図ることを目的として、課題として提示された熱源の中心である南野山深部の調査をすることを提案したものです。

そして、今、議員から名前の出ました三井不動産でございますが、これは三井不動産のほうで申請まで、いわゆる補助金申請までは全て私たちが手弁当でやりますと。町には一切迷惑はかけませんと、このようなすばらしい提案がありました。例えば、国に対する補助金申請をするにしても、大体町で単独でやるとすると400万から500万ぐらいのお金がかかるのではないかと。これを三井のほうで全て手弁当でやってくれれば、こういう話がありましたもの

で、補助金申請まではやっていこうと、こういうことであります。

そして、その後のことにつきましては昨日答弁したとおり、これはあくまでも補助金申請をして次の段階へ行くかどうかということは、まだまだ時間が先の話です。3年後に掘削が始まるということで、それまでに地熱理解の関係とか掘削に関する危険性とか、そういうことを含めて皆さんと議論をしていきたい、このように答弁したはずです。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 今さらりと述べましたが、非常に重大な問題を含んでいると思うんですね。補助金申請まで三井不動産が、民間の大手企業ですけれども、300万から数百万かかる事業を手弁当で行ってくれるからそれに乗ったと。これに対しては、議会には7月24日、これも事後報告で、そのときの私も含めて議員からも、「いわゆる企業が見返りなしにこうしたことをやることは考えられない」ということが出ました。これだけのことを、しかも掘削までには先があるということを言われましたけれども、この補助金そのものが発電を目的とした地熱資源開発の事業計画が立案されているということで、掘削は先々であるかもしれないけれども、それを前提とした事業を進めていくということでもあります。

これは5月11日に加納区で最終報告の説明会を行ったと言いますけれども、それからかなりのギャップがある問題であります。新たな事業に入っていく、その手続的な問題、議会に対しても議員としても一切そういう話も聞いておりませんし、報告会の説明ではなくて次の事業にもステップをすると。しかも、その間6月議会もありましたけれども、一切委員会あるいは議会に三井不動産の話も出ない。数百万かかる事業申請を大手事業者が手弁当でやってくれる。これに安易に乗っかっているということはずい。住民に対しても背信行為ではないですか、議会に対しても。そのように思いませんか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

背信行為というのがどういうことなのか私にわかりませんが、事業執行を執行部のほうが決めたと、そういう形の中で、例えば、三井不動産が手弁当でやってくれる、これはいいことではないですか。その中で、例えば三井不動産にそのまま事業者が決定するという話でもないし、実際問題補助金が出た場合に、これは、その補助金の使い方についてはプロポーザルで、どこの事業者がやるかということは決めていく、このような形になると思いま

す。何も私は三井不動産ありきでこれをやっているわけではありませんし、横嶋議員の言い方は非常に失礼な言い方だと、このように思います。何もやるなということですか。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 手続的な問題は何もやるなということではありません。5月11日に地元加納区等々で説明会を開いたというのは、24年度南伊豆町下賀茂温泉地域における地熱調査結果についてという、平成25年3月27日の「温泉共生型地熱貯留層管理システム実証研究」のまとめであります。これから、これは先ほど町長も言いましたように、町長、議員の時代に私と一緒に新エネルギー委員会に出ておりました。これは、この3月27日にこの問題を、報告をもって終了して、この委員会は解散になりました。任期もそれまででありました。

この報告の後、いわゆる次のステップに進む上では、議会、そして地元住民、地元というのはもちろん加納区だけではない、温泉の問題では掘削等々の問題、地熱発電の問題がいかん温泉に影響するかという懸念を住民の皆さんも持っているし、全国でも温泉が枯渇した事例が日本温泉協会の報告でもあります。

こうしたことがある中で次のステップに進む上では、まず、補助金の事業申請をする前に、重々議会での検証、そして、地元住民への打診も含めた理解をみずからの力でやるべきことではないですか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

そのとおりでございます。補助金申請までに十分座談会を開くつもりでございますし、そして、最終的な説明会もやるつもりでございます。詳しいことは企画課長にその日程を説明させます。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 日程はまた後でいいです。

私が言っているのは、三井不動産に言われる前に、三井不動産に頼んだいきさつはどういういきさつかが答弁願えますか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 私たちが頼んだわけではないんです。この状況を把握した三井不動産、企業というのは当然いろいろな意味で情報を集めるでしょうし、そういう中でこれは地下資源が有望であるからということで三井が提案してきたんだと思います。その中で、特にこの地熱発電に対する懸念のことが今言われましたけれども、こういう話もあります。少し論文を読ませていただきます。

米国にシェールガス革命があるなら、日本にはスーパー地熱発電革命がある。エネルギーの大半を輸入に頼っている日本にとって、電力の完全自給も夢でない画期的な技術が開発されている。従来使われていた地熱発電用の井戸よりも、もっと深い地層まで掘削し、パイプを通し、そこに高い水圧の水を供給して高温の蒸気を得る延性帯涵養地熱発電と呼ばれる世界で初の方法で、弘前大学の北日本エネルギー研究所が中心となって考案した。原発は不要、発電用の石油やLNGの輸入も大幅に減する。

この方法は、これまでの地熱発電の欠点を解消するだけでなく、非常に高温の蒸気を得られるため、送電効率が高くなり、将来的には日本の総発電量の50%以上を賄うことも可能になる。本格的に実用化されれば、原子力発電所が不要となるだけでなく、火力発電用に輸入されている石油や天然ガスの量も大幅に下げられる可能性がある。

さらに素晴らしいのは、発電に使った後の温水をさまざまな用途に使えることである。例えば、北国であれば道路や屋根の融雪、地域暖房として、また、新たな源泉として温泉地をつくることも可能になる。

延性帯涵養地熱発電を研究している弘前大学の北日本新エネルギー研究所の村岡洋文所長は次のように話す。

小型分散型の発電ができるのが大きな特徴の一つです。市町村がそれぞれ小型発電所をつくって、電力だけでなく、暖房や融雪用の温水も各家庭や企業に供給できるようになれば、北日本の生活が一変する可能性があります。

このような研究もありまして、今、地熱発電に関しましても技術発電がどんどん進んでおります。そういうことも含めて、まだまだ時間があるし、それまで議論をいろいろ皆さんとしていきたいと、こういう提案です。そして、手続的なことを議員が申されましたけれども、十分手続的なことは踏んでいくつもりでいます。だから、日程的なことも座談会を開きますし、そして申請までは十分皆さんのご理解を得るつもりで進めていくつもりであります。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。



〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 先程三井不動産の紹介をご答弁されませんでしたでしたが、全員協議会的时候には東電設計から紹介されたということをおっしゃったんですね。もう一つ、その深度に深いところに吸い取ると、そういう構想理論読んでおりますが、梅本町長は議員時代に新エネルギー委員会に委員として出席されておりました。では、「温泉共生型地熱貯留層管理システム実証研究」のまとめである下賀茂の温泉に関して、このまとめをどのように認識されておりますか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

南野深部に熱源があると、こういう報告が最終的にあったと。そして、この熱源については調査したほうがいいのではないかという報告があったと私は捉えております。そして、先ほどから議員がおっしゃっているように、私は確かに新エネルギー委員会の委員をやりましてけれども、私が出席したきは2回ほどです。これは当然職で2回ほど出ただけで、初めから出たわけではございません。横嶋議員は初めから出ていられた。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 先程も弘前大学の村岡教授の論文などを紹介してもらいましたが、2回であれ、何であれ、スパンとしては半年以上あったわけですね。この報告書、長い論文でもありません。博士論文でもありませんから、南伊豆の下賀茂の状況はどうかということで、その比較に新エネルギー委員会で、22年12月には八丈島に視察に行きました。あそこは二つの火山が噴火をして溶岩で合体した島だと。溶岩によってできた地殻の中のカバーを突き破って、そこに滞留している熱水をくみ上げているということでありました。

しかし、ここを調査をした結果、南伊豆の温泉の報告書、これは添付してある資料のナンバーで262と書いてあるということですが、これは町長も委員のときにもらっているはずで、地表地質や鉱泉地質からは、下賀茂温泉での第4期、これは地質学ですね、後期の火山活動やセントウ性の火山性熱源を積極的に示唆する証拠は得られなかったと。火山性の熱源ではないと。沸騰泉を含む高温温泉群であること、酸性SO<sub>4</sub>の組成を示さないことから、独立型及び蒸気加熱型ではないと判断されると。

これはどういうパターンでこれが出されているかということ、温泉と深部熱水の関係の模式

図における南伊豆地域の位置づけということで、こうした温泉の出方はボーリング等々したときにどうかかわりがあるかということで、図表でも五つの種類、これは県の温泉協会にも事業をやった東電設計の技術者が報告をされておりますけれども、同一熱水型、熱水滲出型、このどちらかだと。しかも、これは、このどちらとも温泉に影響する可能性があるということパターン図としても示されているということでもあります。いろいろ世界の各地でいろいろな技術革新等々で試行錯誤、パターンがあるかもしれないけれども、下賀茂の調査のまとめはそういうことでありました。

ということは、非常に温泉に影響を与えかねないと。現在涌出している温泉にも影響を与えかねない。現に経過で見ると、かつて下賀茂の手石の境あたり、南野川の河口あたりでは掘れば温泉が出たと。自然に湧き出たところが現在は出ていない。エアリフトで上げているのが下賀茂のほとんどであります。自噴しているのは加納の幾つかの源泉であります。つい最近でも下賀茂の温泉ホテルが、いわゆる温泉の涌出量が減っているもので、これに対していろいろ手を加えたら保健所の指導があったと、そのぐらい厳しく温泉管理がされていると。

また、自然に出ていた温泉を、室町時代から直近になっては明治以降この温泉を大事に守って、確たる産業がない南伊豆の中で下賀茂温泉の名を全国に知らせて文人墨客をここに呼び込んで南伊豆の名をはせてきた。今もその営みを温泉旅館、厳しい運営の中で続けている。この人たちを含めて温泉を管理して今まで続けている。こうした住民の皆さんが心配、不安にかられないわけではないと思います。これを補助金申請を前提に事業を進めておきながら、掘削は先で、それまでには何とかなる、こういう状態は余りよくないのではないか。とんでもないことでもあります。

やはり仕切り直しをして、企業がお金を、多額な事業費をただでやってくれるから、それに乗るということではなくて、町長は選挙の時に21世紀、私たちの住む町、あなたとつくる町ということでありました。足元で町長を応援した住民の皆さんが、こうしたことを進める上で大事な話を聞いていない。これでは現状では私たちの住む町を企業とつくる町、これになってしまうんではありませんか。

全員協議会で出された中にも、企業と連携した取り組みの全国の自治体の例が紹介されていきました。全く否定はしませんが、住民の皆さんと手を携えて一緒に考えていく。まして議会も単に全員協議会の報告ではなくて、これを本当に進めるのであれば、これを、調査研究をしてやるべき。私たちは国が進める事業の中で、やはり自分の頭で考えなければならないという教訓は、この町を残すかどうかで大もめにもめた合併問題があります。今その結論は

出ておりますが、正確な情報としっかりしたスタンスで、みんなで考えていく、このスタンスをしっかりと、まさにあなたが言うように、あなたとつくる町で一緒にじっくり考えていく、国が設定したプランで、この申請に間に合わないから早くしろ、合併のときもそういう話を耳にしますが、似たようなパターンで拙速をして、この町の大事な温泉資源がもしも枯渇するようなことがあったら、また6月議会であなたがそういうリスクがあってもというリスクの範疇にそのことが入るのであれば、極めて重大な問題を含んでいるというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

先程から言っておりますように、何も議論をしないで進めようとは言っておりません。当然9月に座談会を開いていくつもりでいます、何度も。そして、それで最終報告会をまた10月に開く、このような形の中で住民合意を得なければ、これはできない仕事であります。初めから議員のようにやるなというような、企業とくっついては何事もやるなというような話だと、何を我々が考えていったらいいのか。いわゆるこの町というのは財政力は非常に弱い町であります。何かやるにも資本が必要になります。

例えば、今回の補助金申請に対しましても、例えば、町で私も500万のお金を出して補助金申請をすれば、当然この問題は逡巡します。ただ企業から、そういう手弁当でそういう提案があったから、では町民同意が得られれば、そして温泉の権利者の同意が得られれば、それほど先ほどから言っているように旅館の皆さん方の同意が得られれば、そういう方向性で考えていきたいなど、このように考えているわけであります。

ただ単にやめろとか、ただ温泉旅館の皆さんたちが心配されている下賀茂温泉の温度が下がったとか湯量が減ったという問題は、また、別のところにあるのではないかとすることも考えられるわけであります。これはもう議員もご承知だと思います。加納地区の掘削のときにその問題が発生したということは聞いておりません。そういうことを考えたときに、今後温泉というものがどういう形で今の既存の温泉が推移していくのか、そういうことを考えても、これからいろいろ調査していく、そのような中で町の今後の温泉のあり方というのを考えるのもいいんじゃないですか。

そして、また、先程議員が言われた調査報告に関しましてですけれども、私は危険性があるというような報告は受けているとは思っておりません。詳しいことは企画の課長から説明

させます。

○議長（稲葉勝男君） 企画調整課長。

○企画調整課長（谷 半時君） お答えいたします。

先程横嶋議員のほうから、いわゆる温泉共生型の実証研究の報告書のお話がありました。これはいわゆる熱源の構造についての報告だと思えます。下賀茂温泉の熱源の構造ということで、その加納地区で行われました695mのボーリング調査、そういった調査の結果の中で、いわゆる可能性としてそのパターンが示されたというふうなものでございます。この調査につきましては、非常に浅部、要するに浅い部分ということでの調査結果ということになっております。事業者からの報告といたしましては、やはり南野山の深部のほうの調査というものが解明できなければ、確実なお話にはならないというふうな説明を受けておりますので、あくまでも可能性ということでの報告書の表現となっております。ですから、なおさらその深部の調査が必要なのかなというふうには考えている次第であります。

それから、先ほども町長からも申し上げておりますけれども、住民の説明会と申しますか、とりあえず部門ごとと申しますか、いわゆる下賀茂加納地区あるいは旅館組合でありますとか農業関係者でありますだとか、それから温泉関係者等々といった形でもって、この9月16、17日を予定としております。それらの結果に基づいて10月の初旬に町民全体の説明会というものを考えているというような状態であります。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 町長ね、繰り返しお話をしますけれども、いわゆる今の日程に関しても補助金申請の期日をもう決めて、それを前提にして進めていると、住民の皆さんの合意を得て、これに関して決断を最終的にするかしないか、これが本当なのかどうか、この点での懸念は、いわゆる去年、梅本町長も議員のときに出た最終報告の前の委員会、24年の10月29日の委員会の終わりに、南伊豆町における地熱開発、今後の進め方、まだまとめの報告も出ていない中で、これは東電設計がつくった資料で秘密資料、目的外使用・複製・開示禁止ということで、この資料が当時の新エネルギー委員会の委員長から出されていると。もう既にこの地熱発電所開発のイメージで、これはただし書きがあつて、南野山地域の地熱調査が不十分であるので、この図はイメージであることに留意願いたいと言いつつも、もう南野山の稜線上に発電所の位置と道路の位置までこれは出ていると、こういうことが昨年10月の

時点で、10月29日の時点で見られている。

これは幾ら住民の合意を得る等々言っても、これはその場を乗り切るための、事業申請を進める、乗り切るため、この既成事実の積み上げでしかありません。改めて振り出しに戻って、住民の皆さんに自らの頭で考えて、この問題についてどういう進め方をしたらいいのかということをご提案して、ただでやってくれているという企業に関しては、しばらくストップをすべきではないかというふうに思います。いかがですか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

初めの環境省の加納地区の実験に関しまして、この時には議員もなぜ反対されなかったのかなという気がしているんですけども、例えば、先程お話しされた下賀茂地区に影響があるということのような発言をされるのであるなら、なぜその段階で反対をされなかったのか。そして、そういう問題を含めて考えていった時に、今また元へ戻して、もう一度やり直せというと、やはり相当な時間がかかる。これはやはり事業を進めていく上で、ある程度の事業計画というものは立てて私たちもやっておりますもので、今すぐこれをもう撤回、それでは非常に問題が多いなど。ただ、住民合意を得ていくという段階において、この住民の合意が得られないと判断した場合は、これはやはりやめるべきだなど、このようには考えております。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 改めて話しますが、加納の実証研究は23年3月に環境省の役人があくまでも地熱発電を前提としないということで、これで国の所有している、大学法人が所有している温泉を掘削をすると。影響が出た場合は国が全部責任をとると。今度の場合は単なる継続ということではない。仕切り直しで住民の合意を得なければいけないことでもあります。もちろん議会もしっかりと認識をしたもので、しっかりとリスクも含めてリスク回復も含めて認識をしなければいけないもので、だからこそ強くきつく言うのであります。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 加納の実験について国が全ての責任を負うという話は私、初めて聞きました。この関係の中で、加納区の区長と私はいろいろ協議をしまして、因果関係の問題と

かいろいろなことを話しして、協定書を結ばせました。議員が言うように国が全ての責任を負うというような話は一切聞いておりません。

それで、これをやった産業技術研究所と掘削に関するときに加納地区は相当悩んだはずで、そして、その協定書の結び方について私はいろいろ区長から相談、議長でしたけれども、相談を受けまして、やはり万全な方向性というものを考えて協定書を結んだ記憶がございます。

そして、また、今回の形にいたしましても、これはやはり非常に重要な問題でありますから、そういうことは当然十分な私は考えを持って協定を結んでいく、もしそういうことがなされないのであるなら、これは当然事業としてやるリスクが大きいでしょうから、やめるべきだなと、このように考えております。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） もう1点、この問題で下賀茂旅館組合等々から町長、あるいは私は全く知らないんですが、町長あてに意見書あるいは抗議書、議長にもそういうものが来ているのかどうか、この確認をしたい。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 下賀茂の旅館組合から来ております。そのほかはありません。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） この場で議長にも質問できませんが、議員としてはそういう住民の声、書類が手元にありませんけれども、全てこうしたものを平場に出して開示をして、そして住民の皆さんに本当に情報開示をしながら、しっかりとした合意を得なければ進めるべきではありませんし、ましてや今の進め方に対して私は賛成をしたわけではありません。とんでもないことで、三井不動産にお引き取りを願って、自らの頭で考えて改めて仕切り直しをすべきだという意見を述べて、この項目はとめて次へいきます。

図書館の役割と運営のあり方についての質問です。

6月の質問の際に、図書館を指定管理に考えているということに言及されました。町長は現状の南伊豆町の図書館をどのように、役割についてどのように考えているか、また、今まで自らもそれを見て、どのようにこれまで見てきているか。その点お答え願えますか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えします。

図書館は地域住民に最新の情報を提供するとともに、地域の歴史や文化の普及に資するための資料の蓄積と保存、学校教育などの支援、仕事などに役立つ専門的な情報の提供などの役割を果たしており、時代の進展・変化に伴い、学習意欲の向上、学習目的の高度化・多様化など新たな社会の要望に対応し、今後、より一層積極的な役割を果たすことが求められていると考えております。

そして、また、図書館の指定管理の問題でございますが、今、自治体を取り巻く環境は著しく厳しさを増しております。もう当然議員もご承知のように南伊豆町の自主財源率というのは30数%であります。そのような中で、時代の要求として、「官から民への行政改革」が打ち出され、図書館事業もこの例外ではないと、早く言えば武雄市などがこの先駆的な形でやっておりますと。

この指定管理制度の導入につきましては、今後、教育委員会・図書館協議会の意見等も必要になりますが、図書館のより一層の公共性や専門性の確保を図りつつ業務の効率化や経費の縮減を図るため、導入していきたい、このように考えております。その過程の中で当然皆さんと議論はしていくつもりであります。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 全国の図書館で、指定管理にしたけれども、直営に戻したという事例がたくさんあります。これについてはご認識をされているか。

幾つかありますけれども、福岡県の小郡市では、指定管理者制度のもとで人件費が安く抑えられ、図書館司書の確保が困難になった。読書のまちづくり日本一を目指す市の方針に沿って、とうとう学校や他の行政機関と連携した取り組みが困難になる、議会や教育委員会が図書館の直接的な説明を求めることができないなどの問題点があり、指定管理から直営に戻す、こうした事例が後を絶ちません。

町長は南伊豆図書館の図書館の一般的な役割を申されましたが、南伊豆の図書館は平成元年に建設した当初どういう位置づけでされたのかご存じかどうか。南伊豆町の図書館は図書館法にのっとりない。国の補助金で100坪未満の図書館をつくる。この流れでつくった図書館であります。ご認識をされていたかどうか。

これは、図書館法はきちんとした司書の配置等々になりますが、その後、現在の司書は独力で司書免許を取る。また、その背景には教育者であった故有田久吉氏が図書館行政に関して図書館の使命、役割を、この中山間地域の中でも本を読みたいと思った住民がいたら、どんな山の中でも届けるのが図書館の役割だとして、建設当初は図書館法にのっとらない図書館であったが、現時点では人口比で図書館の貸出冊数、蔵書冊数は県下で一番であります。しかもオンラインで国会図書館の本も、これは借りられる、こういう取り組みをしている。これは町立であったからこそ、これができたものであって、これはそういう認識を改めて考える上では、さらにこれを発展させていく。町立図書館として発展させていく。

今、南伊豆に造詣が深かった石垣りん文学記念館ができておりますが、「いろどり」の撮影をした下田の映画監督が石垣りんの生涯を描きたい、こういう構想も聞いております。石垣りんを勉強する留学生も訪れる場所でもあります。こうしたところを安易に指定管理にするべきではありません。

今るる述べましたが、町長は一般的な図書館の役割を述べましたが、改めてこうした図書館を指定管理の制度にはなじまず、直営でしっかりと、むしろ拡充、充実をしていくべきだと考えますが、いかがですか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議員のおっしゃるとおり、確かに、この図書館は非常に静岡県の中でも貸出率が高い。1番ではなくて今度2番になったみたいな話がありますけれども、そのことは置きまして、確かにそういう今まで司書の方が一生懸命この図書館を盛り立ててくれたということは認識しております。そのような中で、さらに自治体自体が苦しい状況の中にあるということを踏まえて、この指定管理の方向も考えていかなければならない。だから、もっともっと皆さんでこの件を議論していくということは必要かなと思っております。明日、指定管理にするという話ではないもので、まだまだ議論は皆さんといたしましよという感じのところでございます。

それと、石垣りんさんの話が出ました。御法川監督が今度は撮影してくださるという話、映画を撮ってくださるという話は私も聞いております。その中で議員にもお願いですけれども、御法川監督の「すーちゃん、まいちゃん、さわ子さん」という映画が文化会館で放映されます。1枚1,000円でございます。ぜひ御法川監督にご協力をいただいて、石垣りんさんの映画がぜひできるように、ご協力のほどよろしくよろしくお願い申し上げます。



○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 町長ね、その自分は認識をしていると、あなたもというあれですが、町の図書館の指定管理の前にこの中身に関して、あなたどのように、もう一度質問ですが、図書館について考えているのか。これは議論をするということではありますが、現在の図書館の単純な役割だけでなく、今後、あなたの頭で考えている指定管理者の提案、議論はして、そうでない方向もあるかもしれませんけれども、どのように考えているのか。

あわせて、通告は直接出していないですけども、教育委員会のほうではどのような考え持っているのか、この点も最後に聞いておきたい。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

図書館の役割というのは一番初めに答えたとおりでございます。それ以上のこともありません。

それで教育長のほうから。

○議長（稲葉勝男君） 教育長。

○教育長（小澤義一君） お答えいたします。

町長のほうからいろいろ答弁がなされました。私のほうとして、一つは役割の問題が出ました。南伊豆町が今まで果たしてきた役割の中で、つけ加え的にはなりますが、町民の知る権利もございます。これを保障していく機関でもあったし、また生涯学習の拠点でもあると。そういう意味で安定、あるいは安定的で継続的、さらに質の高い住民サービス、こういうことを提供してきたものでございます。したがって、このためには、やっぱり質の高い職員、専門性が求められてきたと。あるいは公共性が、こういうのが今まで社会教育機関としても重要な役割を果たしてきたものと認識しているところです。

今、出てきました図書館への指定管理者制度の導入に当たってでございますが、導入した際における今、出ておりますメリット・デメリット、さらにこれからのやはり町の図書館のあり方、これらもあわせて、また、他県、全国の動向等もございます。そういうのも見ながら今後教育委員会、それから図書館協議会、こういった場で慎重な協議をしていく必要があると、そのように考えておるところでございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 町長、それ以上、もうちょっとあります、あとちょっとあります。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋議員、ちょうど時間。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） もうあと1分、まだありますよ。最後に一言。

ジオパーク等々も世界認定を目指す中で、これは教育的な役割を非常に重視しております。また、町長は財政の問題を言いましたが、国家財政が破綻のきわから、困窮の中からこれが立派によみがえっている北欧の諸国は教育をしっかりと充実をさせてきていると。まさに図書館は社会教育の拠点であります。この伊豆半島の地域にはジオパークがあっても博物館等々のものはありません。図書館と博物館は違いますけれども、こうした教育施設、機関に町がしっかりとお金をかける。町の図書購入費もそうですけれども、だからこそ、この地域が半島先端にもかかわらず人口減少率は賀茂郡の中でも比較的少ない。保育所の充実もありますけれども、町に誇りを持って財政難とは言わずに財政の厳しさありながらも、誇りと展望を持って財政問題、町を潰すかどうか乗り越えてきた中で教訓があるはずです。ここをしっかりと据えて町政運営をやっていかなければいけないというふうに思います。

また、住民の皆さんの合意をしっかりと得ながら、独断でトップダウンで押しつけてやられては、町民はあったものではありません。この点を強く言及して私の一般質問を終わります。

○議長（稲葉勝男君） 以上で横嶋隆二君の質問を終わります。

ここで10時40分まで休憩といたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時40分

○議長（稲葉勝男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 清 水 清 一 君

○議長（稲葉勝男君） 7番議員、清水清一君の質問を許可します。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） それでは、清水清一、一般質問をさせていただきます。

まず、最初は町内のインフラ整備についてでございます。

南伊豆町、賀茂郡でも面積大きい町でございます。やっぱり町民生活するためには国道、県道、町道等まず道路の問題がいっぱい出てくると思います。この生活に大切な道路を町として今後どう整備していくのか、国道、県道の整備はどうなっておられるのかをお聞きいたします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

国道、県道につきましては静岡県が所管しており、町としましては、本年7月16日に県知事以下7名に対して道路整備等について要望活動を行っており、今後も狭隘箇所の解消に向けた要望活動を行ってまいります。

本年度から、下田土木事務所では県道南伊豆松崎線の市之瀬から蛇石の間に、道路整備事業として5カ所の退避所設置のため、用地測量及び用地買収に着手しております。今後も狭隘箇所の解消に向けた要望活動やニーズに合った道づくりに向けた取り組みを県・町一体となっていくと考えております。

また、東海地震や南海トラフ巨大地震の発生が懸念される現在、津波被害による海岸線の道路は通行不能が想定されます。町民にとっての「命を繋ぐ道」として現在、南伊豆町一条から下賀茂箕作間の道路整備に向けた取り組みを行っているところであります。

また、町道の改良、修繕につきましては、財政の負担の少ない交付金事業により施設整備を行っているところであります。

以上お答えいたします。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） 国県道については、今言っていました。それで、今、一条箕作線について、これから多分つくっていくと、あるいは要望活動等を県等へ話していくものだと思いますけれども、町長、今整備を行っているという話を言われましたが、一条箕作

線はもう採択というか、あるいはもう実行の形に移っていくのか確認したいと思います。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） できれば、一条加増野線の道路というか、いわゆる道路を整備するための期成同盟会を立ち上げていきたいなど、このように考えているわけでございます。議員もご承知のように一条箕作線は伊豆縦貫道へのアクセス道路であり、そして救急救命等の命の道ともなりますし、防災関係の大事な道ともなるわけでありまして、そのようなことを考えて期成同盟会を立ち上げていきたいなど、このように考えているという答弁であります。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） 今、町長、一条加増野だ、箕作だ、いろいろ言っていますけれども、一応稲梓の間へつくるという道路だと思います。これ期成同盟会をぜひとも町と、あるいは下田市と一緒に立ち上げて、うまい方法でやっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

2番目といたしまして、町道に架かる橋梁の点検等長寿命化についての計画等はどういうふうになされてきておられるのかと。Aグループ13橋とかという話もございますけれども、この先、20年あるいは30年かけて橋なんかも直していかなければならないと思うんですけれども、それについての考え等お願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

町道に架かる橋梁の長寿命化修繕計画につきましては、ほぼ全ての橋梁において平成24年度に作成しました。

この橋梁長寿命化修繕計画に基づき、平成26年度から社会資本総合交付金事業により、修繕を計画的に実施し、町民の安全・安心の確保のために努めてまいりたいと思っております。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） 何か聞くと、「そのまま、ただやっていますよ」という話なんですけれども、今年度どこをやったか、あるいは、昨年度どこをやったと、そういう形の中で昨日の質問の中に落居の橋の話も出ましたけれども、そういう具体的な話が少しありましたら

お願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 建設課長。

○建設課長（鈴木重光君） お答えいたします。

この橋梁長寿命化計画につきましては、今、町長が答弁したように26年から実施をいたします。悪いものから順次行っていきますが、財政的なものもありますので、平準化を図って随時やっていきます。来年度、26年度は一応宇留井の大橋、落居に架かる橋を検討しています。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

[7番 清水清一君登壇]

○7番（清水清一君） 宇留井橋、来年度考えていきたいと。昨年度、今年度と下賀茂の橋のペンキ塗り等行って長寿命化の一つとして考えればいいわけだと思いますけれども、ペンキ塗り、橋のペンキを塗ったわけですね。橋の底のペンキを塗ったと。さびているものを塗るということは、さびをとめるということは長寿命化の一環の一つだという形で言っていただければ、その中でその橋については点検が十分済んでいるんだと。十分とは言わなくても、ペンキを塗りながらでも、ある程度だめなところはわかってくるわけですから、そういう橋については、また、後になってくるかもしれないけれども、別な橋についてまた順次やっていきたいという考えでよろしいでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 建設課長。

○建設課長（鈴木重光君） お答えいたします。

清水議員の言われるとおりでございます。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

[7番 清水清一君登壇]

○7番（清水清一君） 長寿命化、なかなかお金がない中で橋に関しての点検等は県も私の家の近くの橋もやりましたけれども、大分お金がかかるように見えていますので、きちんとやっていただければ長続きしてずっと使えるのではないかなと思いますから、よろしく願いいたします。

それで、次に上水道、簡易水道の水道管の更新をこれから今年度、あるいは来年度どういうにしていくなのか。これまでやってきたわけですが、その考えはどういうふうになっているのかをお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 上下水道課長。

○上下水道課長（橋本元治君） お答えをいたします。

町営水道事業にかかります水道管の更新につきましては、経年管の整備及び石綿セメント管の布設がえを中心に実施をしてきているところでございます。

このうち上水道施設におきましては、平成18年度までの第5次拡張工事によりまして、概ね完了してございますが、下賀茂地内に一部残されております石綿管の更新につきましては、平成26年度から下水道事業との共同施工による事業化が決定しているところでございます。

また、簡易水道の施設につきましては、南上・蛇石・毛倉野地区に約8km程度の石綿管が残っておりますので、厚生労働省の補助事業を活用いたしまして更新事業を推進しているところでございます。

南上簡易水道につきましては、平成21年度から平成28年度までの年次計画によりまして、平成24年度まで、昨年度までに6,093mの布設替えが完了しております。本年度が1,037m、残り3カ年で4,399mの布設替えを予定しているところでございます。

蛇石地区におきましても同様に、平成24年度には924mが完了しておりまして、平成27年度までに残りの330mが完了する予定でございます。

また、毛倉野地区におきましては、平成26年度、来年度からになります。3カ年計画となりまして、国庫補助事業によりまして延長2,520mの石綿管布設がえを実施をまいります。

このほか、25年度、本年度から5カ年計画によりまして、町単独事業として天神原の専用水道の施設の配水池、それから配水管の改修工事に着手をいたしました。

水道管更新事業といたしましては、本年度発注分の307mを含む延長1,420mの老朽管の布設替え及び配水管の増径工事、径を太くするというような工事になりますが、これを進めております。これまで未接続でございました県外の移住者宅からの配水管の接続要請であるとか、あるいはこの本改修計画に伴う各種の問い合わせなども寄せられてございまして、地域における期待の高さを改めて実感しているところでございます。

今後も国土強靱化基本法、または南海トラフ地震対策特別措置法などの動向に注視しながら水道インフラの強化整備に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） この上水道、整備していく、大変よろしい話で順次やっていただけた

ら町民の方も喜ぶのではないかなど。元来、石綿管につきましては発癌との関係があるとかという話で、もう10年近くやってきた中で上水道も石綿管取り替えなければいけないという形でやってきたと。そういう形で、今、石綿管が残っているのは南上あるいは毛倉野という形になっているという形ですから、その住民に対しても、やっぱり石綿管を更新していかないと、理由づけ、上水道をきれいにした、残っているところも全部やりましたという形にしていただかないと、やっぱり水道を利用している方はちょっと不安が残るのではないかなど考えますので、よろしく願いいたします。

それで、この簡易水道、発電施設なんですけれども、停電時の電気の確保をしてければならない水道、簡易水道が、あと電気がついていないところ二、三カ所あるのではないかなど考えますが、それについて、今、これからの電源の確保についての考え等がありますか。

○議長（稲葉勝男君） 上下水道課長。

○上下水道課長（橋本元治君） 当然これは電源がないとポンプが回らないということがございますので、必要な箇所については整備を順次していくということでございます。

この中で私どもの所管ではありませんけれども、県の危機管理と申しますか、防災の関係で各種の補助金もございますので、こういうものを利用して、遅れがないようにと申しますか、順次整備をしていきたいというふうに考えております。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） お願いいたします。

あと、これ水道料金が2月に条例で改正されました。水道料金は、値上げはいつから町長行う予定なのか、町長が議長の時に議決した案件でございますけれども、まだ執行されていませんけれども、それはいつごろから行う予定なのかお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 上下水道課長。

○上下水道課長（橋本元治君） 事務的な部分でございますので、私のほうからお答えさせていただきます。

値上げについては、もう既に実施をされてございます。それはもう、当然これは条例を可決させていただきまして、皆様方からご賛同いただいたということの中で進めていることでございます。本年4月からでございます。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） 失礼しました。私もいっぱい水道使って売り上げに協力したいと思いたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、4つ目の下水道で年度別の各工区、各地区の加入状況、加入推進についての考えはどうなっておるのかと。加入率ですね。漁排についてはもう90%、100%入っていて、それほど経営的には苦しくない。だけれども、下水道については加入率が低いという状況がある中で、加入率を上げないことには、どうしても一般会計からの持ち出しが増えてくるという形があるものですから、この加入率がどうなっているのかお伺ひいたします。

○議長（稲葉勝男君） 上下水道課長。

○上下水道課長（橋本元治君） お答えをいたします。

公共下水道事業につきましては、議員もご承知のとおり、平成13年度から供用が開始をされております。

これは、平成5年度の都市計画決定及び事業認可を受けまして、翌年度から湊地区管渠築造工事に着手をし、平成13年3月の南伊豆クリーンセンター完成に伴い汚水処理が開始されたものでございます。

その後、平成19年度には手石地区が供用開始をいたしまして、平成20年度からは下賀茂地区の管渠整備に着手しているところでございます。

現在、全体計画面積127.5haに対しまして、112.4haが整備をされております。整備率は約88.4%となっております。

また、平成25年8月1日現在の地区別加入状況につきましては、湊地区で69.5%、約7割でございます。手石地区で49.6%、約5割ということになりますが、下賀茂地区では現在整備を進めているということもございまして、19.5%となっております。

これまでの加入促進に向けた取り組みといたしましては、工事の着手前に地元説明会などを開催いたしまして、関係各位の皆様方にご理解をいただくとともに、職員による戸別訪問なども積極的に実施をしてきたところでございます。

このほかにも、金融機関への融資あっせんのほか、利子補給制度についても推進をさせていただいているところでございますが、なお、一層の加入促進に向けて宅内の公共ます接続費に対する助成制度の創設をするというような考え方、あるいは新規接続者に対する下水道使用料の期間割引制度、このようなものを効果が見込めるような施策を積極的に進めていきたいというふうに考えているところでございます。



○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） 上下水道課の皆さんが一生懸命頑張って加入促進をやっているという話も聞きましたから、いいんですけれども、この加入率、下賀茂地区については幾ら工事中といえども全体の15%が残っていると。だけれども、下賀茂地区の全体の加入率は19.5でありますよという形であると大分低いのかなと。この2割にも満たない加入率を上げる算段等はどのように考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 上下水道課長。

○上下水道課長（橋本元治君） ちょうどこの前原通りといいますか、その部分は終わって、今度対岸のほうに行っているという状況がございます。当然これは工事をやっていく過程の中で徐々に徐々に加入していただくということになろうかというふうに思います。

それと、先ほども言いましたように、いろいろな助成制度、入っていただく方々が前向きといいますか、とにかく下水道に加入しようというような、そういうふうな気持ちになっていただくような施策の展開といいますか、そちらのほうを積極的に進めていきたいということでございます。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） わかりました。一生懸命やっていただきたいなど。

町長にお願いですけれども、これ町長の地元でございますから、やっぱり地元の地区の方に対して、やっぱり下水道加入率一番低いと地元として恥ずかしいから、ぜひとも入ってくれないかと、町長後援会の皆さんに話をして皆さん入っていただけるよう言っただけじゃせんか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

啓蒙活動一生懸命やりたいと思います。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） その中で、また、今度委員会、また、3月あるいは議会があるとき、僕が入ってきましたと言って自慢していただければ、町長偉いという形でほめてあげますの

で、ぜひとも加入率の推進をお願いいたします。

続きまして、定住化についてお伺いいたします。

町も高齢化によりまして人口が減少していると。やっぱり人口の減少は事業所の減少になっております。だから、この人口減少をどうにかしないと、町の経済も成り立ってこないのではないかと考えます。人口を増やす取り組み等はどのようなふうにご考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

人口減少対策は、本町のみならず、多くの自治体において喫緊の課題となっております。

本町におきましては、町外から移住者の増加を目的とした「移住交流セミナー」や「南伊豆婚カツ」事業等を実施しているほか、都市部の元気な高齢者、いわゆるアクティブシニア層を中心に、一定期間受け入れるワープステイ構想につきましても、人口増加策の一環として検討を進めてまいりたいと考えております。

このワープステイ構想につきましては、移住者の住宅問題、有事の際の対応等課題はございますが、今後も検討を重ね、実現に向け鋭意努力してまいりたいと思います。このワープステイにつきましても、ある企業からの提案がありまして、いろいろこの推進のための計画策定とか、そういうことを協力していただけると、このような話であります。

また、今後、具体的にお話ができる段階になりましたら、議会のほうにもご披露したいと思っております。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） いろいろ婚カツ、ワープステイ等を考えていると。それで空き家バンク事業とかいうやつがあるわけですね。空き家バンク事業については、企画調整課をお願いしてつくっていただいた事業ですから、県下で最初、2番目という形であるものですから、そういうものをうまく活用して、不動産業者とうまくやっていただきたいなと考えます。

ですが、この定住化促進しないと商売をやっている人の商店がなくなってくると。南上地区については商店がもう2軒しかない。一条あるいは上賀茂については芝崎さんしかない。石井にもないと。各地区1軒ぐらいしかお店がないという形があります。そうやって考えた時に、やっぱり定住化するのに車を持って量販店まで出てくればいいわけですけども、量

販店まで出なくて地元で、やっぱりそういう経済は、ある程度の経済は循環していただけるのが非常にいい形だと思うものですから、そういう事業所を残す、あるいは増やす取り組み等は、定住化に進んでくると思うんですが、そこについての考え等お伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

地域コミュニティのあり方というのは非常に難しい、過疎化が進んでいる、一時、限界集落等の言葉も出たとおりでございます、今後の地域コミュニティのあり方というのは、本当にまだまだ考え、研究していかなければならないと、このように考えております。

詳しいことは、また企画課長のほうから答弁させます。

○議長（稲葉勝男君） 企画調整課長。

○企画調整課長（谷 半時君） お答えいたします。

議員からもお話のありましたとおり、あるいは町長からもお話がありましたとおり、いわゆる定住化に向けた対策といたしまして、「移住交流セミナー」であるとか、それから少子高齢化対策としての、いわゆる子育て支援としての「南伊豆婚カツ」事業あるいは「空き家バンク」等々やっております。

あと、なかなか地域コミュニティの問題もあるんですけれども、やはり最近の全国的な動きといたしまして、最近私がちょっとひっかかっているというか、気にしている状態といたしまして、例えば四国のほうの徳島県のほうで、いわゆる東京からのITベンチャーの企業、そういったものが空き家だとか、そういったものを利用して、いわゆるサテライトオフィスという言い方をしていますけれども、そういったような企業をやっているところがあります。

それから、最近の例ですと浜松のほうでもやはりあります。これは、水窪町の方なんですけれども、やはりそれは空き家を利用した若い集団のIT企業というものの進出もあります。ですから、そういった形をやはり注目していくべきだろうというふうに、今は考えております。ですから、そういった全国的な動きというものも企画調整課といたしましては注視をしながら、さまざまに検討していきながら、従来の移住セミナー、あるいは町長の申し上げているようないわゆるワープステイ構想、そういったものと、いろいろな形の取り組みをしていく中で定住化対策というものを進めていきたいなというふうに、今、考えているところでございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） 大変立派な答弁うまくいけばいいんですけども、このサテライトオフィスとか、今、若い人のIT企業とかという話でしたが、やっぱりこれも1年ぐらい、半年以上前も言ったんですけども、これもインフラといいますか、通信インフラが育たないことには、よそからの企業、そういうサテライトオフィスとかITの企業というのはなかなか来られないのではないかなと。要するに通信環境遅いという形の中では困ってくるのではないかなと考えますので、そこも考えていただけたらなと考えますので、それについての光ファイバー等考えていって、なければそういうサテライトオフィスあるいはIT企業みたいな形は来ないのではないかな、私単純なものですから、そういうふうに解釈するのが普通ではないのかなと考えますが、町長いかがでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

議員の言われるとおりだと思います。光ファイバーがなければIT企業とかサテライトオフィス、これはなかなか難しいなと思っております。

それで、一応西日本NTTからいろいろお話がありまして、今後、その辺を検討しながら光ファイバーのことは進めていきたいなとは思っておりますけれども、何せ財政的に非常に厳しい状況の中で多大な予算がかかるということで、なかなか思い切った踏ん切りがつかないというのも実情であります。これは議員もご承知のように本川根町で、やはり光ファイバーを引こうとしたときに、住民投票がありまして、住民投票の中で否決された経緯もございます。そういうことを考えたときに、やはり慎重に進めていきたいと。ただ、提案に対して検討は、町内の検討は進めてまいりたいと、このように考えております。また、ご報告できる段階でご報告したいと思っております。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） また、地域の事業、行事、高齢化で地域の行事等ができなくなってきた。その中でやっぱり地元で勤め先があって、あるいは新たな企業を立ち上げる人がいて、若い人が来ればお祭りの継承とか、あるいは地域行事、あるいは村の人足等が助かってくるわけでございますけれども、そういう産業育成について、村の人に住んでいただくよう

な産業育成、先程 I T とか言いましたけれども、それ以外のものについて何か考え等がございましたら。考えているけれども、代表的なものは I T とかサテライトオフィスなのかお伺いいたします。

それでは、もう 1 回答弁もなかなか難しいところあるというものですから、次にまいります。多分なかなか難しいところあるのではないかなと。

○議長（稲葉勝男君） 企画調整課長。

○企画調整課長（谷 半時君） お答えいたします。

ちょっと通告と違ったものですから、失礼いたしました。

いわゆる産業育成となりますと、まず我々の進めているのは、いわゆる人口増加策ということでもっていろいろ進めているんですけども、いわゆる雇用の確保とかというお話になるんだろうというふうに思います。

そういう面で行きますと、いわゆる観光産業は南伊豆町におきましては主要産業でありますので、そういったいわゆる観光事業について積極的に進めていくということが一つあるかと思えます。

あとは町長が申し上げておられますとおり、いわゆる地熱といいますか、そういったものを進めていく中で、いわゆる雇用というものを目的として、地熱事業を生かした地域の活性化策、それがさらに雇用対策というところにつながればいいのかなというふうに考えておりますので、今、そういった事業を検討しているという状況であります。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7 番 清水清一君登壇〕

○7 番（清水清一君） 観光とかという話がございましたので、次の質問にまいります。

観光産業の活性化というもので質問させていただきます。

町内観光の活性化事業として現在どのようなことを実施しているのかと。また、今後はどのような計画でこの観光産業の活性化を図っていくのか、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

本町の主要産業であります観光業につきましては、町内にある自然資源を最大限に活用するとともに、町内に数多くある魅力的な観光資源を有効活用した観光振興を図っております。

これまで、夏季シーズンの海水浴以外の海の観光活用はなかなかされてこなかったところではありますが、平成22年度から、弓ヶ浜において年3回、6月、9月、10月に実施されているOWSレースでは、関東圏を始め日本全国から、毎回100人を超える選手の参加をいただいているところであります。

また、国内だけでなく、海外にも目を向けたインバウンド事業にも取り組んでおり、特に台湾のスポーツ団体、旅行エージェントに「南伊豆町」という観光スポットを覚えていただきつつあります。

今後につきましては、石廊崎の再生により町内を周遊できるルートの再生、再構築などを推進し、伊豆半島の世界ジオパーク認定に向けた活動等と連携させて、観光の多様化、国際化に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） るる説明していただき、ありがとうございます。その中で、観光産業の活性化事業になるんですが、みなみの桜まつりで駐車場の有料化を考えていると一昨日の新聞に出ていました。これを読みますと、「駐車場の有料化浮上」という形がございます。みなみの桜と菜の花まつりが書いてあります。これ抜粋して読みますと、民間駐車場7カ所を駐車場としたよと。それで、今後は観光協会の自主財源を確保する取り組みとして、駐車場の有料化が必要として、同町観光協会へ投げかけてきた。要するに町は観光協会に有料化していただけないかという話をしてきたということになっております。この町の要請は、どういう要請を観光協会のほうになされたのかお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大野 寛君） 今、議員が言われました中にもちょっとございましたけれども、自主財源の確保、毎年観光協会には補助金を出しておりますけれども、これにつきましても少ない財政の中で出しておりますので、それを含んだ中で観光協会としても、「今後、自主財源確保に向けた取り組みをしていただけないでしょうか」というお話をさせていただきました。これにつきましても、まだまだクリアしなければならない問題も多々ありますので、こういう問題がクリアできれば、「ぜひ、有料化に向けて検討してください」というお話をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） これ一応町として要請したという、自主財源の確保という形でお願いしたということがあると思うんですけども、この町として有料化した時の、要請するからにはある程度目星あるいは数字等があって要請したのではないかなと考えます。どのくらいいくのかなという計算も少しは大ざっぱでもいいからしているのではないかなと考えますが、そういう試算等はやってきてあるのかどうかお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大野 寛君） 観光協会のほうで試算をいたしました。その中で、細かい普通車等につきましては出ておりませんが、大型バスにつきましては、1,000円、1,500円等々検討しているみたいでございますけれども、約100万から150万は上がるだろうというふうな試算を出しております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） 協会の試算によると100万から200万の売り上げがあって、それが収入になるだろうという形だと思うんですけども、私、昔、海の家をやっていました。弓ヶ浜で雇われ支配人をやっていたんですけども、あの当時、ノエビアの駐車場がなくなったときの経験しております。その前もやっていました。それで、ノエビアの駐車場がなくなった時、無料駐車場なくなって、公民館とか、みなと湯の駐車場には置く人はほとんどいなかったわけですよ、お客さんでね。ノエビアの駐車場は昔からお客さんの車がいっぱいありました。

それを考えた時に、その海の家をずっとあそこで夏やってきた、ひと月、ふた月間やってきたわけですけども、その年はたしか気分的にはもう半分になったのではないかなと。要するにお客さんが極端に減ったと。数字的には二、三割減ただけなんですけれども、体感的にはもう半分ではないのかなというふうに感じたものですから、有料化するとそういう観光客みたいな方はどうしても離れていくのではないかなと。やっぱり、これまで無料だったものが有料になるんだったら別にいいやと。有料だったものがちょっと500円アップしたとかという話だとまた別ですけども、無料が有料になった場合は、自分がやっぱりよそへ行っても、「有料の駐車場行くんだったら無料のところへ行きましょうよ」という形になってくるのが常だと思うんですがね。

そういう協会は100万から150万と試算したとしても、この減ってくる、有料化により減るものも試算してあるのかどうか、町のほうから聞いたのか、聞かないのか、あるいは指導するのか、そういうことを考えていないのかお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大野 寛君） 当然、議員が言われるように減るということもデメリットと  
いいですか、試算はしておると思います。ただ、やはり徴収というか、駐車料金の金額の設  
定もいろいろあると思います。1,000円にするのか、500円でいいのか、200円でいいのか、  
100円でいいのか。まだまだその辺も検討しておりませんので、そういうことも踏まえた中  
で極力お客さんが減らないような対応をしていきたいと。もちろんそういう料金設定も重要  
な問題だというふうに認識しております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） わかりました。内容はわかりましたけれども、それで道の駅は基本的  
に無料が原則という形になっていると思うんです。そうすると、道の駅も有料化するという  
考えで町は指導しているのでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大野 寛君） 当然道の駅です。国土交通省から指定を受けた道の駅ですの  
で、あの敷地内全部を有料ということはできません。期間限定で2月5日から3月10日の期  
間限定で有料化をしても結構ですと。ただし、全部はだめですと。一部無料の道の駅とし  
てのトイレ休憩であるとか、そういうものに使うような形で一部は残してくださいという条件  
はついております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） 一応その中で、国交省の話はしたよという形だと思うんですが、この  
一部無料化するということは、どういう無料化でやりなさいという形で観光協会が聞いてき  
たわけではなくて、役場が聞いてきて、やりなさいということだったのでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大野 寛君） 提案としては、町のほうから投げかけはさせていただきますし



た。「有料化して財源確保に向けた取り組みをしてはどうですか」というお話は私のほうからさせていただきます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） これは無料化と有料化の境目、やっぱり道の駅である程度の車、台数、大型バスもトイレ休憩で来る場合があると思うんです。それで、普通の乗用車の方もあると思います。それをどう仕分けするのかと、あの小さい道の駅です。こっちは有料ですよ、こっちは無料ですよという形で仕分けをしなければならない。

それで、そのほかの昔のテニスランドとかいうところも有料化すると思うんですけれども、その地主さんとの許可もどうするのかという問題も非常に出てくるのではないのかと。地主さんによっては、「有料にするんだったら、これまで無料だったものを無料で町だから貸してあげたんだよ」と。「町あるいは観光協会が商売するんだったら、やっぱり土地代くださいよ」という話が出てきても不思議ではないのではないかなと。「町の皆さんがボランティアでやっているんだったら、私はただで貸してあげますよ」と。でも、「町は、あるいは観光協会が稼ぎやっているんだったら有料の土地代くださいよ」と言って、逆に駐車場が減るのではないかなと考えますが、そういう影響等はどうか考えておられますか。

○議長（稲葉勝男君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大野 寛君） 先に道の駅の有料化と無料化の関係でございますけれども、観光協会等とお話を詰める中で出た案が、あそこ大型バスの駐車場にしたらどうでしょうか。無料の部分については前のほうになりますけれども、そっちは湯の花売店等もありますので、そちらのほうに利用していただく無料のスペースにしたらどうでしょうかというふうな案が今、出ております。これはあくまでも案なんで、これから検討していくところでございます。

先ほど私が申し上げました、まだまだクリアしなければならない問題が多々ありますと言いましたけれども、まさに今、議員が言われた借りている駐車場の問題でございます。その点につきましても今後検討していかなければならないなということで、議会終了後に早々に検討会をしていただきましょうという話にはなっております。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） いろいろ考えて、うまい方向を考えてやっていっていただきたいと思っています。

二つ目といたしまして、石廊崎の再開発についての考えという形で活性化の取り組みという形でお願いいたします。

前日も石廊崎再開発の関係で、前日の議第46号、47号の話がございました。やっぱり石廊崎のジャングルパークの裁判を終わらすための和解であるという、和解のための和解なんですけれども、やっているわけですから、この石廊崎再開発についてのお考え等どうなっておられるかをお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

岩崎産業株式会社との和解につきましては、昨日議決をいただきまして、ありがとうございました。議員おっしゃるとおり和解のための和解で、議第46号、47号は細部の調整をするための和解でありました。そして、議決をいただいて最終段階を迎えております。今日、職員は沼津の地方裁判所のほうへ出かけております、即決和解のため。

そのような中で、この和解協議が整いまして、ジャングルパークの跡地の売買が成立いたしますと、いよいよ、石廊崎の再生に向けて本格的に始動するため、まず、今後の石廊崎地区をどのようにしていくか、利用計画の策定が必要になってくると思っております。

利用計画策定に際しましては、常々申してあります、ワークショップ等の開催によりまして、地元住民の皆様をはじめ関係各位に参画していただき、広く意見を求め、計画に反映させつつ、自然景観との調和を図りながら、町民はもとより、観光客の方からも親しまれる観光のメッカとして、何度も来訪したくなるような伊豆半島の観光拠点としていきたい、このように考えております。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） わかりました。そういう考えと思うんですが、昨日の質疑の中で、この賃借人は事業計画に影響しないという話をされました。ということは、事業計画はあるということだというふうに捉えるわけですよ。だから、その事業計画はどんな事業計画なのかをお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

事業計画は今、あるわけではございません。私が言ったのは、いわゆる石廊崎の灯台へ向かっての山道ですね。山道については、46号のほうは影響しないだろうという考えを申し述べました、計画に。それで、47号のほうは事業計画を立てていく上で山道にはみ出した形のような状況になっておりますもので、いずれ事業計画に支障が出るのではないかという懸念がありましたもので、そのように申し上げました。特別事業計画はあるわけではありません。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） わかりました。計画があるものだなという形で私は解釈したものですから、へえと思ったんですけれども、それではジャングルパークこれ買うわけですけれども、この岩崎産業から事業は継承するという形になっていきますので、公園管理はこれからも早速10月あるいは12月、南伊豆のものになった場合ですね、公園管理を早速しなければいけないと思うんですが、この公園管理についての考え等はあるのか。遠地事業はどうなっているのかお伺いします。

○議長（稲葉勝男君） 企画調整課長。

○企画調整課長（谷 半時君） お答えいたします。

和解の関係がこの先的確に進んでいって、南伊豆町のものになった際には、まず今、環境省のほうと少しお話をしております。今現在も岩崎産業のほうがいわゆる遠地計画というものを出示しております。その遠地計画を南伊豆町に承継するという、まず、いわゆる手続的にはそういった承継の手続をしていただければ結構ですと。その後、いわゆる利用計画が決まってから事業執行という形でもよろしいというお話を伺っているものですから、とりあえず手続的には事業承継の手続をします。あと、そうなりますと、いわゆる今現在ある少し老朽化しているような施設等の管理の問題に今後なってくるとは思いますけれども、その辺についてはもう事務レベルとしては、概ねの案はありますけれども、いわゆる10月以降になると思いますけれども、ワークショップ等も開いていきますので、そういった中でもって決定をしていきたいなというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） これまで岩崎産業は大きな会社なんですけれども、職員も配置してあったわけなんですけれども、道路の脇の草を管理する、要するに公園管理をするという。草木を切るのではなくて管理をするために剪定するわけですから、ですからそういうものは公園としてはいいわけですから、そういう管理するための草を刈っていないという形は、町が買った段階で早速やらなければいけないのではないかなと。石廊崎へせっかく来てくれた観光客がやっぱりきれいな公園みたいところで石廊崎の先端、あるいは灯台まで行っていたらなど。本当の名前どおりの周りがジャングルでは、なかなか人も行かないのではないかなと考えますが、町長、そうなった段階でそういう管理はどういうふうに考えていくのかお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

やはり国立公園の中にありますもので環境省の問題が起こります。それで、環境省の自然保護官とある程度の話はしております。もし、町が取得した場合には、まず、景観の整備、議員の言われている景観の整備は必要になるかと思えます。その景観の整備をまず進めていきたいなど。そして、いわゆる景観を損なうような木ですか、そういうものたち等についてもでき得る限り自然保護官と話をし、伐採させていただきたいなど、このように思っております。まだ、具体的に自然保護官から結構ですよという返事はいただいているわけですが、買い取った暁には即やっていきたいなど、このように思っております。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） すぐやったほうが、伐採という言葉を使わずに、剪定したら根っこから剪定したんだよという形のほうが、表現が正しいのか、正しくないかもしれませんが、剪定という形のほうがかえって聞こえよくて、国立公園の指導官のほうもオーケーを出しやすいのではないかなと考えますので、伐採ということは極力使わないでやっていただけたらと思います。

そこに、またあと買った場合、道路はいつつくるのかと。県道からの取り付け道路はどのように考えておられるのかお伺いいたします。あるいは温室を壊すのはいつになるのか。ワークショップで本当はやるんでしょうけれども、そのワークショップでやるについても基本

的なインフラという形の道路と、あるいはない場合はそれをやりながらワークショップはできるわけですから、それについてお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 企画調整課長。

○企画調整課長（谷 半時君） お答えいたします。

まず、今後、石廊崎ジャングルパークの跡地の利用計画を策定していく上におきましては、先ほど来、町長申し上げておりますとおり、ワークショップという方式を一つ考えております。

そのワークショップにつきましても、利用計画というものをつくる上においては、通常のいわゆる総合計画などでもそうなんですけれども、いわゆる基本構想、どういった目的でつくるのかといった基本構想的なもの、それからもう少し具体的に基本計画、それから実施計画という形のものをつくっていかなければならないだろうというふうに考えております。そうなりますと、やはり時間的には少しかかるのかなというふうに考えております。いわゆるワークショップ以外の方法でといいますか、有識者の方たちからの意見も当然拝聴しなければいけないというふうにも考えております。そうした中で、まず、計画をつくる上においても、ある程度の時間、できれば今年度、来年度ぐらいまでかかるのかなとは思っております。

あと、その後、いわゆる事業計画がある程度できた段階で今度、議員もご承知のとおりあそこは自然公園法による国立公園の特別地域になっております。それから、文化財の特別地区にもなっております。そういったところのいわゆる許認可の申請というものが必要になります。聞くところによりますと、その環境省のほうなんですけれども、申請を上げてから許可がおりるまでに1年ぐらいかかるかもしれないというふうな話も聞いておりますので、やはり相当な時間が必要になるのかなというふうに考えておりますが、そういった意味も含めて、当然環境省のほう、あるいは文化庁のほうとも、いわゆる計画をつくる段階から調整をしていきながら進めていきたいと思っておりますけれども、そういった意味におきまして非常に時間がかかるということでもあります。

ですから、ある程度の計画が決まってからでも時間がかかる。計画にも時間がかかり、さらに、その計画決まった後の許認可にも時間がかかるというところなので、やはり、二、三年先になるのかなというふうには考えております。できるだけ早くいい方法を検討はしていきたいとは思いますが、ある程度の時間がかかるということをご認識をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） この企画調整課長の話でいいんですけれども、でも、この今、和解の話をやっているわけですね。その中で、やっぱり道路をすぐつくっていると。道路をつくるために、あそこの細長い土地は売却あるいは売買するんだよという形があるわけです。それで議員の皆さんもそうですし、地図等見た人は、「これは道路で、他のものをつくるわけではないよね」という話も出てくるものですから、そこにどんな立派な道路をつくるのか、あるいは簡易でつくるのか、いろいろ話もございますけれども、環境省の許可も必要でしょうけれども、道路等はやっぱり一番最初に、山道しかないのではなくて、解体するためにも必要であろうし、そういうものは考えていかなければいけないと思うんですが、町長いかがでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

道路は本当に即必要だとは思っております。ただ、いろいろ事業計画の中で進めていくわけでありまして、ワークショップ等含めて検討させていただきたいと思っております。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） 予算のかかる話であって、また、補助金もらいながら道路つくらなければならないことも出てくると思うので、二、三年はかかるのかもしれませんけれども、それについての補助金等、あるいは国との話はどういうふうになっているのかお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 企画調整課長。

○企画調整課長（谷 半時君） お答えいたします。

少し先ほども申し上げましたけれども、いわゆるまず環境省のほう、下田の自然保護官とはしょっちゅうといいますか、訴訟の経過も含めてお話をしております。そういう中で、やはり、先程申し上げましたとおり、いわゆる許認可については少し時間がかかるねという話も伺ったような次第であります。

それから、文化庁の方の関係なんですけれども、これはいわゆる文化財保護法の適用の場所がありますので、それにつきましては教育委員会の職員と、それから、静岡県の方の文

化課の職員と、それから、私と文化庁のほうに昨年の夏ごろに、これまでの経過と、それから南伊豆町としてこういう計画を考えているというお話をしてあります。そのときの文化庁の方の職員、非常に穏やかな方で、「文化財を文化財としての価値を国民に知らしめるような、そういった事業であれば何でも規制するという考え方ではありません」というお話を伺っております。

ただ、今現在は、まだ具体的な実施計画と申しますか、事業計画は決まっていなものですから、これならいいよとかというお返事はいただいておりません。

それから、あと、いわゆる県の関係でいきますと、過疎債の問題も今後ありますので、そういった問題で過疎債の件につきましては、総務課の職員がもう既に何度かお話をしております。

あと、観光整備事業の多分事業実施になろうかと思えますけれども、一応この件についても、観光課の職員のほうは県のほうと打ち合わせを既に行っているというような状態です。ただ、それら全て、いわゆる事業の具体的な計画はまだ決まっていな状況なものですから、これならいいとか、悪いとかという話にはなっていないという状況でありまして、順次県との調整を進めているという状態です。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） わかりました。うまい方法で早急にジャングルパークあるいは石廊崎の活性化の起爆剤になっていただければ、それが町全体で観光産業の発展につながってくると思いますので、ぜひとも推進していただきたいなと思います。

最後に、今日、選挙管理委員会についてお伺いしようと思っていたんですけども、今日、選挙管理委員会の委員長が来られていないというのは、先ほどの前者の一般質問でわかったわけなんですけれども、都合があつて来られないという形で委員会を開いたという形です。この選挙の投票率の向上という話で質問する予定だったんですけども、委員長として、どのようなことを取り組んでいるのかと。要するに書記ではなくて選管委員長として聞きたかったわけです。

それで、期日前投票のほうが多い投票所がいっぱいあると、それについてもお伺いしたかったわけです。なぜ、期日前投票が投票者の半分以上なのかと。よその市町村でも期日前は2割、3割、高くても。それが南伊豆町に対しては期日前投票率が50%超しているという、

これは何なんだろうと。町民が選挙に関心があり過ぎるのか。あり過ぎて来るのかなと思って考えます。それはいい話でございます。

ですが、この間の参議院選挙もそうでしたが、町長選挙もそうでしたが、町長選挙については5日間しかないわけです。期日前投票4日しかないわけです。それで、半分行っているということは、選挙公報が出たのは3日後です、町民のところへ行ったのは。それまでの間は選挙公報を見ないでポスターとか、あるいは候補者に行き合って話を聞いたから、この人はいい人だと投票したんだと思います。それで、参議院選挙についても選挙公報が来たのが投票日の1週間ぐらい前ではないかなと考えます。

そうやって考えたときに、期日前投票で、それまでに投票した人は何を基準に投票していたのかなと。新聞等の報道でやったのかなと思いますので、その期日前投票が多い理由は何なんだろうと。選挙に関心があるのかと。逆に選挙公報を見ないで投票する人もいっぱいいてもいいんですけども、普通してもらいたいなと思いますが、それについての考えを聞いて、私の質問終わりにしたいと思いますので、答弁お願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 時間です。

選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（山本信三君） 期日前投票についてであります。当町の期日前投票の投票率は県内1位であります。全国の全体の投票者数の半数以上は期日前投票により投票を行っております。

期日前投票の増加の要因については、期日前投票を行った方の理由の多くが、投票日当日仕事や外出などによることから、観光関係者が日曜日に仕事に従事しており、投票日当日に投票所に行くことができないケースなどが考えられるものであります。

また、期日前投票をした方が、期日前投票の利便性を感じ、以降の選挙も期日前投票で投票するケースが増えてきております。それに伴い、当日投票所に行く手段のない高齢者も便乗して期日前投票を行うなどの傾向があり、今後についても期日前投票は増加するものと考えております。

以上です。

○7番（清水清一君） それでは、清水の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（稲葉勝男君） 以上で清水清一君の質問を終わります。



---

◎報第4号の上程、説明、質疑

○議長（稲葉勝男君） これより議案審議に入ります。

報第4号 平成24年度南伊豆町健全化判断比率についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 報第4号の提案理由を申し上げます。

本案件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率である4指標、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のそれぞれ平成24年度数値を、監査委員の意見を付し、議会へ報告するものです。

実質赤字比率及び連結赤字比率につきましては、当町の普通会計は、赤字ではなく黒字のため数値はありません。

実質公債費比率につきましては、3カ年平均で10.1%、また、将来負担比率につきましては64.4%となりました。

いずれの比率も早期健全化基準を下回っております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

監査委員の審査意見書の報告については、お手元に配付した意見書をもって報告にかえさせていただきます。また、この後の報第5号議案についても同様とさせていただきますので、ご承知願います。

これより審議に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これにて報告を終わります。

---

◎報第5号の上程、説明、質疑

○議長（稲葉勝男君） 報第5号 平成24年度南伊豆町資金不足比率についてを議題とします。  
提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 報第5号の提案理由を申し上げます。

本案件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企業に係る特別会計である水道事業会計、公共下水道事業特別会計、子浦漁業集落排水事業特別会計、中木漁業集落排水事業特別会計、妻良漁業集落排水事業特別会計の資金不足比率について、平成24年度数値を監査委員の意見を付し、議会へ報告するものであります。

水道事業会計につきましては、資金余剰金が出ており、また、公共下水道事業特別会計、子浦漁業集落排水事業特別会計、中木漁業集落排水事業特別会計及び妻良漁業集落排水事業特別会計につきましては、収支が均衡しておりますので、資金不足はありません。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

これより審議に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これにて報告を終わります。

---

◎議第43号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第43号 南伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（稲葉勝男君） 朗読を終わります。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議第43号の提案理由を申し上げます。

地方税法第423条第1項の規定に基づき、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、固定資産評価審査委員会が設置されておりますが、委員3人中、藤田仁郎氏の任期が本年9月30日で満了となります。

このため、優れた知識と豊富な経験を融資する子浦80番地の1、藤田仁郎氏を改めて選任したく、同条第4項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期につきましては、同条第6項の規定に基づき、選任の日から3年となります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第43号 南伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第43号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### ◎議第68号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第68号 南伊豆町固定資産評価員の選任についてを議題とします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（稲葉勝男君） 朗読を終わります。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議第68号の提案理由を申し上げます。

地方税法第404条の規定により、町長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ町長が行う価格の決定を補助するため、固定資産評価員に町民課長を選任していましたが、7月1日付の人事異動により町民課長に就任した小嶋孝志を新たに選任するため、提案するものであります。

なお、任期は町民課長在任期間中です。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

清水清一君。

○7番（清水清一君） 7番、清水。これは非常に本人がいるのに質疑を、あるいは採決を本

人がいる目の前でやるんですか。私は賛成ですけれども、一応本人がいるところでは普通はやらないものだと思いますが。

○議長（稲葉勝男君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時52分

再開 午前11時57分

○議長（稲葉勝男君） 休憩を閉じ、再開します。

今、議事録研究所のほうへ問い合わせた結果、その結果、執行部のほうなものですから、そのまま、ここに在席していてもいいと。それで、もし、本人が申し出て退席しますということであれば退席すると。だから、問題ありませんということですから、引き続き議事を進めたいと思います。

町民課長。

○町民課長（小嶋孝志君） 同席させていただきます。

○議長（稲葉勝男君） それでは、質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第68号 南伊豆町固定資産評価員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第68号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

---

◎議第44号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第44号 南伊豆町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（稲葉勝男君） 朗読を終わります。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議第44号の提案理由を申し上げます。

教育委員会委員であります、小澤義一教育長の任期が本年9月26日をもって満了となりますが、温厚、誠実な人柄で地域住民の人望も厚く、豊富な経験と教育に関する深い識見を有する同氏を最適任者とし、引き続き任命したく提案するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

小澤教育長、退席されますか。

○教育長（小澤義一君） 同席させていただきます。

○議長（稲葉勝男君） それでは、これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決いたします。

議第44号議案 南伊豆町教育委員会委員の任命について、同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第44号議案は同意することに決定しました。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

○議長（稲葉勝男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

---

#### ◎議第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第45号 南伊豆町立小、中学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 梅本和熙君登壇]

○町長（梅本和熙君） 議第45号の提案理由を申し上げます。

町立三浜小学校と南中小学校の統合につきましては、平成17年度に実施された学校統合審

議会にて方針が出され、平成26年度当初の統合を予定し、概ね予定どおり手続を進めております。

統合により、平成25年度末をもって南伊豆町立三浜小学校を廃止することになり、同校の設置を定めた「南伊豆町立小、中学校及び幼稚園設置条例」について、同校の名称及び所在地に関する規定を削除する改正を行うものであります。

統合準備の進捗状況等の詳細につきましては、教育委員会事務局長から説明をいたしますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（勝田英夫君） 説明させていただきます。

三浜小学校と南中小学校の統合に関する事務の進捗状況等につきまして、ご説明させていただきます。

三浜小学校と南中小学校の統合につきましては、平成17年6月から平成18年2月にかけて実施された南伊豆町学校統合審議会において審議され、平成26年度を目安に統合を進めるとの方針を受け、準備を進めてきました。

三浜小学校の保護者の一部からは、「統合の時期を早めることはできないか」とのご意見をいただいたところではありますが、校舎に係る補助金の問題等もあり、計画どおりの平成26年度初めの統合を目標として、本格的な事務手続を平成24年度当初から進めてきた次第であります。

まず、教育委員会の4月定例会におきまして、平成18年の答申をもととした本町の統合に関する方針を確認し、計画どおり平成26年度当初から統合に向けた平成24年度及び平成25年度のスケジュール案について了承いただきました。

6月27日には三浜小学校のPTA役員会に出席させていただき、教育委員会において了承された統合のスケジュールについて説明を行い、ご理解をいただくとともに、準備等についてのご協力をお願いいたしました。

PTAの役員からは前向きな意見が多く、登下校の交通手段の確保、統合前の事前交流等によるスムーズな受け入れ態勢の確保についてのご支援等のご要望をいただきました。

7月23日に開催された南伊豆町議会全員協議会におきましては、統合に関する手続についてお時間をいただき、スケジュール表をお示しした中で説明をさせていただきました。



全員協議会終了後には該当地区の区長様方に対し、個別にスケジュールについてのご説明をさせていただきました。その後、静岡県教育委員会に学校施設整備に係る補助金の返還免除手続に関する打ち合わせを行い、11月には教育委員会定例会において三浜小学校と南中小学校の統合に関する基本方針を作成し、11月12日の議会第一常任委員会におきまして説明させていただきました。

年が明けまして、平成25年1月には三浜小学校PTA役員会及び南中小学校のPTA役員会に出席させていただき、教育委員会において策定いたしました統合の基本方針について説明し、各地域における説明会の開催日程の討議を行いました。

日程調整により三浜小学校においては、2月16日の夜間の第1回目の説明会を三浜小学校「ふれあい広場」において開催し、保護者及び地域住民、議会から4名の議員、校長先生、教頭先生、PTA会長様等にご参加いただきまして、ここでも前向きな意見が多く、特に登下校の交通手段についてのご意見を多くいただきました。この登下校の交通手段の件につきましては、2月13日付で南伊豆東海バスに対し、教育委員会からの要望書を提出し、現在最終的な調整を行っている次第であります。

また、3月21日の夜間には役場「湯けむりホール」におきまして、南中小学校の地区説明会を開催し、保護者及び地域住民、議会から3名の議員の方、PTAの会長様方にご参加いただきまして、ここでは大きな要望等もなく、平成25年度から本格的な準備作業に入ることについてのご協力をお願いいたしました。

両小学校区での第1回目の地区説明会を開催し、地域の方々にご参加いただいた中で説明させていただき、統合に関するご理解をいただいた次第であります。本年度に入ってからには統合に向けた本格的な準備作業に入っており、南中小学校のPTA総会では、再度統合に関する基本方針と平成25年度におけるスケジュールについて説明させていただき、地域説明会にご参加いただけなかった保護者の皆さんにもご理解とご協力をお願いさせていただきました。

平成25年5月には統合準備会を設置し、両校の代表者を含めた統合準備会による本格的な統合準備がスタートし、細部のすり合わせを行うため、それぞれの立場において会議を開催しております。

また、通学バスについての交渉、両校職員による事務のすり合わせ作業、両校生徒の交流学習事業、三浜小学校の閉校記念事業の企画など、来年度の統合に向けて教育委員会、両小学校教員、児童、PTAがそれぞれの立場から協力し、スムーズな統合への準備作業を進め

ている次第です。

なお、皆様のお手元に配付させていただきました本年度のスケジュールにつきまして、あわせてご確認いただきますようお願いいたします。

このたび上程させていただきました、三浜小学校と南中小学校の統合による三浜小学校の閉校についての条例改正案におきまして、改正条例の周知期間を半年とし、施行日を平成26年4月初めとさせていただきます、それまでの間をさらに本格的な準備期間と位置づけ、閉校記念事業の実施、さらには来年4月1日の統合に向け、着実に進むことができますよう9月定例会に上程させていただく次第でございます。

ご理解とご協力をいただき、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

清水清一君。

○7番（清水清一君） 7番、清水。

このスケジュール表がございますけれども、この中でちょっと質問させていただきます。

一番下の地域、財産に関する協議ということで、地元の区と相談したというふうになっていますが、町当局としては、この学校跡地をどういうふうを活用していく考えなのか、あるいは地元の協議はどのようなようになったのかを報告願いたいと思います。

○議長（稲葉勝男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（勝田英夫君） 現在、跡地利用委員会等で検討中でございますので、明快な計画は出ていない状況です。

○議長（稲葉勝男君） 副町長。

○副町長（松本恒明君） 跡地利用検討委員会、協議会でございますが、企画が事務局で副町長が委員長というような形となっております。前副町長がいるときに、「今後どうしましょうか」ということで1回2回話し合いまして、いろいろな意見が出たところがございます。当然、防災ですとか福祉関係ですとかということでございますが、現実的に子供たちがいる中でございますので、どこどこ入っていくわけにもいかんということですが、いずれいろいろな防災関係、福祉関係とか、また、民間への管理委託的なものとか、いろいろな骨格的に含めて地域発展も考えながら、財政も見ながら検討していくと思います。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） ほかに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決いたします。

議第45号議案 南伊豆町立小、中学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第45号議案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第67号 備品購入契約について（平成25年度大規模地震対策等総合支援事業可搬ポンプ付積載車購入）についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議第67号の提案理由を申し上げます。

本案は、可搬ポンプ付積載車の購入を、指名競争入札方式で業者の選定を行い、購入額807万3,450円、（うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額38万4,450円）をもって仮契約した小川ポンプ工業株式会社三島営業所との購入について、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

当事業は下流地区消防団配備車両の入替えであり、前車両を配備してから20年以上経過しており、故障も多く、火災等の緊急出動対応が難しくなっており、町民の生命、財産を守る観点からも、新たに車両の配備を行うもので、小川ポンプ工業株式会社三島営業所と契約を締結するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第67号議案 備品購入契約について（平成25年度大規模地震対策等総合支援事業可搬ポンプ付積載車購入）については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第67号議案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第48号 平成25年度南伊豆町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議第48号の提案理由を申し上げます。

本議案は、補正予算額6,210万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ47億1,905万8,000円とするものです。

歳出の主なものは、母子衛生事業に201万3,000円、有害鳥獣対策事業に110万円、道路改良事業に1,144万2,000円、河川維持事業に287万2,000円、中学校管理事務に401万1,000円などとなっております。

また、これらの歳出に対応する財源として、国庫支出金55万円、県支出金248万9,000円、繰越金3,781万7,000円、諸収入1,766万4,000円などをそれぞれ追加するものです。

詳細につきましては、総務課長から説明をさせますので、ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（山本信三君） それでは、内容説明をさせていただきます。

歳出から説明をいたします。

21ページをお開きください。

総務費、総務管理費でございます。右側の一般管理事務給料150万円の減です。副町長3カ月分の給料の減です。

それから、備品購入費、自動車235万6,000円です。町外用の出張用の車がハイブリッドプリウス1台235万6,000円で新たに購入をするものです。

中間の60事業、地域づくり推進事業費でございます。記念品代として、ふるさと納税200件分3,000円の60万円の増です。

29ページをお開きください。

230母子衛生事業です。扶助費、未熟児療養医療扶助費ということで国保税の20%、120万円の増です。これについては、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1の支出、120万のうちの町分は4分の1でございます。

次のページ、31ページをお開きください。

292事業、有害鳥獣対策事業費、負担金、補助及び交付金でございます。GPS猿捕獲事業、これは下田市と共同で行う事業でございます。110万円でございます。

それから、299事業農山村総合施設管理運営事務委託料ということで工事請負費、差田グラウンドのトイレの改修工事でございます。トイレの和式便器3基を洋式に取りかえるものでございます。65万円です。

次のページ、33ページをお開きください。

観光振興事業です。538事業普通旅費34万円。これは町長、議長がインバウンド事業のトップセールスということで台湾へ出張のための旅費であります。

中間、委託料、宣伝委託料414万円。これは既存事業の見直しということで、広告代理店と合同で今、実施している事業の見直しをして、事業を検証付加価値創出事業ということで、今までの事業を見直して新たに新しい宣伝を打っていくと、こういうためのものであります。

それから、工事請負費、湊地区観光施設整備工事でございます。175万。これはちょうど中間あたりの警察の横にトイレがあります。そのトイレの補修改修工事費でございます。

次のページをご覧ください。35ページになります。

380事業、土木総務事業でございます。住宅リフォーム振興事業補助金200万円。これは当初400万円で予算措置をしてありましたが、現在あと3軒ということで新たに10軒分20万円ということで200万円を増額するものがございます。

388道路改良事業、工事請負費の中で1,100万円。これは蛇石区内2号線の道路改良工事でございます。蛇石の橋をこちらから行って渡りまして、少し行った左側から上のほうへ登っていく道路でございます。Lイコール70メートルをU型カルバートを設置する工事でございます。これについては一部分担金で歳入が入っております。

次のページ、37ページをご覧ください。

488事業、大規模地震対策事業で、消耗品で78万3,000円計上してあります。これは町の職員、それから臨時職員、それから庁舎来庁者へのヘルメットを購入するものがございます。約190個を予定しております。

39ページをご覧ください。

477事業、小学校管理事務でございます。印刷製本費に100万円計上してあります。閉校記念誌ということで500冊作成予定であります。一部負担金を納入されております。

41ページをご覧ください。

481事業、小学校教育振興事務、校内LAN設備工事ということで、各小学校の普通教室

と特別教室にLAN配線工事をするものであります。227万3,000円でございます。

すぐその下、中学校管理事務、490事業でございます。工事請負費、照明器具交換工事、これは南伊豆中学校の5教室、これをLEDに照明を全て5教室取替えるものでございます。325万5,000円、これは100%補助事業ということで歳入も計上してあります。

一番下です。武道館管理運営事務、修繕料56万9,000円です。これは武道館のカーテン27万5,000円、それから棟木コーキング等で29万4,000円、56万9,000円でございます。

歳出については以上です。

15ページをご覧ください。

歳入です。

保健衛生費負担金55万円、未熟児療養医療負担金ということで120万円出ていましたが、このうち55万円の国のほうの補助金でございます。

その下が27万5,000円、県のほうからの補助金でございます。それから、農業費補助金55万円、鳥獣被害防止対策補助金55万円でございます。

それから、ふるさと寄附金5,000円掛ける300件、150万円でございます。

一番下、繰越金3,781万7,000円でございます。

次のページ、17ページです。

雑入1,766万4,000円、これらが歳入でございます。

それでは、12ページ、13ページをお開きください。

歳出の合計でございます。補正前の額46億5,694万9,000円、補正額6,210万9,000円、計47億1,905万8,000円でございます。補正額の財源内訳としまして、国県支出金303万9,000円、地方債80万円、その他414万円、一般財源5,413万円でございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

横嶋隆二君。

○11番（横嶋隆二君） 31ページの有害鳥獣対策協議会補助金について、もう少し詳しく説明していただけますか、内容。

○議長（稲葉勝男君） 総務課長。

○総務課長（山本信三君） 詳しいことを言いますと、下田市と南伊豆町の有害鳥獣対策協議会、これに町は110万円の補助金を支出しまして、猿を捕獲してGPSをつけさせてもらい

ます。この事業は、猿は移動が早いものですから、これを下田市と合同で下田市も同じような予算を組みまして、下田と合同でやって猿の流れ、猿の移動、こういうことに対して把握をして対策を立てていこうというものでございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

○11番（横嶋隆二君） そうすると、昨年9月に質問を行いまして、テレメトリー対策、これはもう10数年前に提案をして、ようやく去年実現の見通しということでありましたが、その前段という認識でよろしいんですかね。

○議長（稲葉勝男君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大野 寛君） かねてから議員もご存じのようにこのテレメトリー、ご相談、またいただいておりました。今回、今、総務課長のほうから話がありましたとおり、下田市と合同でやると。前にもちょっと説明させていただきましたけれども、なかなか単独だと下田に逃げてしまうと、なかなか捕獲できないと。今回、下田市と連携がとれると。また、下田市の協議会とも話し合いができて、合同でやりましょうという話し合いができました。それにつきまして、今回この予算を上げさせていただきまして、猿の駆除に当たりたいというふうに思っております。ですから、前回質問していただいたことが今回実現できたということでもあります。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

○11番（横嶋隆二君） 猿を捕獲してGPSをつけるということなんですが、その傍受の、いわゆる電波傍受をして、それを連絡するそのシステムもこの中に入るといふことの認識でよろしいんでしょうかね。

○議長（稲葉勝男君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大野 寛君） そのとおりでございます。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

○11番（横嶋隆二君） 専門的なことで恐縮ですけれども、猿の捕獲に関してはどのような形でやろうとしているのか。なかなか、いわゆる群の中心になる猿を捕獲する点では苦勞するかと思うんですが、それについてはどのような対応を考えているのか。

○議長（稲葉勝男君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大野 寛君） 議員がおっしゃるとおり猿の捕獲、これにちょっと今、苦慮しているところでございます。



ただ、やはり今考えているのはわなですか、箱わなですか、こちらのほうで取ればなというふうに思っています。ただ、箱わなにつきましても、イノシシ等を取る箱ではなくて、小さいやつが西部のほうでも開発されていると。前回にもちょっとご質問あったんですけども、そのようなもので捕ればなということで今、検討はしております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

○11番（横嶋隆二君） 現場で努力されているとは思いますが、いわゆる小さい捕獲器で猿を捕獲する点では、非常に難しさもあるということを知っているんですね。一部で、全国で、また後で提案しますけれども、猿の集団捕獲、猿を囲い込んだわなで、落ちたらはい上がれない仕組みを一定の広さを持った檻でやっている。いわゆるおとり猿を取る上でも効果的な対策をぜひとることも一案かと。それによって、テレメトリーの効果、実効が早くなるということで、今年もやっぱり被害は相変わらず起きているということをおちこちから報告は受けております。という点で、おとり猿の捕獲に関しては、いろいろな形態を考えていただきたいというふうに思います。

○議長（稲葉勝男君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大野 寛君） また、そういう問題等起きましたら、ぜひ、また議員の知っている知恵を拝借できればなというふうに思っていますので、また、よろしく願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 齋藤要君。

○9番（齋藤 要君） いろいろ今、お話をしていましたけれども、GPSについては東伊豆町でやって、私もちょっと聞いております。それから、今猿の捕獲の話が出ていますけれども、どこの猿を捕るのが問題ですよ、猿は。範囲が限られますから。例えば、波勝の猿を捕ってGPSつければ波勝だけしかいないから、そういうところがあります。

どこで捕って、どこでやるのか、そこいらも問題だと思いますが、捕るには、うちのほうもわなというか、箱わなでやっておりますが、できれば麻醉銃が一番いいです。麻醉銃だと大体30分ぐらいで目を覚ましますから、その間につければ大丈夫だと思いますけれども、問題は猿がどの辺まで近づいてくるかですよ。うちのほうも悪い猿はみんな麻醉銃で捕ってしまいました。

ただし、京都大学の霊長類研究所に頼みまして、うちのほうは四つ捕ってもらいましたが、その先生が来ると、もう悪い猿は全然出てこなくなる。うちのほうは50匹ほど、そ

この大きい檻におりますけれども、みんなあれをつけて、それも京都大学の先生頼んで4人ぐらいで来てもらって50頭ばかり全部つけてもらって、これは保健所のほうへとデータをうちと両方が持っています、オスメスつけて。

だから、猿をどこで捕るかが問題だよ。その猿が例えば、下田でやると言っているけれども、大賀茂と下田を行ったり来たりしている猿では、そこだけしか行かないから。それで、うちのほうへそんな猿が来たって入れないから、群で絶対に。大きい猿が必ず交尾の時期にはよそから必ず来ますよ、うちのほうへも。だけれども、群でもってボスとかいろいろいて、そういう猿は入れないです。だから、大変だと思いますけれども、やってみることもいいでしょう。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 答弁は必要ないですか。

○9番（齋藤 要君） ないです。

○議長（稲葉勝男君） 吉川映治君。

○3番（吉川映治君） 吉川でございます。

33ページの358番、観光振興事業でございます。その委託料の宣伝委託料で広告代理店を入れて既存の事業を見直すということでございます。それについて何か付加価値をつけたまた宣伝業を始めて、今、それを発掘したいと思うんですけれども、余りにもちょっと抽象的ですので、もう少し具体的にこの事業を教えてくださいと思いますけれども。

○議長（稲葉勝男君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大野 寛君） お答えいたします。

今回、宣伝委託料ということで414万円補正をさせていただきました。これにつきましては旅行エージェントに委託いたしまして、現在の観光の入り込み客、また、観光施設、観光の宿泊施設等々を再度もう一度検証し直しまして、新しい観光地づくり、これをプランニングしていきたいというふうに考えまして、414万円を上げさせていただきました。

今、観光自体がなかなかマンネリ化といいますか、そういうことも見受けられますので、この際ですので、桜と菜の花まつりの前に、ぜひ一度そういう検証をして新しいものを取り入れたいというふうに考えております。そのための委託料でございます。

○議長（稲葉勝男君） 吉川映治君。

○3番（吉川映治君） ありがとうございます。

あと1点だけ教えてください。その広告代理店の大体候補というものは上がっているの

しょうか。

○議長（稲葉勝男君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大野 寛君） 今、決まっておりません。ただ、観光協会に委託した中でプロポーザルになるのか、その辺をまた検討はしていきたいというふうに思っております。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

○7番（清水清一君） 21ページ、車プリウスを1台買いたいという形でございます。これは公用車の代理なのか、あるいは公用車とは別に1台、職員の出張用に入れるのか、まずそれを。ただ出張用という形だったものですから、公用車も買いたいという話もありましたので、ただ出張用に入れるのかと。

それと、ふるさと納税いっぱい増えてきたと。形があって1件3,000円ぐらいずつ、あるいは5,000円ずつもらえるという話が収入のほうでありましたけれども、その関係は、なぜ、極端にこれだけ件数が増えたのか、その原因というか理由というか、そういうものを教えていただけたらと思います。その2点お願いします。

○議長（稲葉勝男君） 総務課長。

○総務課長（山本信三君） 私のほうからは庁用備品、自動車、これは庁用車でございますが、職員出張用ですね。大分、新しい車を出張にどんどん使っているものですから、距離数も伸びて大分がたがきていまして、1台だけ購入したいということでございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 企画調整課長。

○企画調整課長（谷 半時君） お答えいたします。

ふるさと納税の件なんですけれども、原因ということなんです、実際にはちょっとわかりにくいんですが、基本的には昨年ベースですと、一応20年度からこの事業始まっているんですが、大体21年度は10件、それ以外が多くても14件ぐらいだったんですね、年度ごとに。それが昨年の年末ぐらいから急激に伸びてきていまして、一応1度6月補正もさせていただいたんですが、止まりません。4月から8月いっぱいまでで、この5カ月間でもってちょうど100件になりました。今年度に入りまして100件に今なっております。金額的には今現在ですと81万5,000円ほどなんです、人によりまして5,000円あるいは1万円あるいはそれ以上の金額の方もありますけれども、通常ですと年末にこれは多いんです。つまり、ふるさと納税なものですから、確定申告ができますので年末に多いんですが、こうした4月5月でも多いという状態でございます。

原因につきましては、寄附の申込書の欄に、なぜ、寄附をしようと思いましたかということに記載していただく欄がございます。そこで把握するしかないんですが、皆さん南伊豆町が好きだからとか、少しでもお役に立ちたいだとかという表現、中には記念品が素晴らしいという表現の方もありました。ということで、実際にはわかりかねますが、やはり何らかの今ネット社会ということで、その辺から広がりがあるのかなというふうには推測はしておりますけれども、実際にはどうなのかというのはちょっとわからないという状態ですが、非常にふえているということで、金額的には多くない方もおりますけれども、南伊豆町のPRになっていただければなというところも考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

○7番（清水清一君） ふるさと納税が増える分にはいいわけで、何でこんなに増えたんだろうと思って私も不思議だったんですが、企画のやり方がうまくやったものですから、全国からの注目があってよかったなと思います。

もう一つ聞きたいことがありますして、33ページ、旅費ですね。2名で行かれるという形で話がありました。何泊何日で行くのか知りませんが、1人17万かけていくという形だと思うんですが、これの内容等すみませんが、トップセールスを行うという話ですが、内容等お願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大野 寛君） 今回、トップセールスを計画いたしまして、日時につきましては10月3日から6日までの期間で実施したいというふうに思っております。今回、トップセールスするエージェントでございますけれども、3月5日の日にこちらに来ていただいたエージェント15社を中心に回ってきたいと思っております。これにつきましては、静岡県の台湾事務所とも今、連絡を取り合いますして、行く場所につきまして選定をしているところでございます。

この17万円の金額でございますけれども、これは私と担当係長2名分でございます。一応この旅費につきましては、県のほうの補助金を全額いただいて行くということでもあります。それもつけ加えさせて説明をさせていただきます。

以上です。

失礼いたしました。私と担当係長の分はもともと旅費としてございましたので、その中で今回、町長と議長の分の2名分でございます。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決いたします。

議第48号 平成25年度南伊豆町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第48号議案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第49号 平成25年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議第49号の提案理由を申し上げます。

本議案は、本算定実施による国民健康保険税の調整並びに医療費の動向を勘案した保険給付費の調整等が主な内容となっております。

歳入につきましては、国民健康保険税を956万4,000円減額し、国庫支出金を2,544万3,000円、療養給付費交付金を1,054万円、前期高齢者交付金を1,067万7,000円、県支出金を408万2,000円、繰越金を6,802万5,000円、諸収入を1万3,000円増額するものです。

また、歳出につきましては、保険給付費を8,820万円、保健事業費を2万4,000円、諸支出金を2,289万7,000円増額し、後期高齢者支援金等を139万1,000円、前期高齢者納付金等を4万6,000円、介護納付金を46万8,000円減額するもので、歳入歳出の予算の総額にそれぞれ1億921万6,000円を増額し、歳入歳出予算額の総額を16億8,333万6,000円とするものです。

なお、詳細につきましては、健康福祉課長から説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（黒田三千弥君） 第49号の内容説明を申し上げます。

歳出のほうから主なものをご説明申し上げます。

14ページ、15ページをご覧いただきたいと思います。

2款1項1目一般被保険者療養給付費でございますが、6,000万円を増額し、8億7,600万円としたいものでございます。内容は、19節負担金、補助及び交付金の一般被保険者療養給付費につきまして、直近の給付実績に基づき年間の給付費を推計し、6,000万円の増額をお願いするものでございます。

次に、3目一般被保険者療養費は170万円を増額し、840万円としたいもので、内容は同じく19節負担金、補助及び交付金の一般被保険者療養費につきまして、直近実績で年間給付費を推計し、増額をお願いするものでございます。

次に、2項の高額療養費でございますが、1目一般被保険者高額療養費について2,600万円を増額し、1億4,400万としたいものでございます。これも同じく給付実績に基づき年間推計をいたしまして、増額をお願いするものでございます。

続きまして、16ページ、17ページをお開きください。

3款1項1目でございます。後期高齢者支援金でございますが、社会保険診療報酬支払基金への概算納付額が確定されましたので、139万3,000円を減額し、1億9,015万1,000円としたいものでございます。

次に、飛びまして、24ページ、25ページをお開きください。

11款1項3目償還金であります。23節償還金利子及び割引料の療養給付費等負担金償還金を1,788万3,000円、療養給付費交付金償還金を501万4,000円それぞれ増額するものでございます。これは前年度、24年度における超過受け入れ金額を返還するものであります。

続きまして、歳入の説明をいたします。

10ページ、11ページをお開きください。

1款1項国民健康保険税であります。1目一般被保険者国民健康保険税を516万7,000円増額、2目の退職被保険者等国民健康保険税を1,473万1,000円減額したいものであります。内訳でございますが、一般・退職ともに7月に実施いたしました本算定により額の調整を図るもので、一般分の1節医療給付分現年課税分から退職分の3節介護納付分現年課税分まで、それぞれ記載の金額を増額もしくは減額するものでございます。

3款1項1目療養給付費等負担金でございますが、2,445万9,000円を増額し、2億8,490万としたいものであります。内容につきましては、1節現年度分の増額でありまして、内容は説明欄に記載のとおりでございます。

2項1目調整交付金でございますが、98万4,000円を増額し、8,234万2,000円としたいもので、普通調整交付金の増額であります。

4款1項1目療養給付費交付金であります。1,054万円を増額し、1億4,803万2,000円としたいもので、退職被保険者等療養給付費交付金でございます。

5款1項1目前期高齢者交付金ですが、1,067万7,000円を増額し、3億5,016万8,000円としたいものであり、1節現年度分であります。

6款の県支出金ですが、2款1項財政調整交付金を408万2,000円を増額し、8,072万4,000円としたいものでございます。1節、これは普通調整交付金であります。

12ページ、13ページになります。

11款繰越金でございますが、1目1節療養給付費交付金繰越金の前年度療養給付費交付金繰越金を501万4,000円、2目1節その他繰越金は前年度その他繰越金6,301万1,000円をそれぞれ増額するものでございます。

8ページ、9ページにお戻りください。

歳出合計でございますが、補正前の額15億7,412万円、補正額1億921万6,000円、計16億8,333万6,000円、補正額の財源内訳でございますが、特定財源の国県支出金を2,952万5,000円、その他2,121万7,000円、一般財源5,847万4,000円となっております。

以上で内容説明終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決いたします。

議第49号 平成25年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第49号議案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第50号 平成25年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 梅本和熙君登壇]

○町長（梅本和熙君） 議第50号の提案理由を申し上げます。

本議案は、平成24年度保険給費の確定に伴う国県返還金等の歳入歳出調整が主な内容とな



っております。

歳入につきましては、介護保険料を20万2,000円、繰入金を24万4,000円、繰越金を394万5,000円、諸収入を1万5,000円増額するものです。

また、歳出につきましては、総務費を24万4,000円、地域支援事業費を21万7,000円、諸支出金を394万5,000円増額し、歳入歳出予算の総額にそれぞれ440万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を9億8,383万円とするものです。

なお、詳細につきましては、健康福祉課長から説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（黒田三千弥君） それでは、議第50号の内容説明を申し上げます。

歳出から主なものをご説明申し上げます。

12ページ、13ページをお開きください。

1款1項1目700事業、介護保険総務事務でございますが、19万9,000円を増額し、392万1,000円としたいものでございます。内容につきましては、9節旅費でございます。この旅費は、杉並区の特別養護老人ホームの整備計画ございまして、東京都で打ち合わせ、静岡での打ち合わせがちょっとかさむものですから、これの補正が主でございます。

続きまして、14ページ、15ページをお開きください。

5款1項1目737事業、介護予防元気アップ高齢者施策事業ですが、16万7,000円を増額し、367万4,000円としたいものでございます。内容につきましては、訪問型介護予防事業、訪問リハビリテーションの事業拡大による臨時の理学療法士の賃金を増額させていただくものでございます。

次に、16、17ページをお開きください。

7款2項1目724事業でございます。償還金事務であります。23節償還金、利子及び割引料の国県負担金等返還金を平成24年度の実績により、いただき過ぎた分を返還する必要が生じたため、394万5,000円を増額をお願いするものでございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

10ページ、11ページをお開きください。

1款1項1目第1号被保険者の介護保険料であります。20万2,000円を増額し、1億

6,770万9,000円とするもので、年間収入見込み額に基づく増額補正であります。

次に、9款1項4目その他一般会計繰入金であります。24万4,000円増額し、1,537万3,000円としたいもので、これは事務費等の繰り入れでございます。先程の出張等の絡みのものでございます。

続きまして、10款1項1目繰越金であります。394万5,000円を増額し、494万5,000円としたいもので、これは前年度繰越金でございます。返還金に充てるものでございます。

8ページに戻ってください。8ページ、9ページです。失礼しました。

歳出合計でございます。補正前の額9億7,942万4,000円、補正額440万6,000円、計9億8,383万円、補正額の財源内訳は特定財源1万5,000円、一般財源439万1,000円でございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決いたします。

議第50号 平成25年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第50号議案は原案のとおり可決されました。

それでは、ここで2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時10分

○議長（稲葉勝男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

---

◎議第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第51号 平成25年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議第51号の提案理由を申し上げます。

本議案は、本算定実施による後期高齢者医療保険料の調整並びに後期高齢者医療広域連合納付金の調整が内容となっております。

歳入では、後期高齢者医療保険料を44万6,000円、繰越金を107万1,000円、諸収入を74万円増額し、繰入金を8万9,000円減額するものです。

また、歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金を142万8,000円、諸支出金を74万円増額するもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ216万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を1億1,129万4,000円とするものです。

なお、詳細につきましては、健康福祉課長から説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（黒田三千弥君） それでは、議第51号の内容説明を申し上げます。

歳出からご説明申し上げます。

12ページ、13ページをお開きください。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、19節負担金、補助及び交付金の保険料負担金を144万4,000円増額、事務費負担金を1万6,000円減額、合計142万8,000円を概算交付額の確定により増額するものでございます。

14ページ、15ページをお開きください。お願いいたします。

3款2項1目一般会計繰出金であります。74万円の増額補正をお願いするものでございます。この件につきましては歳入との調整でございますので、歳入で説明いたします。

続きまして、歳入の説明をいたします。

10ページ、11ページをお開きください。

1款1項1目後期高齢者医療保険料を44万6,000円増額するもので、内容は本算定の実施により1節の現年分保険料の特別徴収保険料を291万8,000円減額し、普通徴収保険料を336万4,000円増額するものでございます。

4款1項1目事務費繰入金でございますが、広域連合からの本年度の事務費繰入金が増額したため、8万9,000円を減額するものでございます。

5款1項1目繰越金ですが、1節繰越金の前年度繰越金を107万1,000円増額するものであります。

6款4項1目雑入であります。前年度の事務費負担金精算額を74万円増額するものであります。これは先程説明いたしました歳出の一般会計繰出金に対応するものでございます。

8ページ、9ページにお戻りください。

歳出合計でございますが、補正前の額1億912万6,000円、補正額216万8,000円、計1億1,129万4,000円、補正額の財源内訳でございますが、一般財源216万8,000円でございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決いたします。

議第51号 平成25年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第51号議案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第52号 平成25年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議第52号の提案理由を申し上げます。

本案は、補正予算額37万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億1,187万1,000円とするものであります。

歳出の主なものは、人事異動に伴う職員手当、通勤手当等の確定に伴う更正増として、公共下水道建設事業に1万3,000円、下水道総務事務に10万3,000円を増額するほか、電算機器更新に伴う下水道管理システムセットアップ経費として、下水道施設管理事業に26万1,000円を計上するものであります。

また、これら歳出に対応する財源として、一般会計繰入金を37万7,000円増額するものがあります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決いたします。

議第52号 平成25年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第52号議案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第53号 平成25年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議第53号の提案理由を申し上げます。

本案は、子浦漁業集落排水施設の機能保全計画策定業務に係る国庫補助金制度の改正等に  
伴い、補正予算額300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,332万6,000円とするものであ  
ります。

この制度改正に伴い、歳入では、農村漁村地域整備交付金及び漁業集落環境整備補助金に  
代わる新たな補助金として、静岡県漁業基盤整備事業費補助金700万円を計上し、合わせて  
一般会計繰入金90万円を増額するものであります。

また、歳出では、同機能保全計画策定施設を、処理場施設に加え、区域内全管路まで拡大  
することとし、同補助対象事業費を300万円増額するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議あ  
りませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決いたします。

議第53号 平成25年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、原  
案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第53号議案は原案のとおり可決されました。

---

◎議第54号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（稲葉勝男君） 議第54号 平成24年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議第54号の提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げるものであります。

平成24年度は、第5次南伊豆町総合計画及び過疎自立促進計画等と整合性を図りつつ、事業を推進するとともに、東日本大震災を教訓とした防災対策や経済対策などを引き続き実施いたしました。

平成24年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算額は、歳入総額は45億1,489万9,174円、歳出総額は42億1,525万9,743円で、歳入歳出差引額2億9,963万9,431円となり、翌年度に繰り越すべき財源1,755万2,300円を差し引いた実質収支額は、2億8,208万7,131円となりました。

これを平成23年度決算と比較いたしますと、歳入につきましては12億423万627円で21.1%の減、歳出につきましては11億4,227万3,078円で21.3%の減になりました。

減少の主な要因は、庁舎及び認定こども園建設事業の完成によるものでありますが、一方で、津波避難タワー設計業務委託、デジタル無線施設整備工事などをはじめとする防災施設管理事務、観光宣伝委託料等については、大幅な増額決算となりました。

また、財政健全化の推進、将来予想される財政負担に備え、財政調整基金及び公共施設整備基金にそれぞれ1億円を積み立てました。

なお、詳細につきましては、会計管理者から説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。



監査委員の決算審査意見書の報告を求めます。

〔代表監査委員 高橋正明君登壇〕

○代表監査委員（高橋正明君） 監査委員の高橋でございます。

監査報告を申し上げます。

1 ページをお開きいただきたいと思います。平成24年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算審査意見書。

第1 審査の概要。

1 審査の対象。

平成24年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算。

2 審査期間。

平成25年7月17日から平成25年8月19日。

3 審査の方法等。

- (1) 南伊豆町一般会計歳入歳出決算書。
- (2) 南伊豆町一般会計歳入歳出決算事項別明細書。
- (3) 財産に関する調書。
- (4) 主要施策の成果を説明する書類。
- (5) その他説明のため提出された関係書類。

以上の書類をもとに、関係法令に準拠して調製されているか、さらに予算が適正かつ効率的に執行されたか審査を実施した。

第2 審査の結果。

平成24年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算について、地方自治法、その他関係法令の規定に基づき審査した結果、決算諸表は適法かつ正確に作成され、その収支は適切に処理されているものと認められた。

なお、同決算に関する所見は次のとおりである。

1 一般会計決算及び財政状況。

- (1) 一般会計決算収支及び概況、別表1と合わせてご覧ください。

歳入については、45億1,489万9,000円で前年度比12億423万1,000円、21.1%の減少であった。

歳出についても、42億1,526万円で前年度比11億4,227万3,000円、21.3%の減少となった。

また、実質収支は2億8,208万7,000円で、実質単年度収支は2,451万2,000円となり、黒字

となった。

## (2) 歳入決算状況。

一般会計の款別決算額は別表2のとおりである。別表2を合わせてご覧いただきたいと  
思います。総額は45億1,489万9,000円と対前年比12億423万1,000円の減少となった。減少の  
大きいものは、繰入金2億86万9,000円、繰越金6億8,728万2,000円の減少である。

### ①町税。

町税全体の決算額は9億6,614万8,000円で、前年度と比較すると5,776万3,000円減少した。  
増加したものは、町民税289万4,000円である。

減少したものは、固定資産税マイナス5,221万7,000円、町たばこ税マイナス351万4,000円、  
入湯税マイナス506万円である。

町税の収納状況は別表3のとおりである。別表3を合わせてご覧ください。

町税全体の収納率は89.23%で、前年度89.17%及び0.06ポイント上がっている。

### ②町税を除くその他の収入。

別表2により前年度と比較してみると、科目別で増加している主なものは、自動車取得税  
交付金510万2,000円、分担金及び負担金533万6,000円、諸収入907万7,000円等である。

減少している主なものは、地方交付税マイナス8,924万7,000円、繰入金マイナス2億86万  
9,000円、繰越金マイナス6億8,728万2,000円、町債マイナス7,790万円等である。

## (3) 歳出決算状況。

一般会計歳出の款別決算額は別表4のとおりである。合わせてご覧をいただきたいと思  
います。

予算現額44億2,982万3,000円に対し支出済額42億1,526万円で、執行率は95.16%であった。

決算額を前年度と比較してみると、平成24年度は11億4,227万3,000円の減少となった。増  
加した主なものは、土木費4,554万1,000円、災害復旧費934万9,000円である。

減少した主なものは、総務費マイナス6億8,497万1,000円、民生費マイナス3億4,865万  
7,000円、衛生費マイナス4,328万3,000円、商工費マイナス3,701万9,000円である。

## (4) 財政構造。

財政構造については、地方財政状況調査表に従って分析的に考察すれば、概ね次のとおり  
である。

### ①歳入の構成。

自主財源と依存財源を区別し、年度別に比較すると次表のとおりである。

自主財源と依存財源の構成割合は33.4対66.6となっており、自主財源の占める構成比率は、前年度と比較すると10.1%減少している。

経常的収入と臨時的収入。

経常的収入と臨時的収入の構成割合は75.9対24.1となっており、前年度と比較すると経常的収入が12.3ポイント増加している。

②歳出の構成。

歳出決算額を性質別に区分し、前年度と比較すると次表のとおりである。

義務的経費16億8,380万1,000円は前年度と比べマイナス2,474万3,000円で、1.45ポイントの減少となった。

歳出総額に占める割合は40%で、前年度より8.1ポイント増加している。

投資的経費3億8,271万5,000円は前年度に比べマイナス10億6,656万8,000円で、73.59ポイントの減少となっている。

その他の経費21億4,874万4,000円は前年度と比べマイナス5,096万2,000円で、2.32ポイントの減少となっており、これらの経費に充当された経常経費充当一般財源26億3,748万9,000円は、前年度に比べプラス2,318万8,000円で0.89ポイントの増加となった。

(5) 財政構造の弾力性（財政分析指標の状況）。

健全な財政運営の要件は収支の均衡を保持しながら、経済先導や町民の要望に対応し得る弾力性を持つものでなければならない。当町の財政力の動向、財政構造の弾力性を判断する主要財務比率の年度別推移は次表のとおりである。

表をご覧くださいながら、財政分析指標の状況。

財政力指数。

自治体が標準的な行政活動を行うのに最低限必要な自前の収入（町税等）の割合である。

「1」を超えるほど財政力が強く、財源に余裕がある。

当町の財政力指数は平成24年度0.32で前年度より0.01ポイント上がっている。ちなみに、平成23年度県平均が0.79、郡平均が0.42です。

指数はわずかながらに上昇したが、今後も税収を上げ、少しでも自主財源を増やす努力が必要である。

実質収支比率。

財政運営の健全性を判断するために用いられるもので、決算剰余または欠損の状況を財政規模との比較であらわしたもので、概ね3%から5%程度が望ましいと考えられている。

当町の実質収支比率は平成24年度9%で前年度より1.8ポイント下がり少し改善された。ちなみに、これも平成23年度県平均が6.8%、郡平均が7.2%となっています。

経常収支比率。

財政構造の弾力性（経常一般財源に余裕があるか）を判断するために用いられる指標で、町村にあっては75%を超えると財政構造の弾力性を失いつつあると言われている。目安として70%から80%が適正、90%以上が硬直化しているとされる。

当町の経常収支比率は、平成24年度83.5%と前年度より3.9ポイント上がった。平成23年度県平均が83.8%、郡平均が82.5%となっています。

基金残高比率。

全ての基金残高の合計が標準財政規模に占める割合で、高いほど財政が安定している。

当町の基金残高比率は平成24年度45.3%で前年度よりも8.4ポイント上がったが、郡平均よりは低い。平成23年度県平均が27.3%、郡平均が49.15%となっています。

公債費負担比率。

一般財源総額に占める公債費充当一般財源の割合によって公債費の財政負担の状況を把握しようとするものである。

当町の公債費負担比率は、平成24年度12.9%で前年度より2ポイント上がり少し悪化した。平成23年度の県平均が13.8%、郡平均が12.7%となっています。

（6）町債の状況。

町債は、平成20年度末49億3,846万3,000円、平成21年度末47億2,033万6,000円、平成22年度末44億4,453万3,000円、平成23年度末43億5,214万2,000円、平成24年度末42億511万4,000円で年々減少している。

第3 財産の概要。

1 公有財産の状況については記載のとおりでございます。

2 物品の状況。

取得価格50万円以上の物品は、平成24年度末現在355点であった。

3 基金の状況。

基金の状況は別表5のとおりである。合わせてご覧をいただきたいと思っております。

平成24年度末で基金の残高は14億2,892万2,000円である。

24年度は財政基盤の安定化等を図るため、財政調整基金として1億円、南伊豆町公共施設整備基金条例に基づく公共施設整備基金として1億円をそれぞれ積み立てした。

#### 4 資金事情。

過去には年度末になると一時的に資金不足となり、基金からの一時借り入れ等をし、やり繰りしてきたが、平成24年度もその必要がなかった。

また、歳計現金の運用等により、5万602円の利息収入があった。

#### 第4 審査意見。

##### 1 一般会計決算収支について。

形式的収支は2億9,963万9,000円、翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は2億8,208万7,000円となった。

なお、実質収支から前年度実質収支額を控除した単年度収支額はマイナス7,548万8,000円であるが、財政調整基金への積み増し1億円があるので、実質単年度収支は2,451万2,000円の黒字となった。

今後も極力財政の安定を図るため、基金への積み増しができるよう努力されたい。

##### 2 一般会計歳入について。

歳入決算額は大幅に減少（前年度と比較すると12億421万3,000円の減）している。主な原因は、認定こども園に伴う繰入金及び役場庁舎建設に伴う繰越金がなくなったことによる。

経常的収入である町税は5,776万3,000円の減少で、その主なものは、固定資産税マイナス5,221万7,000円、たばこ税マイナス351万4,000円、入湯税マイナス506万円である。

また、その他各種交付金等もほとんど減少している。

町税全体の収納率は89.23%、前年度とほぼ同数値であるが、ほとんどの市町が90%を超えており、収納率の向上は重要な課題と言え、今後とも努力が必要である。（当町は平成23年度県内35市町中26位の収納率）

なお、今後も自主財源の確保には引き続き努力されたい。

##### 3 一般会計歳出について。

前年度決算額との対比では、平成24年度は11億4,227万3,000円の減少となった。

減少した主な原因は、総務費の庁舎建設、民生費の認定こども園建設の完成に伴うものである。

さらに、性質別に前年度と対比してみると別表6のとおりである。

人件費は年々減少傾向にあったが、平成24年度は増加に転じている。

#### 4 財政分析。

財政力指数は0.32と相変わらず低い。県平均、郡平均と比較してもかなり下回っているた

め、安定的な町政運営をするには自主財源の確保が重要課題である。

経常収支比率は再び80%を上回る83.5%となったが、これは経常一般財源の減によるものである。

基金残高比率は、計画的な積み増しにより、再び40%台に回復し、45.3%となった。

全体的には、概ね良好である。

#### 5 公有財産について。

新築移転等により不要となった施設については、解体工事も順調に進められているため、今後は有効活用について町有施設跡地利用検討委員会等で検討されたい。

#### 6 町債について。

年々減少してきており、一般会計残高は42億511万4,000円となった。大型事業も一区切りつき、当面は「借入額は償還額以内」を原則に進めれば健全財政が確保できる。

しかしながら、特別会計の残高27億9,865万5,000円あり、合わせると70億1,376万9,000円となり、住民1人当たり借入額は賀茂郡の他町と比較しても高い。

#### 7 基金について。

平成24年度も公共施設整備基金が1億円積み立てられた。

今後も計画的に積み増しをし、将来の公共施設の整備のために活用されたい。また、財政基盤の安定化を図る財政調整基金は1億円の積み立てがなされ、残高は10億7,171万9,000円となった。

#### 第5 むすびに。

アベノミクス効果、日銀による景気判断の引き上げ等、大企業を中心に景気もやや回復の兆しが見えてきたとは言え、地方においてはその実感はなく、回復にはほど遠い状況である。

本町においては、職員の減少による人件費の抑制、事務事業の見直し、その他経費の削減に務めたことにより、その成果は年々改善された数値となって財務指標にも表れている。

しかしながら、長引いた不況が雇用や個人所得に大きな影響をもたらし、今後も税収を初めとする財源確保に大きな影を落としていることは否めない。

そのような中で、今後も少子高齢化の影響と景気回復のおくれから、町税の伸び悩みや社会保障関係経費の著しい増加など、依然として厳しい状況は続くものと考える。

このことから、安定的で持続的な行政基盤の確立に向けて、一般会計はもとより、企業会計や特別会計も含めて、財源の安定的な確保とさらなる歳出の抑制を図ることが重要との認識に立ち、なお一層の努力が必要と考える。

平成25年8月19日、南伊豆町監査委員、高橋正明、南伊豆町監査委員、齋藤要。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 監査委員の決算審査意見書の報告を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（藤原富雄君） それでは、平成24年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

なお、今年度の決算から様式が縦様式になりまして、2ページを使って1科目の説明となっております。よろしくお願いいたします。

それでは、決算書の3ページ、4ページをお開きください。

歳入から説明いたします。

朗読して説明とさせていただきますが、款、項とも収入済額、不納欠損額、収入未済額の順で説明いたします。

それでは、まず第1款の町税でございますが、収入済額9億6,614万8,539円、不納欠損額535万3,076円、収入未済額1億1,126万3,060円となっております。

1項町民税2億9,693万8,964円、324万876円、2,471万2,856円。

2項固定資産税5億6,733万8,049円、203万6,000円、8,338万6,762円。

3項軽自動車税2,297万2,100円、7万6,200円、204万6,300円。

4項町たばこ税5,731万4,506円、不納欠損額、収入未済額ともゼロです。

5項特別土地保有税ゼロ、ゼロ、47万6,602円。

6項入湯税2,158万4,920円、ゼロ、64万540円。

2款地方譲与税6,118万1,083円、不納欠損額、収入未済額ともゼロです。

以下11款1項までと14款から19款1項までは収入済額の欄のみの説明とさせていただきます。

1項地方揮発油譲与税1,819万5,083円、2項自動車重量譲与税4,298万6,000円。

3款1項利子割交付金206万5,000円。

4款1項配当割交付金159万4,000円。

5款1項株式等譲渡所得割交付金42万7,000円。

6款1項地方消費税交付金8,844万5,000円。

7款1項ゴルフ場利用税交付金1,039万4,720円。

8款1項自動車取得税交付金2,398万3,000円。

9款1項地方特例交付金229万2,000円。

10款1項地方交付税20億6,756万2,000円。

11款1項交通安全対策特別交付金89万3,000円。

12款分担金及び負担金5,362万2,323円、不納欠損額ゼロ、収入未済額117万4,600円。1項分担金129万2,555円、不納欠損額、収入未済額ともゼロです。

次のページに移りまして、2項負担金5,232万9,768円、不納欠損額ゼロ、収入未済額117万4,600円。これは保育料5人の未納でございます。

13款使用料及び手数料4,354万1,946円、不納欠損額1万9,000円、収入未済額106万6,650円。1項使用料1,956万5,456円、不納欠損額1万9,000円、収入未済額106万6,650円。これは道路、河川の占用料及び町営住宅使用料の未納でございます。2項手数料2,397万6,490円、不納欠損額、収入未済額ともゼロです。

14款国庫支出金2億517万574円、1項国庫負担金1億5,614万4,993円、2項国庫補助金4,879万6,417円、3項委託金22万9,164円。

15款県支出金2億5,908万5,826円、1項県負担金1億1,303万7,501円、2項県補助金1億1,847万8,882円、3項委託金2,756万9,443円。

16款財産収入560万2,414円、1項財産運用収入473万2,879円、2項財産売払収入86万9,535円。

17款1項寄附金160万円。

18款繰入金278万4,840円、1項特別会計繰入金261万6,780円、2項基金繰入金16万8,060円。

19款1項繰越金3億6,159万6,980円。

20款諸収入7,440万8,929円、不納欠損額ゼロ、収入未済額330万9,864円。1項延滞金、加算金及び過料94万808円、2項町預金利子5万602円、3項貸付金元利収入、収入済額ゼロ、不納欠損額ゼロ、収入未済額330万9,864円。これは災害援護資金の未収金でございます。

4項雑入7,341万7,519円、収入済額の主なものとしましては、36ページに記載されておりますけれども、在宅高齢者等食事サービス事業利用者負担金485万1,500円、市町村振興宝くじ交付金439万1,639円、介護予防サービス計画費収入309万7,240円、自治総合センター助成金590万円、後期高齢者健診委託金304万5,307円と後期高齢者療養給付費負担金精算金2,457万5,763円などがございます。



21款 1 項町債 2 億8,250万円。

収入合計は、予算現額44億2,982万3,250円、調定額46億3,708万5,424円、収入済額45億1,489万9,174円、不納欠損額537万2,076円、収入未済額 1 億1,681万4,174円、予算現額と収入済額との比較は8,507万5,924円のプラスでございます。

それでは、引き続き歳出についてご説明申し上げます。

7 ページ、8 ページをご覧ください。

歳出につきましては、支出済額及び翌年度繰越額の欄を説明いたしますが、6 款商工費までは翌年度繰越額がありませんので、支出済額欄のみ説明いたします。

まず、1 款 1 項議会費6,563万6,583円。

2 款総務費 8 億1,336万6,338円、1 項総務管理費 7 億1,962万1,591円、2 項徴税费5,033万6,578円、3 項戸籍住民基本台帳費2,208万803円、4 項選挙費1,265万5,242円、5 項統計調査費789万4,721円、6 項監査委員費77万7,403円。

3 款民生費10億7,373万1,515円、1 項社会福祉費 5 億7,364万3,494円、2 項児童福祉費 3 億6,012万3,313円、3 項災害救助費2,080円、4 項介護保険費 1 億3,996万2,628円。

4 款衛生費 4 億7,754万8,292円、1 項保健衛生費 1 億6,029万4,309円、2 項清掃費 2 億7,900万4,699円、3 項上水道費3,824万9,284円。

5 款農林水産業費 1 億6,104万3,390円、1 項農業費6,809万3,708円、2 項林業費2,506万2,925円、3 項水産業費6,788万6,757円。

6 款 1 項商工費 1 億5,043万4,662円。

7 款土木費、支出済額 3 億7,300万1,860円、翌年度繰越額2,100万円、1 項土木管理費 5,210万8,998円、ゼロ、2 項道路橋梁費 1 億2,505万5,559円、1,750万円、3 項河川費2,756万943円、350万円、4 項港湾費807万1,750円、ゼロ、5 項都市計画費 1 億5,514万7,464円、ゼロ。

次のページをお願いいたします。

6 項住宅費505万7,146円、ゼロ。

8 款 1 項消防費 2 億8,670万3,699円、1,390万円。

次の 9 款教育費から11款公債費までは支出済額のための説明とさせていただきます。

9 款教育費 2 億9,815万9,435円、1 項教育総務費6,555万8,895円、2 項小学校費 1 億2,237万1,404円、3 項中学校費5,803万1,386円、4 項幼稚園費ゼロ、5 項社会教育費4,601万7,321円、6 項保健体育費618万429円。

10款災害復旧費1,473万9,325円、1項農林水産業施設災害復旧費63万5,250円、2項公共土木施設災害復旧費1,410万4,075円、11款1項公債費5億89万4,644円。

12款1項予備費について支出額はございませんでした。

歳出合計は、予算現額44億2,982万3,250円、支出済額42億1,525万9,743円、翌年度繰越額3,490万円、不用額1億7,966万3,507円、予算現額と支出済額との比較は2億1,456万3,507円で行われました。歳入歳出差引残額2億9,963万9,431円は、平成25年度へ繰り越しました。このうち1,755万2,300円は繰越明許費の財源となっており、実質収支額は2億8,208万7,131円で行われます。

決算の詳細につきましては、次ページ以降の事項別明細書145ページの実質収支に関する調書及び146ページから151ページの財産に関する調書並びに別冊の決算の附属資料でございます。主要施策の成果説明書をご覧になっていただきたいと思います。

以上、雑駁ではございますが、一般会計の決算内容の説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（稲葉勝男君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（稲葉勝男君） 異議なしと認めます。

よって、議第54号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

---

#### ◎議第55号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（稲葉勝男君） 議第55号 平成24年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認

定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議第55号の提案理由を申し上げます。

本議案につきましても、全号議案同様に地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げるものです。

平成24年度の決算額は、歳入決算額16億1,772万9,227円、歳出決算額15億1,970万4,067円、差引残高9,802万5,160円となりました。

なお、詳細につきましては、会計管理者から説明をさせますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

監査委員の決算審査意見書の報告については、お手元に配付した決算審査意見書をもってかえさせていただきます。

この後の各特別会計の決算審査意見書の報告も同様とするので、ご承知願います。

内容説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（藤原富雄君） それでは、152ページ、153ページをお開きください。

平成24年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきましてご説明申し上げます。先程の一般会計と同様に朗読説明させていただきます。

1 款 1 項国民健康保険税、収入済額 3 億596万3,577円、不納欠損額663万1,600円、収入未済額9,730万5,560円。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、収入済額16万6,300円。以下、収入済額のみ説明になります。

3 款国庫支出金 4 億454万7,919円、1 項国庫負担金 3 億139万4,369円、2 項国庫補助金 1 億315万3,550円。

4 款 1 項療養給費交付金 1 億2,771万8,000円。

5 款 1 項前期高齢者交付金 2 億7,071万2,027円。

6 款県支出金9,676万1,684円、1 項県負担金849万6,696円、2 項県補助金8,826万4,988円。

7 款連合会支出金はありませんでした。

8 款 1 項共同事業交付金 2 億477万7,803円。

9 款財産収入、1 項財産運用収入 1 万939円。

10款繰入金 1 億3,091万5,773円。1 項他会計繰入金 1 億1,091万5,773円、2 項基金繰入金 2,000万円。

11款 1 項繰越金7,481万6,486円。

12款諸収入133万8,719円、1 項延滞金及び過料79万800円、2 項預金利子ゼロ、3 項雑入 54万7,919円。これの主なもの、一般被保険者第三者納付金51万632円でございます。

歳入合計、予算現額15億9,634万円、調定額17億2,166万6,387円、収入済額16億1,772万 9,227円、不納欠損額663万1,600円、収入未済額9,730万5,560円、予算現額と収入済額との 比較2,138万9,227円となっております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

154ページ、155ページをご覧ください。

翌年度繰越額がありませんでしたので、支出済額のみの説明となります。

1 款総務費464万7,550円、1 項総務管理費444万7,977円、2 項徴税費 6 万3,539円、3 項 運営協議会費13万6,034円。

2 款保険給付費10億4,886万7,897円、1 項療養諸費 9 億824万364円、2 項高額療養費 1 億 3,744万6,903円、3 項移送費ゼロ、4 項出産育児諸費168万630円、5 項葬祭費150万円。

3 款 1 項後期高齢者支援金等 1 億8,247万7,962円。

4 款 1 項前期高齢者納付金等18万8,192円。

5 款 1 項老人保健拠出金9,622円。

6 款 1 項介護納付金8,715万7,829円。

7 款 1 項共同事業拠出金 1 億6,819万2,465円。

8 款保健事業費1,173万2,279円、1 項特定保健診審査等事業費757万313円、2 項保健事業 費416万1,966円。

9 款 1 項基金積立金 1 万939円。

10款 1 項公債費ゼロ。

11款諸支出金1,641万9,332円、1 項償還金及び還付加算金1,641万9,332円、2 項延滞金は ありませんでした。

次のページに入りまして、12款 1 項予備費ゼロ。

歳出合計、予算現額15億9,634万円、支出済額15億1,970万4,067円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較は、ともに7,663万5,933円となっております。歳入歳出差引残額9,802万5,160円は、平成25年度へ繰り越いたしました。

なお、詳細につきましては、次のページからの事項別明細書、181ページの財産に関する調書及び別冊の決算の附属資料でございます主要施策の成果説明書をご覧いただきたいと思います。

以上で国民健康保険特別会計の内容説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議なしと認めます。

よって、議第55号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

ここで3時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時13分

再開 午後 3時20分

○議長（稲葉勝男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎議第56号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（稲葉勝男君） 議第56号 平成24年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議第56号の提案理由を申し上げます。

本議案につきましても、前号議案同様に地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げるものであります。

平成24年度の決算額は、歳入決算額10億578万3,768円、歳出決算額9億9,130万7,553円、差引残高1,447万6,215円となりました。

なお、詳細につきましては、会計管理者から説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（藤原富雄君） それでは、決算書の182ページと183ページをお開きください。

平成24年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算につきましてご説明申し上げます。

1款保険料、1項介護保険料、収入済額1億5,650万8,100円、不納欠損額129万3,400円、収入未済額396万300円。

3款1項手数料、収入済額5万500円。以下、収入済額のみ説明とさせていただきます。

4款国庫支出金2億5,135万7,083円、1項国庫負担金1億6,947万2,591円、2項国庫補助金8,188万4,492円。

5款1項支払基金交付金2億8,328万6,683円。

6款県支出金1億5,653万8,179円、1項県負担金1億4,314万575円、2項県補助金1,339万7,604円。

7款財産収入、8款寄附金は、ともにゼロです。

9款繰入金1億5,388万1,168円、1項一般会計繰入金1億3,785万9,168円、2項基金繰入金1,602万2,000円。

10款1項繰越金341万155円。

11款諸収入75万1,900円、1項延滞金、加算金及び過料5,900円、2項預金利子ゼロ、3項雑入74万6,000円。

歳入合計、予算現額10億478万1,000円、調定額10億1,103万7,468円、収入済額10億578万3,768円、不納欠損額129万3,400円、収入未済額396万300円、予算現額と収入済額との比較100万2,768円となっております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

翌年度繰越額がありませんので、支出済額のみ説明とさせていただきます。

1款総務費1,012万8,583円、1項総務管理費334万2,396円、2項徴収費ゼロ、3項介護認定審査会費678万6,187円。

2款保険給付費9億4,891万6,487円、1項介護サービス等諸費8億5,929万3,233円、2項介護予防サービス等諸費2,451万4,831円、3項その他諸費72万8,800円、4項高額介護サービス等費1,589万3,138円、5項特定入所者介護サービス等費4,848万6,485円。

3款財政安定化基金拠出金及び4款公債費、ともに支出はございませんでした。

5款地域支援事業費3,077万4,061円、1項介護予防事業費890万1,682円、2項包括的支援事業（任意事業）費2,187万2,379円。

6款1項基金積立金、支出はありませんでした。

7款諸支出金148万8,422円は、2項償還金及び還付加算金の支出のみでございます。

8款1項予備費、支出はありませんでした。

歳出合計、予算現額10億478万1,000円、支出済額9億9,130万7,553円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較は、ともに1,347万3,447円となっております。歳入歳出差引残額1,447万6,215円は、平成25年度へ繰り越いたしました。

詳細につきましては、186ページからの事項別明細書、209ページの財産に関する調書及び別冊の決算の附属資料でございます主要施策の成果説明書をご覧いただきたいと思っております。

以上で介護保険特別会計の内容説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思っておりますが、ご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議なしと認めます。

よって、議第56号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

---

#### ◎議第57号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（稲葉勝男君） 議第57号 平成24年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議第57号の提案理由を申し上げます。

本議案につきましても、前号議案同様に地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げるものです。

平成24年度の決算額は、歳入決算額1億730万6,220円、歳出決算額は1億623万3,820円、差引残高107万2,400円となりました。

なお、詳細につきましては、会計管理者から説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（藤原富雄君） それでは、210ページ、211ページをお開きください。

平成24年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。歳入から説明いたします。



1 款 1 項後期高齢者医療保険料、収入済額6,688万4,100円、不納欠損額12万1,800円、収入未済額41万9,100円。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料 2 万200円。

3 款 1 項寄附金ゼロ。

4 款繰入金、1 項一般会計繰入金3,793万2,201円。

5 款 1 項繰越金87万600円。

6 款諸収入159万9,119円の主なものは、2 項償還金及び還付加算金28万8,800円、4 項雑入127万7,019円です。

歳入合計、予算現額 1 億911万6,000円、調定額 1 億784万7,120円、収入済額 1 億730万6,220円、不納欠損額12万1,800円、収入未済額41万9,100円、予算現額と収入済額との比較マイナス180万9,780円となっております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

1 款総務費、支出済額220万1,043円、1 項総務管理費135万948円、2 項徴収費85万95円。

2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金 1 億246万6,758円。

3 款諸支出金156万6,019円、1 項償還金及び還付加算金28万9,000円、2 項繰出金127万7,019円。

歳出合計、予算現額 1 億911万6,000円、支出済額 1 億623万3,820円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較は、それぞれ288万2,180円でありました。歳入歳出差引残額107万2,400円は、平成25年度へ繰り越しいたしました。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書及び別冊の決算の附属資料でございます主要施策の成果説明書をご覧くださいと思います。

以上で後期高齢者医療特別会計の内容説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議なしと認めます。

よって、議第57号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

---

#### ◎議第58号～議第60号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（稲葉勝男君） 議第58号 平成24年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議第59号 平成24年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について並びに議第60号 平成24年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議第58号、議第59号及び議第60号の提案理由を申し上げます。

本3議案は、全て財産区特別会計歳入歳出決算でありまして、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して、提案申し上げるものです。

議第58号 平成24年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額62万6,724円、歳出総額32万4,692円、差引残高30万2,032円となりました。

議第59号 平成24年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額45万6,487円、歳出総額34万5,000円、差引残高11万1,487円となりました。

議第60号 平成24年度南伊豆町三坂南崎財産区特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額906万1,215円、歳出総額876万6,193円、差引残額29万5,022円となりました。

なお、詳細につきましては、会計管理者から説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（藤原富雄君） それでは、223ページ、224ページをお開きください。

平成24年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算について、歳入からご説明申し上げます。

1 款財産収入、収入済額26万39円、1 項財産運用収入13万4,049円、2 項財産売払収入12万6,000円。

2 款1 項繰越金36万6,685円。

3 款諸収入、1 項預金利子ゼロでございました。

歳入合計、予算現額60万7,000円、調定額及び収入済額とも62万6,724円、不納欠損額及び収入未済額ともゼロ、予算現額と収入済額との比較は1万9,724円でありました。

次のページをお願いいたします。

歳出についてご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、支出済額32万4,692円。

歳出合計、予算現額60万7,000円、支出済額32万4,692円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較は、それぞれ28万2,308円でありました。歳入歳出差引残額30万2,032円は、平成25年度へ繰り越しいたしました。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書、232ページの財産に関する調書及び別冊の決算の附属資料でございます主要施策の成果説明書をご覧いただきたいと思っております。

以上で南上財産区特別会計の内容の説明を終了いたします。

引き続きまして、234ページ、235ページをお開きください。

平成24年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算についてご説明をいたします。

まず、歳入から説明いたします。

1 款1 項繰越金、収入済額は11万6,753円。

3 款財産収入、1 項財産運用収入33万9,734円。

歳入合計、予算現額45万6,000円、調定額及び収入済額とも45万6,487円、不納欠損額及び収入未済額ともゼロ、予算現額と収入済額との比較は487円となりました。

次のページの歳出でございますが、1 款総務費、1 項総務管理費34万5,000円。

歳出合計、予算現額45万6,000円、支出済額34万5,000円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び

予算現額と支出済額との比較はそれぞれ11万1,000円。歳入歳出差引残額11万1,487円は、平成25年度へ繰り越しいたしました。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書、243ページの財産に関する調書及び別冊の決算の附属資料でございます主要施策の成果説明書をご覧くださいと思います。

以上で南崎財産区の特別会計の内容説明を終了いたします。

引き続きまして、245ページ、246ページをお願いいたします。

平成24年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入から説明いたします。

1 款財産収入、1 項財産運用収入、収入済額は897万2,052円。

2 款繰入金、1 項基金繰入金ゼロ。

3 款 1 項繰越金 8 万9,163円。

4 款諸収入、1 項預金利子はございませんでした。

歳入合計、予算現額896万3,000円、調定額及び収入済額とも906万1,215円、不納欠損額及び収入未済額ともゼロ、予算現額と収入済額との比較は9万8,215円となりました。

次のページの歳出をお願いいたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、支出済額876万6,193円。

歳出合計、予算現額896万3,000円、支出済額876万6,193円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較はそれぞれ19万6,807円。歳入歳出差引残額29万5,022円は、平成25年度へ繰り越しいたしました。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書、254ページの財産に関する調書及び別冊の決算の附属資料でございます主要施策の成果説明書をご覧くださいと思います。

以上で三坂財産区の特別会計の内容説明を終了いたします。

これで3件の財産区特別会計の決算内容説明を終了いたしますが、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入りますが、質疑のある方は議番号を提示した上で質問をお願いしたいと思います。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案3件を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議なしと認めます。

よって、議第58号議案、議第59号議案並びに議第60号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

---

#### ◎議第61号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（稲葉勝男君） 議第61号 平成24年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議第61号の提案理由を申し上げます。

本案につきましても、前号議案同様に地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げるものです。

平成24年度の歳入歳出決算額は、歳入総額2,983万2,573円、歳出総額498円であります。

歳入歳出差引残高2,983万2,075円となり、全額公共用地先行取得事業に係る測量等負担金として支出するため、繰越金としたものです。

なお、詳細につきましては、会計管理者から説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（藤原富雄君） それでは、256ページ、257ページをお開きください。

平成24年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入から説明いたします。

1 款財産収入、1 項財産運用収入、収入済額498円。

3 款繰入金、1 項基金繰入金2,983万2,075円。

歳入合計、予算現額2,983万4,000円、調定額及び収入済額とも2,983万2,573円、不納欠損額及び収入未済額ともゼロ、予算現額と収入済額との比較はマイナス1,427円でありました。

次のページをお願いいたします。

歳出についてご説明いたします。

1 款 1 項公共用地取得費、支出済額ゼロ、翌年度繰越額2,983万2,075円。

2 款繰出金、1 項基金繰出金498円、ゼロ。

歳出合計、予算現額2,983万4,000円、支出済額498円、翌年度繰越額2,983万2,075円、不用額1,427円、予算現額と支出済額との比較2,983万3,502円。歳入歳出差引残額2,983万2,075円は、平成25年度へ繰り越しいたしました。全額事故繰越との財源となっており、実質収支額はゼロでございます。

この詳細につきましては、次ページからの事項別明細書及び別冊の決算の附属資料でございます主要施策の成果説明書をご覧くださいと思います。

以上で土地取得特別会計の内容説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議なしと認めます。

よって、議第61号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

---

◎議第62号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（稲葉勝男君） 議第62号 平成24年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議第62号の提案理由を申し上げます。

本案につきましても、前号議案同様に、地方自治法第233条第3項の規定に基づき議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して、提案を申し上げるものです。

平成24年度の歳入歳出決算額は、歳入総額で3億1,762万9,774円、歳出総額で3億1,722万9,774円であります。

歳入歳出差引残高40万円となり、全額公共下水道事業特別会計負担金として支出するため、繰越金としたものあります。

詳細につきましては、会計管理者から説明させますので、ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（藤原富雄君） それでは、265ページ、266ページをお開きください。

平成24年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入から説明いたします。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、収入済額915万9,000円、不納欠損額8万円。収入未済額347万8,808円。

2 款使用料及び手数料3,757万3,439円、不納欠損額3,150円、収入未済額53万8,835円で、主なものは1 項使用料3,755万8,139円であります。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金6,170万円。

5 款繰入金、1 項一般会計繰入金 1 億5,285万3,235円。

7 款諸収入 4 万4,100円、1 項預金利子ゼロ、2 項雑入 4 万4,100円。

8 款 1 項町債5,630万円。

歳入合計、予算現額 3 億3,257万1,000円、調定額 3 億2,173万567円、収入済額 3 億1,762万9,774円、不納欠損額 8 万3,150円、収入未済額401万7,643円、予算現額と収入済額との比較はマイナス1,494万1,226円でした。

次のページをお願いいたします。

歳出についてご説明いたします。

1 款下水道費、1 項下水道建設費、支出済額 1 億5,302万4,240円、翌年度繰越額620万円。

2 款業務費4,109万8,796円、1 項業務費1,404万1,534円、2 項施設管理費2,705万7,262円。

3 款 1 項公債費 1 億2,310万6,738円。

4 款 1 項予備費ゼロ。

歳出合計、予算現額 3 億3,257万1,000円、支出済額 3 億1,722万9,774円、翌年度繰越額 620万円、不用額914万1,226円、予算現額と支出済額との比較1,534万1,226円。歳入歳出差引残額40万円は平成25年度へ繰り越しいたしました。全額繰越明許費の財源となっており、実質収支額はゼロでございます。

この詳細につきましては、次のページからの事項別明細書、280ページの財産に関する調書及び別冊の決算の附属資料でございます主要施策の成果説明書をご覧いただきたいと思います。

以上で公共下水道事業特別会計の内容説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（稲葉勝男君） 異議なしと認めます。



よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議なしと認めます。

よって、議第62議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

### ◎会議時間の延長

○議長（稲葉勝男君） ここで、まだ議案が一括計上ですけれども、3件ほど残っております。本日の会議時間は、議案審議のため4時過ぎる可能性あるものですから、延長したいと思います。お願いします。

---

### ◎議第63号～議第65号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（稲葉勝男君） 議第63号 平成24年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第64号 平成24年度南伊豆町中木浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について並びに議第65号 平成24年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議第63号、議第64号及び議第65号の提案理由を申し上げます。

本3議案は、全てが漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算でありまして、地方自治法第233条第3項の規定に基づき議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して、提案を申し上げるものであります。

議第63号 平成24年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入総額、歳出総額ともに1,234万6,103円となり、差引残額はありません。

議第64号 平成24年度南伊豆町中木浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきまし

ても、歳入歳出総額ともに1,279万6,274円となり、差引残額はありません。

議第65号 平成24年度南伊豆町妻良浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきましても、歳入総額、歳出総額ともに1,688万5,742円となり、差引残額はありません。

なお、それぞれの詳細につきましては、会計管理者から説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（藤原富雄君） それでは、282ページ、283ページをお開きください。

平成24年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入から説明申し上げます。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金、収入済額 3 万6,908円。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料403万1,835円。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金822万7,539円。

4 款 1 項繰越金ゼロ。

5 款諸収入、1 項雑入 4 万9,821円。

歳入合計、予算現額1,346万7,000円、調定額及び収入済額とも1,234万6,103円、不納欠損額及び収入未済額はともにゼロ、予算現額と収入済額との比較はマイナス112万1,897円でした。

次のページをお願いいたします。

歳出についてご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、支出済額416万5,911円。

2 款 1 項公債費818万192円。

歳出合計、予算現額1,346万7,000円、支出済額1,234万6,103円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較は、それぞれ112万897円でありました。歳入歳出差引額はございませんでした。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書、291ページの財産に関する調書及び別冊の決算説明資料でございます主要施策の成果説明書をご覧いただきたいと思っております。

以上で子浦漁業集落排水事業特別会計の内容説明を終了いたします。

引き続きまして、293ページ、294ページをご覧いただきたいと思います。

平成24年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

歳入から説明いたします。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金、収入済額 2 万4,675円。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料439万500円。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金833万4,856円。

4 款1 項繰越金ゼロ。

5 款諸収入、1 項雑入 4 万6,243円。

歳入合計、予算現額1,374万2,000円、調定額及び収入済額とも1,279万6,274円、不納欠損額及び収入未済額はともにゼロ、予算現額と収入済額との比較はマイナス94万5,726円でした。

次のページをお願いいたします。

歳出についてご説明申し上げます。

1 款総務費、1 項総務管理費、支出済額448万6,093円。

2 款1 項公債費831万181円。

歳出合計、予算現額1,374万2,000円、支出済額1,279万6,274円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較は、それぞれ94万5,726円です。歳入歳出差引残額はございませんでした。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書、302ページの財産に関する調書及び別冊の決算説明資料でございます主要施策の成果説明書をご覧いただきたいと思います。

以上で中木漁業集落排水事業特別会計の内容説明を終了いたします。

引き続き、304ページ、305ページをご覧いただきたいと思います。

平成24年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

まず、歳入から説明いたします。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金、収入済額 5 万1,713円。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料371万1,100円。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金1,304万5,266円。

4 款1 項繰越金ゼロ。

5 款諸収入、1 項雑入 7 万 7,663 円。

歳入合計、予算現額 1,778 万 5,000 円、調定額及び収入済額とも 1,688 万 5,742 円、不納欠損額及び収入未済額はともにゼロ、予算現額と収入済額との比較はマイナス 89 万 9,258 円でした。

次のページをお願いいたします。

歳出についてご説明申し上げます。

1 款総務費、1 項総務管理費、支出済額 388 万 8,788 円。

2 款 1 項公債費 1,299 万 6,954 円。

歳出合計、予算現額 1,778 万 5,000 円、支出済額 1,688 万 5,742 円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較はそれぞれ 89 万 9,258 円で、歳入歳出差引残額はありませんでした。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書、313 ページの財産に関する調書及び別冊の決算説明資料でございます主要施策の成果説明書をご覧いただきたいと思っております。

以上で妻良漁業集落排水事業特別会計の内容説明を終了いたします。

これで、子浦、中木、妻良それぞれの漁業集落排水事業特別会計の決算内容説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議なしと認めます。

よって、議第 63 議案、議第 64 号議案並びに議第 65 号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

---

◎散会宣告

○議長（稲葉勝男君） 本日の議事が終了したので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時03分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 稲 葉 勝 男

署 名 議 員 齋 藤 要

署 名 議 員 渡 邊 嘉 郎

平成 25 年 9 月定例町議会

(第 3 日 9 月 9 日)

平成25年9月南伊豆町議会定例会

議事日程(第3号)

平成25年9月9日(月)午前9時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議第69号 和解条項(案)の変更について

日程第3 議第66号 平成24年度南伊豆町水道事業会計決算認定について

---

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3まで議事日程に同じ

---

出席議員(10名)

1番	加畑毅君	2番	宮田和彦君
3番	吉川映治君	4番	谷正君
5番	長田美喜彦君	6番	稲葉勝男君
7番	清水清一君	9番	齋藤要君
10番	渡邊嘉郎君	11番	横嶋隆二君

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	梅本和熙君	副町長	松本恒明君
教育長	小澤義一君	総務課長	山本信三君
防災室長	大年美文君	企画調整課長	谷半時君
建設課長	鈴木重光君	産業観光課長	大野寛君
町民課長	小嶋孝志君	健康福祉課長	黒田三千弥君
教育委員会 事務局長	勝田英夫君	上下水道課長	橋本元治君
会計管理者	藤原富雄君	総務係長	平山貴広君



代表監査委員 高橋正明君

---

職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長 山田昌平 主 幹 佐藤禎明

各委員会に付託されました議案審議のため、あすより9月24日まで休会とします。  
本日はこれをもって散会とします。  
ご苦労さまでした。

散会 午前10時13分

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（稲葉勝男君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しております。

これより9月定例会本会議第3日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（稲葉勝男君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

9番議員 齋藤 要 君

10番議員 渡邊 嘉郎 君

---

◎議第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） これより議案審議に入ります。

議第69号 和解条項（案）の変更についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議第69号の提案理由を申し上げます。

本議案は、9月5日に議決された訴え提起前の和解について、9月6日に沼津簡易裁判所で和解が成立したことを受け、本年1月17日に開催された平成25年第1回南伊豆町議会臨時会において議決された和解条項（案）を変更し、岩崎産業株式会社との和解を進めるため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、企画調整課長から説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願

い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

企画調整課長。

〔企画調整課長 谷 半時君登壇〕

○企画調整課長（谷 半時君） 議第69号につきまして、朗読の上、ご説明申し上げたいと思います。

議第69号 和解条項（案）の変更について。

平成25年第1回南伊豆町議会臨時会で議決を経た「議第1号 訴訟状の和解について」における和解条項（案）を下記のとおり変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

記。和解条項（案）中、土地売買仮契約書（案）第9条に次のただし書きを加える。ただし、訴え提起前の和解申立事件（沼津簡易裁判所平成25年（イ）第3号及び第4号）における相手方が有する権利についてはこの限りではないというものであります。

参考といたしまして、変更箇所を下線を引いた新旧対照表を配付してありますので、ご覧願います。新旧対照表のとおり、土地売買仮契約書（案）第9条の権利の消滅の条文にただし書きとして特例を設けるものであります。

なお、先程町長からご説明がありましたとおり、9月5日に議員の皆様にご議決をいただきました訴え提起前の和解条項案に従いまして、9月6日に沼津簡易裁判所で訴え提起前の和解申立事件、即決和解ですね、平成25年（イ）第3号及び第4号として裁判官による立ち会いのもと、町と岩崎産業株式会社の申立人と2人の相手方との間で滞りなく和解が成立したことをご報告申し上げます。

また、この和解条項案につきましては、9月6日に東京高等裁判所から和解条項案の変更ということで提示されたものでもあります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

清水議員。

○7番（清水清一君） これでいいんですけれども、ちょっと確認をしておきたいことがあります。第9条にこのただし書きを加えるということでございますけれども、日付はどうなる

のかと。要するに1月17日なのか、今日なのか。契約の日付は、ただし書きの部分は今日になるけれども、契約は1月17日でよろしいのか、それをお伺いします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

○町長（梅本和熙君） この土地売買仮契約の、そうか、日付は入っているのか。

〔「和解条項の変更」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 企画調整課長。

○企画調整課長（谷 半時君） お答えいたします。

本日皆様方にご審議いただいておりますのは、和解条項案の変更ということでございますので、和解条項案の変更の年月日につきましては議決日ということになります。

〔「仮契約は」と言う人あり〕

○企画調整課長（谷 半時君） 仮契約につきましては、日付は、まだ空欄のままでございますので。

じゃ、すみません。

○議長（稲葉勝男君） 暫時休憩します。

休憩 午前 9時35分

再開 午前 9時36分

○議長（稲葉勝男君） 企画調整課長。

○企画調整課長（谷 半時君） お答えいたします。

先程申し上げましたとおり、いわゆる和解条項案の変更の年月日につきましては、議決日で、多分議員のおっしゃるのは、いわゆる1月のときに和解条項案を一度議決しております。そのときの土地売買仮契約書の日付につきましては、空欄になっておりますので、それは当然、土地売買の仮契約を契約する日になりますので、それとはちょっと意味合いが違いますので、本日の議案の変更につきましては、今日が議決日ということになります。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

○7番（清水清一君） そうなるかもしれませんが、一応議員の皆さんとか町場の人たちというのは1月17日の議決で大体大まかに、それで年度内に多分仮契約は結んでいるつも

りでやっているんだけど、このただし書き条項案がうまくいかないからということで先延ばしになってきて、今日になってこれ以降の日付になるという解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

1月17日の和解条項案の仮契約の中には、仮契約の日付が空欄になっております。そういう関係で、この議決をされた後、また仮契約を結ぶ日が仮契約の成立の日ということになるかと思えます。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

○7番（清水清一君） そうなりますと、仮契約は、まだ締結していないという解釈でよろしいですか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

○町長（梅本和熙君） お答えします。

そのとおりでございます。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

○7番（清水清一君） 私としては、もう仮契約は締結されていて、この条項案のただし書きの部分が足りなかったと。契約していたけれども、やっぱりこれ岩崎産業がこの契約について、構想についてどうしてもできないよという形の中があった中で、このただし書き条項がついてきたのかなと私は解釈しましたけれども、解釈して今の条項案が出ていると解釈しているんですけれども、もう半年もたっても、あるいは9カ月近くたって、まだ仮契約ができていなかったということでよろしいでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

○町長（梅本和熙君） お答えします。

仮契約は、まだできておりません。問題が発覚したもので仮契約をするわけにはいかなかったというのが実情でございます。そして、この問題を解決するために即決和解の議決を皆さんにいただいて、議決をいただいたから今度は1月17日の和解案についての変更を、今お願いしているところでございます。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

○7番（清水清一君） 今、岩崎産業と同じ書類をつくらなきゃいけないという状況があるからということだと思えるんですけれども、要するに17日以降に新しい権利が見つかったと、岩

崎も知らなかった、あるいは南伊豆町も知らなかった権利があったから、その権利を消滅させる、あるいは存続させる、あるいは両方に害がないような状況にさせるための今条項案だと思っんですよ、契約案だと思っんですよ。

ですから、契約は結べなかったという理由づけとして、その土地があったからという形で出すけれども、私たち議員とか町民はこの1月17日に大体こういう形で契約があったと、あるいは向こうと契約するつもりがあったと、意思があったと解釈してよろしいんでしょうか、それとも岩崎産業もそういう契約の意思があったけれども、その後、瑕疵があったからできなくなっただけの話であって、もう1月の段階ではそういうつもりで両方ともおられたという解釈でよろしいんでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

私も当時、議会の議員の一員として、当然1月17日の議決については賛成をいたし、その内容でオーケーをしたはずでございます。だから、その段階で買い取るということに関しては、議会も含め当局も承認したということに考えております。

ただ、その過程の中で、さらに細部を詰めていったら問題が起こってきた、議員のおっしゃるとおりでございます。問題が起こってきたから、瑕疵が発見されたからこの瑕疵を直さなければ仮契約の締結には行けないということが今の実情でございます。

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決いたします。

議第69号 和解条項（案）の変更については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第69号議案は原案のとおり可決されました。

---

◎議第66号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（稲葉勝男君） 議第66号 平成24年度南伊豆町水道事業会計決算認定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議第66号の提案理由を申し上げます。

本案は、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して、提案申し上げます。

当期の水道事業収益は2億5,057万97円でありまして、事業費用は、2億5,289万3,847円となりました。

また、資本的収支の決算額では、企業債及び国県補助金等を含めた収入額が9,228万547円となり、建設改良費のほか企業債償還金等に係る支出額は、1億8,556万7,721円となりました。

このため、収支において不足する額、9,328万7,174円は、過年度損益勘定留保資金ほかで、補填いたします。

詳細につきましては、上下水道課長から説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

監査委員の決算審査意見書の報告を求めます。

高橋正明代表監査委員、お願いします。

〔代表監査委員 高橋正明君登壇〕

○代表監査委員（高橋正明君） 監査の結果をご報告いたします。

意見書1ページをご覧いただきたいと思います。



平成24年度南伊豆町水道事業会計決算審査意見書。

## 第1 審査の概要。

- 1 審査の期間、平成25年6月1日から同年7月31日。
- 2 審査実施場所、役場庁舎。
- 3 審査の手続。

この決算審査に当たっては、町長から提出された決算書類が水道事業の経営成績及び財務状態を適正に表示しているかを検証するため、会計帳簿、証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続を実施した。

次いで、本事業の経営内容を把握するため計数の分析を行い、経済性の発揮及び公共性の確保を主眼として考察した。

## 第2 審査の結果。

### 1 決算諸表について。

審査に付された決算諸表は、水道事業の経営成績及び財務状態を概ね適正に表示しているものと認める。

### 2 経営状況について。

#### (1) 経営成績について。

南伊豆町水道事業の平成21年度から24年度までの推移は、別表(1)の比較損益計算書のとおりである。あわせてご覧ください。

平成24年度の状況は、事業収益2億4,022万1,000円、これは別表(1)の比較損益計算書の営業収益、営業外収益を合わせたもので前年比2.7%の減となった。

事業費用は2億4,632万9,000円、同様に比較損益計算書の営業費用、営業外費用、過年度修正損を合わせたもので前年度比0.1%の減となり、当年度純損失は610万8,000円となった。

事業収益減少の主な要因は、人口減に加え、東日本大震災をきっかけとした節水意識の高揚による有収水量の減少、また、景気の低迷などによる新築住宅等の減少によるものである。

また、事業費用減少の要因としては、主に簡易水道等費の修繕費、受託給水工事費等の減少によるものである。

南伊豆町水道事業の経済性を評定するため、経営比率を算出すると次のようになる。

計数は表のとおりです。この表から、水道事業の経済性を総合的に表示する経営資本営業利益率は、平成23年度のマイナス0.19%から平成24年度はマイナス0.38%と悪化、年鑑指標も大きく下回っている。

経営資本営業利益率は、経営資本回転率と営業収益営業利益率とに分離することができるが、経営資本営業利益率が悪化した要因として、経営資本回転率が前年度の0.06回に対し0.05回と低下したほか、営業収益営業利益率が前年のマイナス3%からマイナス6.93%と大きく悪化したことが挙げられる。営業収益営業利益率悪化の主たる原因は、給水収益等の営業収益が減少したことによるものである。

この結果、営業収益対営業費用比率は平成21年度101.91%、平成22年度99.53%、平成23年度97.09%、平成24年度93.52%となり、3年続けて100%以下となり、悪化の拡大が続いている。

①施設用状況について。

別表（2）をご覧ください。

南伊豆町水道事業の1日排水能力は、第5次拡張事業が完了した平成19年度から1万1,643立方である。これに対する1日平均配水量では、平成21年度5,475立方、平成22年度5,345立方、平成23年度5,027立方、平成24年度5,029立方と推移しており、平成6年度の6,765立方をピークに減少傾向が続いている。

この結果、施設の利用状況の良否を総合的に表示する施設利用率は、平成21年度47%、平成22年度45.9%、平成23年度43.2%、平成24年度は43.2%と、平成19年度以降は連続して50%を割り込んでいる。

施設利用率は、負荷率と最大稼働率とに分離分析することができる。1日の最大配水量では平成21年度7,978立方、平成22年度7,203立方、平成23年度6,869立方、平成24年度で7,000立方となっており、負荷率は平成21年度68.6%、平成22年度74.2%、平成23年度73.2%、平成24年度で71.8%となり、年鑑指標78.49%を下回っている。また、最大稼働率でも負荷率と同様に年鑑指標68.83%を下回っている。

域内人口の減少、観光入込の大幅な増加が見込めない現状から、総配水量の減少は今後も続くものと推測される。

②人件費と労働生産性について。

南伊豆町の水道事業の人件費は別表（3）のとおり、平成21年度5,411万7,000円、平成22年度5,016万2,000円、平成23年度4,722万1,000円、平成24年度4,809万6,000円となっており、人事異動により平成24年度対前年比101.9%と増加している。総費用に占める割合では、平成21年度21.5%、平成22年度19.9%、平成23年度19.1%、平成24年度19.5%となっている。

また、給水収益に対する人件費の割合は、平成21年度24.0%、平成22年度22.6%、平成23

年度22.5%、平成24年度23.4%となっており、年鑑指標16.04%と比較し大幅に高い水準となっている。

人件費をさらに分析するため、南伊豆町水道事業における労働生産性を示す指標を算出すると、次表のとおりである。各計数は記載のとおりです。

この表から、南伊豆町水道事業の労働生産性を示す指標（職員1人当たり有収水量、職員1人当たり営業収益、職員1人当たり給水人口）を平成23年度と比較してみるといずれも低下しており、年鑑指標との比較でも大幅に下回っている。

次に、南伊豆町の職員数を年鑑指標と比較すると次のようになる。

表のとおりでございますが、この表から、給水量1万立方当たりの職員数は、原水配水施設関係職員数、損益勘定職員数ともに年鑑指標を上回っている。

また、職員の平均給与を年鑑指標と比較した場合、次表のとおりとなる。

年鑑指標と比較して基本給は下回っているが、手当、平均年齢、平均勤続年数は上回っている。さらに、南伊豆町の水道事業の平均給与と労働生産性及び労働分配率を見ると次表のとおりである。

平成23年度と比較して平均給与、労働分配率は上がり、労働生産性は下がっていることが見てとれる。平均給与は平成23年度と比べ上昇しているものの、平成21年度以降低下している。労働生産性、労働分配率の悪化は、年々低下する有収水量が最大の要因と考える。

③支払利息について。

支払利息は、別表（3）の性質別費用構成表のとおり、平成21年度2,748万7,000円、平成22年度2,657万8,000円、平成23年度2,578万7,000円、平成24年度2,490万5,000円となっており、その総費用に占める割合は、平成21年度10.9%、平成22年度10.5%と年々減少、平成21年度からの簡易水道等施設整備事業開始による企業債等の借入金により、平成22年から23年度は10.5%と高止まりしていたが、平成24年度は10.1%と低下、総じて減少傾向にある。

（2）財政状態について。

平成21年度末から平成24年度末の財政状態及び資本的収支の状況は、それぞれ別表（4）、別表（5）のとおりである。

また、正味運転資産基準の資金運用表を作成すると次のようになる。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

以上のとおり、正味運転資産は4億5,490万8,983円増加している。

ちなみに、水道事業の財政状態の短期流動性を示す流動比率、長期健全性の良否を示す財

務比率を算出すると次表のとおりである。

流動比率が上昇したのは、現金預金の増及び未払い金の減によるものである。

(3) 建設改良工事等について。

建設改良費の水道施設改良費では、主なものとして、国県補助事業による簡易水道等施設整備事業下小野地区配水管布設替工事（第1・第2・第3工区）3,952万4,000円のほか、簡易水道等施設整備事業蛇石地区配水管布設替工事（第1・第2工区）3,507万5,000円などである。

(4) 未収金について。

金額等計数は表のとおりです。

前年度対比では、現年度未収金58万170円、過年度分で18万823円減少している。未収金は大口利用者の収納状況で大きく変動するため、早目の対応が肝要である。

不納欠損処分内訳。

上水道で6件の26万9,317円、簡易水道2件3万638円、合わせて8件29万9,955円です。

不納金処分は件数、金額とも前年度より増加している。

(5) 水質検査契約について。

水道法施行規則の改正（水質検査基準の高度化 平成24年4月施行）に伴い、水質検査業務委託費が高額となっている。

上水道水質検査業務、平成21年度から23年度まで記載のとおりですが、平成24年度107万9,610円、静環検査センター。簡易水道水質検査業務、平成21年度から23年度まで記載のとおりです。平成24年度は579万2,955円、静環検査センター。

第3 むすび。

継続事業である簡易水道施設整備については、国県補助を受けて2,586mの送配水管布設工事が完了した。

経営成績では、総収入2億4,022万1,000円に対し総費用2億4,632万9,000円と、純損失610万8,000円にとどまるが、平成22年度から繰り入れしている一般会計繰入金3,000万円を除いた場合、収支は大幅な赤字となる。これを改善すべく平成25年度から料金改定が決定しているが、一方で、急速に進む少子高齢化観光業の低迷に伴う流動人口の減少のほか、料金改定などによる節水意識の定着などから有収水量の大幅な増加は見込みにくく、料金改定効果は限定的となることも想定される。

かかる状況下、水道事業の経営の長期安定化には、引き続きさらなる施設維持経費の節減、

未収金の解消などに積極的に取り組むなど、なお一層の経営改革が求められる。また、事業のアウトソーシングも重要な課題と考える。

とはいえ、町民にとって極めて重要な基本的なインフラであり、広範な地域性、低い人口密度から一定の非効率性はやむを得ず、今後も一般会計からの繰り入れについても継続していくことが必要であろう。

平成25年8月19日、南伊豆町監査委員、高橋正明、同、齋藤要。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 橋本元治君登壇〕

○上下水道課長（橋本元治君） それでは、平成24年度南伊豆町水道事業会計決算につきましてご説明を申し上げます。

決算書の1ページをご覧くださいと思います。

決算報告書といたしまして、収益的収入及び支出につきまして、収入から順次ご説明をさせていただきます。

なお、この報告書につきましては、消費税を含むものでございますのでご了承願います。

第1款水道事業収益では、補正予算を含めました予算合計額が2億5,455万円に対しまして、決算額は2億5,057万97円となりました。予算額に比して397万9,903円の減でございます。水道事業収益の内訳では、第1項営業収益で2億1,713万7,166円、第2項営業外収益では3,343万2,931円となっております。

次に、下段の支出でございますが、第1款水道事業費用では補正予算を含めました予算合計額が2億6,851万7,000円に対しまして、決算額は2億5,289万3,847円となりましたので、不用額は1,562万3,153円となりました。水道事業費用の内訳では、第1項営業費用で2億2,422万3,262円、第2項営業外費用では2,837万630円、第3項予備費はゼロでございます、第4項特別損失が29万9,955円となっております。

また、項目別決算額に係ります計算説明書につきましては、本決算書35ページ、決算書の最終ページに計算説明として記載してございますので、後ほど、またご確認をいただければと思います。

次に、2ページをご覧ください。

資本的収入及び支出でございます。

第1款資本的収入では、予算合計額1億971万3,000円に対しまして、決算額は9,228万547円となりましたので、1,743万2,453円の減となります。

内訳では、第1項他会計繰入金が505万2,797円、第2項国県補助金2,910万、第3項企業債4,360万円、第4項給水負担金では151万2,000円となりまして、第5項建設改良工事負担金は1,301万5,750円となりました。

次に、第1款資本的支出では、予算合計額2億1,379万3,000円に対しまして、決算額は1億8,556万7,721円となりましたので、不用額は2,822万5,279円となっております。

内訳では、建設改良費が1億3,307万4,061円のほか、企業債償還金で5,249万3,660円となりました。予備費の支出はございません。

なお、資本的収入が資本的支出額に不足する額9,328万7,174円は、過年度損益勘定留保資金8,987万7,719円のほか、過年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額340万9,455円で補填をいたしました。

次に、3ページの損益計算書のほうをご覧ください。

本計算書につきましては税抜き表示となっております。

営業収益では、(1)給水収益から(3)その他営業収益までの合計額で2億679万8,270円となりました。また、営業費用では、(1)原水浄水送水配水給水費から(7)その他営業費用までの合計額で2億2,113万8,548円となりましたので、差引営業損失は1,434万278円でございます。

次ページをお開きください。

営業外収益では、受取利息及び配当金のほか雑収益及び他会計補助金の合計で3,342万2,285円となりました。

また、営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費は2,490万5,130円となりましたので、差引営業外損益は851万7,155円となりました。このため、経常損失は582万3,123円となっております。

特別損失には過年度損益修正損28万5,673円を計上いたしましたので、当年度純損失は610万8,796円となります。また、前年度未処理欠損金が7,221万2,943円でありますので、当年度未処理欠損金は7,832万1,739円となりました。

引き続き、5ページの剰余金計算書のほうをご覧ください。

ご案内のとおり、1事業年度における剰余金の増減と期末残高をお示しした計算書でございます。

資本剰余金欄の国県補助金では、前年度末残高が4億4,414万8,947円でありまして、当年度変動額が2,310万5,142円となりましたので、当年度末残高では4億6,725万4,089円となりました。

受贈財産評価額では、前年度末残高で2億5,271万2,291円となっておりますが、当年度変動額が80万円の減額となりましたので、当年度末残高は2億5,191万2,291円となっております。

工事負担金では、当年度変動額が1,383万5,952円となりましたので、当年度末残高は5億9,636万4,889円となりました。

また、他会計補助金では当年度変動額が491万9,464円でありましたので、当年度末残高は1億5,582万7,012円となりました。このことによりまして、翌年度の繰越資本剰余金の合計額は14億7,135万8,281円でございます。

利益剰余金につきましては、前年度末未処理欠損金残高が7,221万2,943円でありましたが、当年度変動額が当年度純損失の610万8,796円でありますので、当年度末における未処理欠損金残高は7,832万1,739円となります。

次に、7ページの貸借対照表をご覧いただきたいと思えます。

資産の部でございますが、固定資産の有形固定資産ではイからトまでの項目における減価償却累計額控除後の資産合計額が37億163万6,709円となりました。詳細につきましては、決算書30ページの有形固定資産明細書のほうを後ほど、またご確認をいただければと思えます。

次ページの無形固定資産では、水利権、電話加入権のほかその他無形固定資産、これは水道管理台帳システム、CADシステム等々でございまして、資産合計は722万6,540円でございます。

このため有形、無形を合わせました固定資産合計額は37億886万3,249円となります。

また、流動資産では、現金預金で1億1,725万4,545円、未収金では給水未収金1,382万3,007円、未収補助金440万円、未収建設改良工事負担金で1,282万5,750円のほか、未収消費税還付金30万2,500円を加えた3,135万1,257円となっております。

また、貯蔵品が21万8,540円ありますので、流動資産の合計では1億4,882万4,342円となりまして、総資産合計では38億5,768万7,591円となります。

次に、負債の部でございます。

全てが流動負債で未収金及び預り金の合計額となりますので、負債合計額は395万9,242円となりました。

10ページをご覧ください。

資本の部では、資本金といたしまして、自己資本金が12億7,435万4,146円でございます、借入資本金では企業債の未償還残高となる11億8,633万7,661円となりましたので、資本金合計額は24億6,069万1,807円となります。

剰余金では、資本剰余金で14億7,135万8,281円となりまして、利益剰余金として当年度未処理欠損額が7,832万1,739円となりましたので、剰余金合計額は13億9,303万6,542円となりました。

以上のとおり、負債資本合計額は38億5,768万7,591円となりまして、資産合計額と同額となるものでございます。

決算書11ページ以降には、平成24年度水道事業に係ります事業報告書のほか附属の資料等も付してございますので、後ほどご確認を賜りますようお願いをいたします。

内容説明につきましては、以上のとおりでございます。ご審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議なしと認めます。

よって、議第66号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

---

### ◎散会宣告

○議長（稲葉勝男君） 本日の議事が終了したので、会議を閉じます。



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 稲 葉 勝 男

署 名 議 員 齋 藤 要

署 名 議 員 渡 邊 嘉 郎

平成 25 年 9 月定例町議会

(第 4 日 9 月 24 日)

## 平成25年9月南伊豆町議会定例会

### 議事日程(第4号)

平成25年9月24日(火) 午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議第70号 財産の取得について
- 日程第 3 議第71号 平成25年度南伊豆町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第 4 議第54号 平成24年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議第55号 平成24年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議第56号 平成24年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議第57号 平成24年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議第58号 平成24年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議第59号 平成24年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議第60号 平成24年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議第61号 平成24年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議第62号 平成24年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議第63号 平成24年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議第64号 平成24年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 議第65号 平成24年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第16 議第66号 平成24年度南伊豆町水道事業会計決算認定について

日程第17 閉会中の継続調査申出書について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員（10名）

1番	加 畑 毅 君	2番	宮 田 和 彦 君
3番	吉 川 映 治 君	4番	谷 正 君
5番	長 田 美喜彦 君	6番	稲 葉 勝 男 君
7番	清 水 清 一 君	9番	齋 藤 要 君
10番	渡 邊 嘉 郎 君	11番	横 嶋 隆 二 君

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	梅 本 和 熙 君	副 町 長	松 本 恒 明 君
教 育 長	小 澤 義 一 君	総 務 課 長	山 本 信 三 君
防 災 室 長	大 年 美 文 君	企 画 調 整 課 長	谷 半 時 君
建 設 課 長	鈴 木 重 光 君	産 業 観 光 課 長	大 野 寛 君
町 民 課 長	小 嶋 孝 志 君	健 康 福 祉 課 長	黒 田 三 千 弥 君
教 育 委 員 会 長	勝 田 英 夫 君	上 下 水 道 課 長	橋 本 元 治 君
教 事 務 局 長	勝 田 英 夫 君	総 務 係 長	平 山 貴 広 君
会 計 管 理 者	藤 原 富 雄 君		

---

### 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 山 田 昌 平 主 幹 佐 藤 禎 明

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

- 議長（稲葉勝男君） おはようございます。  
定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しております。  
これより9月定例会本会議第4日の会議を開きます。
- 

◎会議録署名議員の指名

- 議長（稲葉勝男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を議題とします。  
会議規則の定めるところにより、議長が指名します。  
9番議員 齋藤 要 君  
10番議員 渡邊 嘉郎 君
- 議長（稲葉勝男君） 町長。  
○町長（梅本和熙君） すみません。一般会計の追加がございますもので、ここで暫時休憩を  
お願いいたしたいと思います。  
○議長（稲葉勝男君） それでは、ここで暫時休憩とします。

休憩 午前 9時31分

再開 午前10時15分

- 議長（稲葉勝男君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。
- 

◎議第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（稲葉勝男君） これより議案審議に入ります。

議第70号 財産の取得についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議第70号の提案理由を申し上げます。

今議案は、本年1月17日の第1回南伊豆町議会臨時会において議決された、岩崎産業株式会社との訴訟に関する和解条項（案）及び9月6日に議決された和解条項（案）の変更を受け、9月11日に東京高等裁判所で和解調書が作成され、9月19日に岩崎産業株式会社と土地売買仮契約書を締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、企画調整課長から説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

企画調整課長。

○企画調整課長（谷 半時君） それでは、議第70号について朗読の上、説明申し上げます。

議第70号 財産の取得について下記の土地を取得することについて議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第3条の規定により議会の議決を求める。

記。

- 1、所在、賀茂郡南伊豆町石廊崎字伊波本側379番他12筆。
- 2、登記簿面積、29万8,110平方メートル。
- 3、契約金額、2億2,500万円。
- 4、契約の相手方、鹿児島県鹿児島市山下町9番5号、岩崎産業株式会社、代表取締役、岩崎芳太郎。

また、参考資料といたしまして、別添により土地売買仮契約書の写しを配付させていただきました。

この仮契約書の条文につきましては、本年1月17日の議会臨時会において説明させていただいた内容とほぼ同じですが、分筆登記が完了し、売買対象地が確定したことから、図面も含めて物件目録の土地の地番、地目及び地籍が記載されたことと、9月5日の議会で訴え提

起前の和解に関する議決をいただきました、第9条の権利の消滅につきまして、ただし書きが付加されたことであります。

なお、本議決をもちまして仮契約書は本契約書となるものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

清水君。

○7番（清水清一君） 7番、清水です。

この土地の売買、いいわけですけれども、今、企画調整課長から申されました話で、1月の和解案あるいは9月頭の和解案とかありましたけれども、分筆登記以外のところはほとんど一緒だと。まず、一緒であるというふうに解釈してもよろしいのでしょうか。

分筆登記で新しく区画筆をつくったところがあるわけですけれども、それから、この新しい売買契約書になっているわけでございますけれども、それ以外のところはほとんど、まず、一緒だというふうに解釈してもよろしいのでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 企画調整課長。

○企画調整課長（谷 半時君） 先程、お話ししましたとおり、その物件目録の土地の地番、地目、地籍が記載されたことと、それから売買仮契約書の第9条のところに、「ただし、訴え提起前の」というふうな記載がございます。その部分に変更になったということがございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水君。

○7番（清水清一君） これは1月の和解案と一緒だというふうに解釈をしてもいいかなと私は思うのですけれども、それには、分筆の地番とかあるいは面積が載っていなかったからという形だと思うのです。それで、それ以外の分筆もされないような土地、丸々1筆買ってしまふような土地については異動はないということでしょうか、それとも、そういうふうに解釈してもよろしいのでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 企画調整課長。

○企画調整課長（谷 半時君） お見込みのとおりであります。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水君。

○7番（清水清一君） それでわかりました。

それでもう一つ、この石廊崎の土地を買って、これを2億何がしで買うわけですが、この後、この土地をどう活用していくものか、いきたいのか、全員協とかいろんなほかの一般質問でも聞いておりますけれども、最終的にこれで確定するわけですので、この土地をどういうふうと考えて持っていきたいのか、また、岩崎産業の公園計画を南伊豆町が引き続き活用するのか、しないのか、それで土地を買った場合、あそこの道路の周りの草、あるいは公園として雑草等の刈り取り等も行わなければならないのですけれども、これも早急に予算づけもしなければならないと思うのですけれども、そういうことについての考え等をお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 企画調整課長。

○企画調整課長（谷 半時君） お答えいたします。

今後の計画と申しますか、利用計画につきましては、いわゆる町民の方等あるいは有識者の方たちを集めまして、いわゆるワークショップ等に基づきまして計画をつくっていきたいと思っております。そういった計画をつくる中で、今後のいわゆる自然公園の関係をどうしていくかとかといったものが決まってくるものではないかというふうに考えております。

やはり自然公園の特別地域、あるいは文化財保護法の特別地域でありますので、いわゆる自然景観等を生かした形の中で利用計画を策定していくということがやはり基本になるのではないかというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水君。

○7番（清水清一君） 最後にしますけれども、そのワークショップ等でいろいろ地元の意見を聞くとかありますけれども、今現在、石廊崎があるわけですから、そこを今ちょっと、簡単にというわけではないのですけれども、緊急避難的に管理していくというのも必要ではないかなと思うものですから、ワークショップ等でやるまでは手をつけないという話ではなくて、契約が終わった段階で手をつけていくよという、管理のための手はつけていく必要があると思うものですから、それをよろしくお願ひしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 企画調整課長。

○企画調整課長（谷 半時君） はい、お答えします。

本日の議会で議決されて、また、この後にいわゆる所有権の移転の登記の手続をします。そういうことが全て完了すれば町の土地ということになりますので、そうなった場合には、



お話のありましたとおり、いわゆる自然公園地域として景観等に配慮した形でもって検討していきたいというように考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋君。

○11番（横嶋隆二君） この土地に関しては、改めてではありますけれども、いよいよ売買契約ということが上程されましたので、町長に質問です。

改めて、この土地を取得する意義について、これは、鈴木町政、また、その前の岩田町政をまたいで裁判を乗り越えて解決をしてきたということでありまして、この土地を買う意義、それともう一つは、2億2,500万円といういわゆる税を投入するということですが、この原資についてどういう計画があるのか、これは前の代の時にも過疎債とかを有効活用するということがありましたけれども、その2点についてお答えをしていただけますか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

これを買取る意義についてでございますが、石廊崎というのは南伊豆町の当然の観光のメッカでありますし、伊豆半島の観光のメッカであることは論をまちません。そういう意味で今、観光が衰退している、このことを考えた時に、この8年間の訴訟の中で石廊崎も大分衰退をしてきている、この石廊崎を買取り、新たな観光のあり方というものを検討していくということは、当然、十分にこの土地を買って進めていく意味で意義のあることではないかなと、このように思っております。

そして、原資に関しましては、前々より言っておりますように、過疎債等の適用を県のほうにお願いしていきたいと、このように思っております。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋君。

○11番（横嶋隆二君） 改めてではあります、そのような、町長が土地を買う意義を述べられましたが、先程の答弁で、ワークショップ等々の開催をして計画を煮詰めていくということでありましたけれども、町長自身は議員の時代に、この土地の活用についてのビジョンを当時の町長に求めていましたが、梅本町長なりのビジョンというのは、どういうものがあるのか、もしあったら、お答えしていただけますか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

○町長（梅本和熙君） お答えをいたします。

まだ、ワークショップをする前です、私の考えを述べるのは公式の場では差し控えたい

と、このように思っております。

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 討論をする者もありませんので、討論を終わります。

採決いたします。

議第70号 財産の取得については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第70号議案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第71号 平成25年度南伊豆町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議第71号の提案理由を申し上げます。

本議案は、補正予算額3,225万円を追加し、歳入歳出予算の総額を47億5,130万8,000円とするものです。

歳出は、ごみ収集事務に1,020万円、廃棄物処理施設災害復旧事業に2,205万円となっております。

また、これらの歳出に対応する財源として、国庫支出金551万2,000円、繰越金1,021万3,000円、諸収入1,102万5,000円、町債550万円をそれぞれ追加するものです。

詳細につきましては総務課長から説明をさせますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（山本信三君） それでは、平成25年度南伊豆町一般会計補正予算（第3号）の提案説明をさせていただきます。

本案は、町長の申したとおり、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,225万円を追加、歳入歳出予算の総額をそれぞれ47億5,130万8,000円とするものであります。

それでは、14ページをお開きください。

4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理費、補正額1,020万円。

15ページの内訳です。

役務費に1,020万円、ごみ収集事務役務費です。ごみ持ち込み手数料、焼却場が使えないので、これを各市町へお願いをする予算6カ月分であります。

次のページをお開きください。

10款災害復旧費、3項その他公共施設・公用施設災害復旧費、1目廃棄物処理施設災害復旧費でございます。

15節の工事請負費に2,205万円、これは現年度債工事2,205万円であります。

13ページにお戻りください。

それに対する歳入でございます。

その他公共施設・公用施設災害復旧費補助金に551万2,000円、1項繰越金、前年度繰越金を1,021万3,000円、5雑入、公有建物災害共済金1,102万5,000円です。2その他公共施設・公用施設災害復旧事業債ということで、550万円の歳入であります。

10ページをお開きください。

歳出合計47億1,905万8,000円、補正額3,225万円、計47億5,130万8,000円、補正額の財源内訳でございます。国庫支出金551万2,000円、地方債550万円、その他1,102万5,000円、一般財源は1,021万3,000円です。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 討論をする者もありませんので、討論を終わります。

採決いたします。

議第71号 平成25年度南伊豆町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第71号議案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議第54号の委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第54号 平成24年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

[予算決算常任委員長 吉川映治君登壇]

○予算決算常任委員長（吉川映治君） 報告書を朗読する前に誤字の訂正をお願い申し上げます。

16ページでございます。

下から2行目の「同体」、この「同」の字を変えてください。

それと、19ページです。

19ページの下から9行目、「急傾斜地崩壊防止事業」についての進捗状況の「情」の字、

「情け」ではありません。これは、状態の「状」に変えておいてください。お願いします。  
それでは、始めます。

平成25年9月24日。

南伊豆町議会議長 稲葉勝男様。

予算決算常任委員会委員長 吉川映治。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議第54号 平成24年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定については、審査の結果、認定することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

開催月日及び会場、平成25年9月10日、南伊豆町役場議場。

会議時間、開会午前9時30分、閉会午後3時19分。

委員会の出席状況、記載のとおりです。

事務局、記載のとおりです。

説明のため出席した町当局職員、町長以下、記載のとおりです。

開催月日及び会場、平成25年9月11日、南伊豆町役場議場。

会議時間、開会午前9時30分、閉会午後2時12分。

委員会の出席状況、記載のとおりです。

事務局、記載のとおりです。

説明のため出席した町当局職員、町長以下、記載のとおりです。

議事件目、付託件目、委員会決定。

議第54号 平成24年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに決定。

審議中にあった質疑または意見要望事項。

第1款議会費、第2款総務費、第8款消防費、第11款公債費、第12款予備費及び関連歳入について。

問い 正職員127名となっているが臨時職員は何名いるか。

答え 教育委員会42名、町民課6名、産業観光課1名、総務課1名、健康福祉課7名、上下水道課2名、計59名です。

問い 特別土地保有税について対象者は所有しているのか。

答え 所有しております。今後、滞納整理を進めていきたい。

問い 入湯税が減っている件。また、町たばこ税に関連して分煙の提案について。

答え たばこに関しては受動喫煙のこともありますので、基本的には禁煙ですが、全国的に見直しの雰囲気もありますので検討したいと考えます。

答え 入湯税は免税対象者が46%ということもあり減額になっている。再度、精査を考えて修正も考えてみる。

問い 財政力指数に関して、今後どのようにしていきたいか。

答え 町の財政力は上げていかなければならない。地熱エネルギーの活用、ワープステイ、杉並区との関係等も含めて町民が所得を上げていく環境をつくり、その中から税金を納めてもらうことは、どこの市町でも考えていることだと思います。

問い 目標とする数値はいかがか。

答え 理想は交付税に関して不交付団体になることであり、数値としては「1.0」が目標ですが、現実的には最初の目標は「0.4」として、そこから徐々に上げていきたいと思えます。

問い 「全国半島振興市町村協議会負担金」等に関連する「一条・加増野線」について、首長会議等の中ではどのような状況になっているのか。伊豆縦貫道に関するアクセス道路としての位置づけとなっているのか。「主要施策の成果説明書」25ページに「備蓄非常食1万食」とあるが、観光客や乳幼児に対しての粉ミルク等はどう考えているか。また、「防災ヘリコプター運航連絡協議会負担金」に関して、ドクターヘリを含めた夜間ヘリの運航要望がありますが、この協議会の中で話は進んでいるのか、どのように考えているのか。

答え 平成26年に「半島振興法」自体が失効しますので、全国半島振興市町村協議会ではその延長を要望しています。現行の半島振興計画の中に、「一条・加増野線」として具体的に特定されておきませんが、「アクセス道路を整備する」といった記述はあります。今後、県で策定する振興計画の見直しに合わせて意見を出していきたいと思えます。

答え 「一条・加増野線」に関しては、下田市とも協力して期成同盟会の発足を進めております。「一条・加増野線」が伊豆縦貫道のアクセス道路になっていくものだと考えております。国土交通省の考え方は、まずは伊豆縦貫道の第1期工事だということですが、期成同盟会での促進を行っていく予定です。

答え 「備蓄非常食1万食」の件ですが、平成26年から5年をかけて9万食配備の予定です。消費期限の関係もありますので、毎年1万8,000食を上乗せしていけば常備9万食を確保しておける計算になります。乳幼児に対しての粉ミルクに関しては現時点では用意しておりませんので、今後検討していきたいです。ヘリコプターに関しましては、夜間運航の予定

は現在はありません。検討はもちろんしておりますが、周辺の住宅への騒音の問題もありますので関係諸団体などを含めて検討を続けたいと思います。

問い 東北の震災以降、伊豆縦貫道路と「一条・加増野線」は「命の道」として位置づけるべきだと考える。町長の思いを再度聞かせてほしい。

答え 「一条・加増野線」に関しては下田市とも検討している最中ですが、半島振興法を使うのか、過疎債を使うのか、いずれにしても期成同盟会をつくって進めていきたい。道路計画は着手してから完成まで10年程度くらいかかるかと思いますが、それでも早いほうかなと考えています。

問い 伊豆縦貫道路と「一条・加増野線」に関しては、「命の道」として捉えるべきで、難しい問題があっても前に進めてほしい。

答え 「一条・加増野線」は確かに「命の道」であり、その重要性は認識しております。国土強靱化計画の中で予算を探すなどして、一日も早く完成させたい。議会の皆様からも県議会議員、国会議員の方々に働きかけてもらいたいと思います。

問い 備蓄非常食については、無駄にならないよう、消費期限切れ前に有効に使う方法を考えてほしい。

答え 現在、フェスタ等で消費期限の近い備蓄非常食は利用しています。今後、地域自主防災にも投げかけて無駄のないように、利用していこうと考えております。

問い 土地利用の関連で、伊豆急行（株）さんから寄附された一色の土地の件ですが、いわゆる「虫食い状態」になっている土地であり、民間企業への利用を進めにくい状況にあります。「虫食い部分」を町が取得する考えはないか。町土地利用指導要綱は現在のままで新エネルギーなどの事業に対応できているのか。

答え 「虫食い部分」は伊豆急行（株）が所有している時から取得できずに、賃貸契約にしていたものであり、南伊豆町への寄附と同時に賃貸契約を解消したものであります。取得するにも相当な費用がかかると予想され、地権者がどれだけいるのかも調べておりません。検討はしてみます。

答え 過去には、ゴルフ場等の開発が賑やかだったが、現在では風力や地熱を含む自然エネルギーでの利用や、震災関連の津波対策についても土地利用が検討される時代になりました。国や県の動向を見ながらつくりかえていく必要があるのではないかと考えます。

問い 土地利用のプロジェクトチームで一色等の町所有地の利用方法を検討してみたいのではないかと。

答え 具体的な提案が企業側からあって、無償でも町のためになるのなら利用してもらってもよいと考えます。

問い 石廊崎の件、杉並区特養ホームの件、温泉地熱利活用の件はどう考えるか。共立湊病院跡地の件で土地の鑑定士が入ったと聞いたが、取得についてはどう考えるか。

答え 石廊崎の件は議会の協力もあって取得に向かっています。杉並区の件は静岡県の担当者と一緒に陳情に伺います。全国的にも注目されている案件です。温泉地熱利活用については、今月16日から座談会を開催して町民の皆さんの意見のヒアリングを開始します。共立湊病院跡地の件は鑑定結果を待って買い取りの方向で考えていきたいと思えます。価格については、共有所有者の市町の首長さんたちの考えもありますので、皆さんにも情報公開しながら進めていきたいと思えます。

問い 「庁舎駐車場整理協力金」について、職員から毎月1,000円集めているが、この職員専用駐車場は借地か。また、年間の使用料は幾らになるのか。

答え この駐車場は職員専用ではありません。イベント等があった時には開放しています。使用料は年間で100万円ちょっとです。

問い 石廊崎の問題ですが、昨日議決したのですが、議決の日が仮契約日となるのか、日付のないものは契約とみなされないと思うのだが、これからのスケジュールはどうなっているのか。

答え まず、昨日議決しましたのは、「和解案」ということですので、これを持って契約締結とはなりません。今後、裁判所で正式に決めていくこととなりますが、これから仮契約を締結し、財産取得の議決となります。スケジュールとしては法規制のこともありますので、工事の開始までには2年から3年はかかるのではないかと考えます。測量作業自体は終わっております。

問い 「下田警察署管内防犯協議会負担金」についてですが、巡回車両である、いわゆる「青パト」のある市町とない市町があるとのことですが、南伊豆町はどのようになっているのか。

答え 管内の市町については、把握していませんが、南伊豆町に関しては1台準備してあります。

問い 5台準備してある市町もあれば、1台も準備していない市町もあるようだが、今後増やしていく予定はないか。

答え 職員6名が「青パト」運転の講習も受けておりますが、台数については、出張用の



車両を「青パト」にするわけにもいかないもので、その点は今後調整していこうと考えます。

問い 解体費用の入札最低制限価格は設定されているのか。

答え 入札最低制限価格は設定していません。今のところ現状のままでいこうと思いますが、今後支障があるようなら検討したいと思います。

問い 岩崎産業との仮契約について、直前になって賃貸物件を含んでいたことが判明したわけだが、これは町長自身認識していたのか。

答え 認識はしていました。ただ、この問題に関しましては岩崎産業側で提示すべき問題であり、告知義務があるのは売主側にあると思います。

問い 町税も減少している傾向にあるが、アベノミクスにおける消費税の増税に関して町長はどのように考えるか。

答え 非常に大きな質問内容ですが、2020年の東京オリンピック開催も決まりまして、高揚感が出てきたのではないかと感じております。ただ、南伊豆町に関しては高齢化が進む中で労働人口も減少していくわけで、難しい問題があることは承知しております。消費税増加に関しては、社会保障費の確保のためにもいたし方ないのかなと思います。

問い 産業振興について町長はどう考えるか。規制緩和によって小さな商店は苦しめられている。

答え 産業振興に関しましては、いわゆる「葉っぱビジネス」等で小さな町が大きな事業規模を生み出していることも承知しています。規制緩和という意味では「農地法」が足かせになっていることも感じておりますし、「漁業権」の問題もそうでしょうし、地方自治体がこういった規制を解決できるように働きかけていきたいと思っております。南伊豆町は立地条件で、いわゆる「東海道筋」と比べて不利なこともありますので、規制緩和からチャンスを見出すことも必要ではないかと思っております。

問い 地熱に関する座談会の目的は何か。日程はどうなっているのか。

答「地熱資源を活かした地域活性化政策」を目的として、住民の皆さんの意見を聞くのが内容です。日程は9月16日と17日に分野別に開催します。その後10月2日に町民説明会を予定しています。町民説明会は、今後、広報にて告知していきます。

問い 地熱に関する調査事業の主体は国なのか町なのか。

答え 主体が国なのか町なのかという問題ではないと思います。国が予算を用意している中で申請を進めることが重要であって、原発の問題もあるので、自前の自然エネルギーの活用は南伊豆町にとって重要であると考えます。ただ、町民の同意も必要ですので座談会を

開催するわけで、100%リスクがないという段階まで事を進めないのはいかがなものかと思  
います。エネルギーというものは、人が生活していく中で必要なものなので、原発の怖さを  
考えても自然エネルギーの調査研究は必要だと考えます。町民の皆さんも議会の皆さんもや  
るなど言うのであればやりませんが、そのような100%リスクのない中でしか前に進まない  
行政運営を町民全体が望んでいるとは思えません。

問い 「自然エネルギーの発電所」に関しては、東京電力が行うことではないか。

答え 調査は加納区でも産業総合研究所が行いました。東京電力がやるべきこととは限ら  
ないと思います。

問い 温泉地熱利活用の考え方を聞いておきたい。また、光ファイバーを含めたIT企業  
誘致についての考え方を聞きたい。

答え 温泉が我が町にとって大切な財産であること。旅館業の方々にとっても大切な宝物  
であることは重々承知しております。それも含めて慎重に判断していきたいです。ITに関  
する光ファイバー設置に関しては2億円くらいの財政負担が必要であると記憶しています。  
他市町でも様々な取り組みをしておりますので、参考にしながら検討していきたいです。

問い 先程から「地熱座談会」という言葉が出ているが、名称がわからない。

答え 先程から申し上げているのですが、「地熱資源を活かした地域活性化策を検討する  
座談会」となります。名称は「まちづくりに関する座談会」とし、地熱資源を生かしたまち  
づくりの座談会です。

問い 「町税過誤納付金還付金」の内容は何か。

答え 法人税予定納税が7件で57万6,800円、課税誤りが7件で14万4,400円、過誤納付が  
47件で89万2,600円であり、合計件数は61件です。

問い 路線バスの補助事業について掲載してあるが、今後補助金額が下がらないのか、県  
と話しているのか、また会議は何回開催したのか。

答え 過疎地については補助金の変更はございませんでした。「路線バス問題対策協議  
会」は昨年度1回開催です。昨年度から法律に従って「地域公共交通会議」となりました。  
違いは委員会の中に国土交通省・県の関係機関等が委員にならなければならないというもの  
です。

問い 昨年開催された「地域公共交通会議」の内容は。

答え 既に昨年の9月の補正予算の中で説明しておりますが、会長は町長になります。委  
員が教育長、観光協会や商工会の局長、商工会女性部長、旧六カ村の区長、中部運輸局の静

岡支局、土木事務所長、下田警察署長、南伊豆東海バス、静岡県タクシー協会等々、22名が構成委員になっております。

第3款民生費、第4款衛生費、第9款教育費及び関連歳入について

問い 「敬老金」の内容は。

答え 80歳以上の方にお祝い金として2,000円渡しております。1,347名が対象で区を通じて間接的に渡しておりますが、こちらで個別に渡すケースもあります。

問い 健康寿命についてどう思うか。

答え 南伊豆町は健康面では良好だと思っている。社会保障費を減らす意味でも健康については重要なことだと思います。

問い ごみ処理に関連する件。ごみ袋の色がそれぞれの市町によって違うのだが、黄色はカラスには見えない色のように被害が少なくなるという話を聞いた。わが町は緑色であるが、黄色に変更してみてはどうか。また、ごみ袋の販売ルートはどうなっているか。焼却所へ持ち込んだ場合の精算で、町指定の袋に入れて持ち込んでも加算されてしまうシステムは改善できないものか。

答え ごみ袋の色が緑色と黄色があるのですが、今後検討していきたいと考えます。ごみ袋に関しては商工会に全て委託しております。焼却所へは指定ごみ袋に入れてこないように広報しております。

問い 文化財保護審議会と町史編さん委員会について年間開催数と内容を聞きたい。

答え 文化財保護審議会は昨年度1回の開催です。町史編さん委員会に関しては仏像鑑定を進めている最中で、その中で「町指定」を行う方向です。

問い ふるさと学級と横浜交流事業について聞きたい。

答え ふるさと学級の件はカッターレース等を含めまして、横浜市との交流は機会があるたびに今後も活発に行っていきたいと考えます。

問い 焼却施設補修工事について4,900万円もする工事を随意契約とするのはいかがなものかと思うが、どのように考えているのか。

答え 焼却施設の補修が随意契約となっているのは、業務内容や規模や稼働停止期間を最短にするため等、精通している業者でないと利用者に迷惑をかけてしまうことが多いので、今までどおりの随意契約がよろしいかと思えます。

答え 業務内容上、競争入札が適しないものは随意契約となるのは仕方のないことであり、検討はしてみますが、本年度についてもこの形で進めたいと考えています。

問い 男女共同参画事業についての話題が先程から出ているが、今後は女性の課長職登用も考えているのか。

答え 考えています。女性の特徴を生かした点での業務向上もあるかと思えます。

問い 社会福祉費について、在宅食事サービスについては杉並区と進めている施設とも協力して、旧共立湊病院の調理室を利用してみてはどうか。

答え 在宅食事サービスが好評であることは聞いております。今後、町所有の使用していない施設の調理室利用を検討したいと考えます。

問い 下田メディカルセンターの利用促進の広報活動を町として行うべきだと思うが。

答え 下田メディカルセンター自身でも広報活動を行っておりますので、町としての協力も検討していきたいと思えます。

問い 「予防費」中の子宮頸癌ワクチン接種について、何人くらいが利用したのか。また不育治療の助成金を考えているか。

答え 子宮頸癌ワクチンについては対象者の74%が接種しております。任意接種となっておりますが、後遺症について現在確認しておりません。ただリスクがあることは事前に説明してあります。不育についてはまだ詳細を聞いておりませんので今後検討してみます。

問い 正規一般職員と臨時職員の人数を教えてください。

答え 南崎保育所は正規職員4名、臨時保育士3名、臨時調理員1名、正規調理員1名となっております。認定こども園については、正規一般職員12名、臨時保育士8名、臨時教諭が2名、正規調理員2名、非常勤の園長が1名となっております。

問い 臨時職員と正規職員で給与金額にかなりの差がある。同じ労働内容なら同じ賃金にするべきではないか。

答え 気持ちは理解できなくもないので、なるべく差がなくなるように検討していきたいと思えます。

問い 「住宅用太陽光発電システム設置費用補助金」について、何件分の金額ですか。

答え 15件分で12月に補正したものも含まれます。

問い 「予防費」中の肺炎球菌ワクチンの接種率が低いので、広報活動をしてみてはどうか。また、前立腺癌の受診についても行っている市町もありますが、わが町ではどう考えるか。

答え 肺炎球菌ワクチンについては、平成22年度からの実施なので、接種率がまだまだなのかもしれませんが、今後広報を進めていきたいです。

答え 前立腺癌については、厚生省が進める検診項目には入っていませんので、今のところは町でも考えておりません。

問い 「放課後児童クラブ対策費」の評価はどうか。

答え 「放課後児童クラブ対策費」は南中小学校の空き教室を利用して実施しているもので、昨年度の利用者は6,087名。夏休みも実施しているので、教育委員会からも1名派遣しました。

問い 各小学校の利用者人数はどうなっているのか。南伊豆東小学校での実施は考えていないか。

答え 現在の利用者から考えると、南伊豆東小学校での実施は難しいです。ただし、運営しているNPO法人の職員確保ができるなら可能かもしれません。

答え 各小学校の利用者人数は南中小学校が4,027人で約66%、南伊豆東小学校が1,155人で約19%、南上小学校が905人で約15%、三浜小学校の利用者はございません。平成24年の登録された人数は、南中小学校が22人、南伊豆東小学校が5人、南上小学校が4人となっております。

第5款農林水産業費、第6款商工費及びその関連歳入について

問い 「農地情報管理システム保守業務委託料」について荒廃農地の様子等がわかれば、内容を聞きたい。

答え 正確な数字はわかりませんが、荒廃農地は約40%だと記憶しています。詳細な調査もこのシステムによってできます。農業委員会に提出される書類もできますので有効活用をさせてもらっています。

問い 「吉祥体験農園管理業務委託料」については、利用者人数に対しての経費がかかり過ぎではないか。年間に入ってくる利用料8万2,290円に対して、118万円の経費をかけるのはいかがなものか。

答え 利用料に対しての経費という見方ですと議員のおっしゃるとおりですが、管理全般の維持費となると、これぐらいはかかってしまうので、やむを得ないと考えます。

問い 「林道青野八木山線埋木調査委託料」についてですが、工事の進捗状況はいかがか。遅れているように聞いているが。

答え この工事自体の進みは確かに遅れております。全体計画で7,600mですが、松崎町側で2,504m、南伊豆町側で881mということで、大分遅れております。

問い 「水質検査等手数料」に関してですが、年間にどのくらいの頻度で検査しているの

か。また、放射能検査を含めてシーズン前に検査できないのか。

答え 年に3回検査を実施しています。6、7、8月の3回です。9月にOWSの大会もあるので8月も検査しております。

問い 「駿河湾海上交通活性化協議会負担金」に関してですが、フェリー航路を県道223号線として川勝知事が指定したことで利用客数が増えたようだが、これについて町との関連性があるのか聞きたい。

答え 修学旅行や体験学習等で利用促進を行っていきたいと考えております。

問い 2020年の東京オリンピック開催が決定したわけだが、これをどのように我が町の観光に結びつけていくかが重要と考える。夏の忙しい時期での開催になるが、全国にアピールできるチャンスだと思う。町長はどう考えるか。

答え 7年後のオリンピック開催までにどのように活動していくかが重要だと考えます。南伊豆町の経済や活性化にどうやって関連づけるか考えていきたいと思っております。外国選手も含めて練習場所が用意できるなら、整備も含めて検討したいですし、町民の皆さんの知恵をお借りしながら、新しい活性化の方法を模索していきたいです。

問い 各協議会への負担金があるわけですが、会議の回数も含めてこの内容を教えてほしい。

答え 県観光旅館労務対策協議会については、平成24年度で解散しましたので、今後の負担金はありません。夏季対策事業負担金は夏季シーズンにおける子浦、弓ヶ浜、落居の地区に対しての夏季の対策事業費を負担しております。落居に関しましては仮設トイレを設置しておりますので、その負担金を2分の1出しています。子浦に関しましては、海岸の清掃費を出しております。弓ヶ浜に関しましては、ライフセーバーの配置に係る経費を町で負担しております。県大型キャンペーン負担金は、県の観光協会に対する負担金です。伊豆早春フラワーウォーキング負担金については、毎年1月から4月まで開催している大会に負担しています。伊豆半島花とてくもぐウォーキング負担金は、伊豆急行との共同開催でのウォーキング大会に負担しています。伊豆観光推進協議会負担金は、熱海市、伊東市から始まりまして、南伊豆町までの東海岸地区の観光協会等に負担しているもので、インバウンド事業を中心に事業を進めております。県観光協会負担金は、県大型キャンペーン負担金と同様に世界に向けてのPRに使用するもの。町、伊豆急、東海バス共同宣伝事業負担金は、関連する企業団体をフルに活用して宣伝していくための負担金です。全国観光地所在町村協議会負担金は、全国の観光地を集めてPRしていこうという内容の負担金です。南伊豆歩道運営協議会

負担金は松崎町から下田市までの県の遊歩道の整備のための負担金です。伊豆急共同宣伝事業負担金は伊豆急下田駅での宣伝に対しての負担金です。駿河湾海上交通活性化協議会負担金は、県道223号の海上交通活性化に関する負担金です。中部ブロック「道の駅」連絡会負担金は、該当地区の首長さんが集まりまして、道の駅をよりよいものにするための利活用を考える場への負担金です。事務局は名古屋にあります。伊豆観光圏整備推進事業費負担金は、伊豆観光推進協議会とは別枠で県や国の観光推進事業を企画する組織への負担金で、伊東市から南伊豆町までの東海岸地区の企業団体が構成されています。伊豆半島ジオパーク認定事業負担金は、昨年認定された伊豆半島ジオパークでの事業への負担金です。インバウンド事業負担金は「伊豆東海岸国際観光モデル地区」というインバウンド専門の会をつくりまして活動しております。そこへの負担金です。

問い 今聞いていると同じような意味合いの負担金があり、もっとスリム化できないか。

答え かつて、一般質問の中で、加畑議員から協議会の整理について聞かれた記憶があります。似ているようで内容が違うものがありますし、わが町が他市町を取り込んでいるわけでもないで南伊豆町だけの判断でどうこうできるものでもありません。わが町に適さないものについては脱会等の整理は進めておりますのでご理解願います。

問い 以前の一般質問で聞いた内容で理解はしている。ただ、協議会の性質上、事務局を抱えている行政区が中心となり、経済効果も大きくなる傾向があるので、どれか一つでも事務局を担当することはできないのか。

答え 例えば、数少ない行政区で構成ならば事務局を担当することも可能でしょうが、全国的なものになりますとわが町の規模ですとかなりの負荷がかかります。かつて、160人ほどいた職員が130人程度まで減少しており、ぎりぎりで運営しているのが現状です。人件費を負担してもらったとしても、その負荷には耐えられる業務内容ではありません。

問い 「有害鳥獣対策調査」について結果を聞きたい。

答え 環境アセスメントセンターに業務委託しました。調査期間は平成24年9月から平成25年3月までとし、内容は資料調査とカメラ調査で他市町の事例もアンケート調査を行い収集しました。町内の精肉店への需要調査も行いました。焼却方法の調査も行いました。調査結果ですが、山林等への任意の廃棄に関しましては、毛皮、足、胴体等を細分化することで処理が可能になっているということです。特定場所の廃棄場所に関しましては、周辺に民家のないところ、水源等に影響がないところ、人目につきにくいところ、または構造にすることが望ましい。焼却炉の導入についてはなかなか経費的にも厳しいのではないかとということ

です。利活用の関係では、食肉加工施設の導入に関しては課題が多く厳しいということです。

問い 調査結果に基づいて進めていくということによろしいか。

答え 年間700頭のイノシシに鹿の数加わるので、そのままの山林放置というのでは環境衛生的にもいかなものかと考えますので、町の産業観光課だけでは対応できません。

「有害鳥獣等対策協議会」で対応していきたいと思います。

問い 各観光関係協議会への負担金の効果は出ているのかどうか。

答え 今の時代はインターネットによる予約が多くなっておりますので、どれだけ効果が出ているのかを数値化するのは難しいのですが、宿泊施設に聞き取り調査を行って把握していく以外は方法がないように思います。入場料等から計算していく方法もあるかと思っておりますので、今後検討していきます。

問い これだけ多額の負担金をかけて他の観光地へお客さんが流れているのでは意味がない。これだけかけたら効果を数値で把握できるようにしてほしい。

答え おっしゃることは理解できます。新年度に向けて産業観光課で新しい方法も考えているようです。マーケットリサーチも含めて今後の課題とさせていただきます。時間はかかるかもしれませんが、ご理解願います。

問い 「林業振興費」の関連で「森の力再生事業」の見通しを聞きたい。事業の継続のためにも木材の活用や業者の育成も必要ではないか。

答え 今までの実績で「森の力再生事業」は、平成18年度から平成23年度まで213ヘクタール実施、平成24年度に南伊豆町内において18.17ヘクタールの実施となっております。今後も同様に進めていけると思います。

答え 森林の整備は海の保全にも繋がることなので、その重要性は大切なことだと思います。かつて、木炭の生産が行われていたころのように山林の整備が進んでいない状況なので、林業関係者への助成も含めて検討していきます。

問い 「ユウスゲ公園改修計画策定業務委託料」と「ユウスゲ公園管理委託料」があるが、遊歩道の草刈りはどちらに含まれているのか。また、草刈りは年に何回実施しているか。

答え 遊歩道の草刈りは「ユウスゲ公園管理委託料」に入っておりまして、年に2回実施でシルバー人材センターに委託しています。

問い 利子補給についての利用者についての状況を聞きたい。

答え 小口資金の融資で61業者、件数で128件、金額で248万914円を実施しました。短期経営改善資金についての利子補給利用者は、1業者の利用があり、3万3,332円の実施でした。



災害対策貸付金での経済変動対策に関しましては、12業者、件数で23件、金額で182万1,001円の利子補給を実施しました。その中の中小企業災害対策利子補給に関しましては、12業者、件数で24件、金額で193万3,868円、トータルで375万4,869円の利子補給となりました。

第7款土木費、第10款災害復旧費及び関連歳入について

問 「伊豆縦貫道期成同盟会」について、平成24年度までの具体的な状況を聞きたい。進捗状況によっては、アクセス道路としての「一条・加増野線」の話を進めるべきではないか。

答 設立時期は10月下旬の予定で、規約について南伊豆町案を作成している最中です。

問 「民間建築物吹付けアスベスト対策事業費補助金」について、平成24年度の状況を聞きたい。今後も補助金は発生するのか。

答 アスベストの関連は昨年1件でございました。場所は湊区のコミュニティでした。

問 「橋梁長寿命化修繕計画策定委託料」について、成果品はどのようなものか。今まで50年の耐用年数だったものが、技術の進歩で100年になったとの報道もあった。これを踏まえて町も計画しているが、どのように考えているか。

答 県の基準を踏まえて作成した計画です。概ね5年をめぐりに見直しになりますので、その計画に沿って進めてまいります。

問 現在の政権与党が進めている「国土強靱化計画」と2020年の東京オリンピック開催も重なり、見直しが図られるタイミングがあると思う。わが町として民間業者に調査依頼しなくても、橋梁に関して調査を進めるべきではないか。

答 現在の技術は日進月歩であり、カーボンファイバー繊維を建築資材に使用するなど、その強度は今までには考えられないほどの進歩をしています。時期を見て計画を見直していくことも必要だと考えます。

問 「急傾斜地崩壊防止事業」について、進捗状況はどのようになっているか。

答 大瀬は平成24年度で完了しました。現在進んでいる急傾斜地事業は青市で1件です。

問 町全体の高齢化によって若い世代の作業負担がふえているが、その若手が作業時にけがをしたときには、どの範囲まで補償を考えているのか。一家の働き手である人がけがをして1年も2年も仕事ができない状態になったら、大変困るので生活まで保障してくれるのか。

答 保険については自治会活動保険をかけております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 委員会報告に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

横嶋君。

○11番（横嶋隆二君） 平成24年度一般会計決算認定に当たり、賛成の討論を行います。

平成24年度は結果として鈴木町政の最終年度でありました。

地方自治法は自治体の役割の第1に住民の福祉、健康をうたっております。安心・安全のまちづくりは前年の平成23年3月11日に起こった東日本大震災で一層その役割、認識の重要性を高められて、まさにその2年目の年でありました。

災害対策の充実で、南伊豆町で最大の弓ヶ浜海水浴場への津波避難タワーの設計、計画、また、浸水、津波の危険から、津波監視カメラの設置などの充実、こうした災害対策、早急に求められたものに対する対応、また、前年度、平成23年度には、旧保育園の耐震化の完了であった認定こども園の建設や、役場庁舎の建設の大型事業をやってきたわけですが、その後事業、旧保育園の解体や、旧三浜小学校の仮設の解体や社協施設の解体など、処理事業もかなりありました。こうしたことを占める。

また、もう一つは、一面は、南伊豆町の高齢化率が39.2%という数字でありながらも、健康寿命では、静岡県が日本で健康寿命が1番目であります。第1番です。その静岡県の中で女性のお達者度、健康寿命は県内で第4位という水準を保っております。これは質疑でも明らかにされましたが、高齢者福祉の充実、食事サービスの充実や、あるいは郡下でもいち早く導入した肺炎球菌ワクチンの効果、こういうものも期待できます。

児童福祉の充実は、先程も述べた認定こども園の建設でもって1995年の阪神大震災以来、課題であった、保育園幼稚園の耐震化が完了することができました。

また、医療の充実では、地域医療振興協会が湊病院から撤退をする、こういう問題が起きて以降、平成24年5月には下田メディカルセンターが開業して、この実績も報告をされました。

また、産業観光面では、長い間裁判や買収の問題から足かけ10年以上にわたった石廊崎ジャングルパーク跡地問題がこの決算年度に解決の見通しがしっかりとついて、1月17日には和解の議決を行うと、こういう流れがありました。

鈴木町政が平成17年度に引き継いだ当初時点では、保育所の耐震化、また、庁舎の耐震化

は未解決であり、先程述べた石廊崎ジャングルパークの問題も未解決で残されていました。非常に予算、財源もかかる問題と難題を解決した中で引き継いだ当初の予算は財政調整基金もすかさずの状態であって、財政危険度も非常に高い状態でありました。

しかし、決算の資料で151ページに基金の状態が出ておりますが、平成24年度をもって財政調整基金は有価証券を含めて10億円、また、公共施設の将来にわたる整備を行っていく基金2億円を含めて14億2,892万2,000円という規模であります。これは、繰り返し述べた認定こども園の建設や庁舎建設基金を果たしての基金積み立てで、これらが、庁舎建設が6億、社会福祉振興基金2億を崩しておりますが、これらを仮に足したとすると、22億の決算基金の残高となります。

まさに、安心・安全のまちづくり、不慮の災害であった東日本大震災の教訓を生かして、南伊豆町を残して、将来にこの半島先端の町を繋げていくために、「入るを量かりて出ざるを制す」という端的な言葉であらわしたシンプルなまちづくり、そして、何よりも、お年寄りが多くて子供が少ない中でも希望を失わず将来に繋げていくまちづくりを進める、この成果、数字がここにあらわれていると言えます。

こうした取り組みに敬意と御礼を言いながら、私たちは、この半島先端のまちづくり、安心して暮らせていくまちづくりを進めていく決意を新たにして、平成24年度一般会計決算認定に当たっての賛成の討論といたします。

○議長（稲葉勝男君） ほかに討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） ほかに討論をする者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第54号 平成24年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第54号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

◎議第55号～議第57号の委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第55号 平成24年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議第56号 平成24年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について及び議第57号 平成24年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題とします。

委員長報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長 吉川映治君登壇〕

○予算決算常任委員長（吉川映治君） それでは、報告いたします。

平成25年9月24日。

南伊豆町議会議長 稲葉勝男様。

予算決算常任委員会委員長 吉川映治。

委員会審査報告書。

当委員会に付託された平成24年度特別会計歳入歳出決算認定について及び水道事業会計決算認定については、審査の結果、原案のとおり認定することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議事件目、付託件目、委員会決定。

議第55号 平成24年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに決定。

議第56号 平成24年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに決定。

議第57号 平成24年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに決定。

開催月日及び会場、平成25年9月11日、南伊豆町役場議場。

会議時間、開会午前9時30分、閉会午後2時12分。

委員会の出席状況、記載のとおりです。

事務局、記載のとおりです。

説明のため出席した町当局職員、町長以下、記載のとおりです。

審議中にあった質疑または意見要望事項。

1、議第55号 平成24年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議第56号 平成24年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議第57号 平成

24年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

問い 国民健康保険について、1985年に45%を国が負担していたものを38.5%に引き下げたことで被保険者の負担が増加した。その結果、財政状況は年々悪化の一途をたどっているような状況に陥ってしまった。今後の首長会議にどのような姿勢で臨むのか。

答え 確かに国民健康保険が大変厳しい状況で運営していることは承知しております。社会保障費に関しても年々増加しております。そんな中で消費税アップもありますので、町としても対策を考えておかなければならないと思っております。

問い 弓ヶ浜の特別養護施設の進捗状況は。

答え 杉並区、静岡県、南伊豆町の三者で実現に向けて粛々と取り組んでおり、国への法改正も含めて要望活動も進めております。

問い 介護保険の滞納や徴収不能が毎年掲載されているが、どのような方法で徴収しているのか。

答え 国民健康保険に関しましては、臨宅徴収や滞納整理機構の文書通知の方法で滞納対策をしております。

答え 介護保険については、年金受給者から年金から引かせてもらう方法で徴収しております。65歳到達者等については普通徴収による方法があります。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 質疑もないので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可します。

横嶋君。

○11番（横嶋隆二君） 議第55号、議第56号、議第57号、それぞれについて一緒にいいですね。

○議長（稲葉勝男君） 一括ですから一緒です。

○11番（横嶋隆二君） 反対の討論は、議第57号 平成24年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に関してであります。

これは制度そのもの、高齢者を差別する制度だということで、この制度を撤廃することを

要求するというので、これについては反対の討論といたします。

○議長（稲葉勝男君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

横嶋君。

○11番（横嶋隆二君） 議第55号 平成24年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてに当たっては賛成です。

先程一般会計の討論でも述べましたが、南伊豆町は高齢化率が39.2%、静岡県下でも自治体では5番目に入ります。

一方で、健康寿命、お達者度では女性が県で4位、残念ながら男性は県で35位であります。しかしながら、県全体が女性が全国で1位、男性が2位と、そういう水準にあります。

それで、こうした状態にありながら健康保険の負担は県下で低いほうから9番目という状態です。国民健康保険の制度そのものは、国が負担を減らしたことで、非常に負担の重い状態が続いています。これは改善していかなければならないし、これは制度を設計している国、また、それに対する首長の姿勢も問われます。これを改善することを求めながらも、現場ではこうした制度のもとで、一般会計における高齢者福祉事業、また、介護保険における事業を進めることで、この南伊豆町の健康寿命を高めて、高齢化率が高くても安心して暮らせる状態をつくっている、このことを高く評価したいと思います。寝たきりの方の数も30人未満ということで、こうした事業が一層進んで健康寿命を延ばして、高齢者が多くとも南伊豆町が安心して暮らせる町であることを進め、さらに国保全体の制度の改善を強く望んで、私の賛成討論といたします。

○議長（稲葉勝男君） ほかに討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） ほかに討論をする者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第55号 平成24年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第55号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第56号 平成24年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報

告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第56号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第57号 平成24年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 賛成多数です。

よって、議第57号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

#### ◎議第58号～議第61号の委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第58号 平成24年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議第59号 平成24年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議第60号 平成24年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について及び議第61号 平成24年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題とします。委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長 吉川映治君登壇〕

○予算決算常任委員長（吉川映治君） それでは、報告いたします。

平成25年9月24日。

南伊豆町議会議長 稲葉勝男様。

予算決算常任委員会委員長 吉川映治。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された平成24年度特別会計歳入歳出決算認定について及び水道事業会計決算認定については、審査の結果、原案のとおり認定することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議事件目、付託件目、委員会決定。

議第58号 平成24年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに決定。

議第59号 平成24年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに決定。

議第60号 平成24年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに決定。

議第61号 平成24年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに決定。

開催月日及び会場、平成25年9月11日、南伊豆町役場議場。

会議時間、開会午前9時30分、閉会午後2時12分。

委員会の出席状況、記載のとおりです。

事務局、記載のとおりです。

説明のため出席した町当局職員、町長以下、記載のとおりです。

審議中にあった質疑または意見要望事項。

2、議第58号 平成24年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議第59号 平成24年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議第60号 平成24年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議第61号 平成24年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について。

質問は特になかった。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もないので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 討論をする者もありませんので、討論を終わります。



採決します。

議第58号 平成24年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第58号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第59号 平成24年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第59号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第60号 平成24年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第60号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第61号 平成24年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第61号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

#### ◎議第62号～議第65号の委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第62号 平成24年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第63号 平成24年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

認定について、議第64号 平成24年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について及び議第65号 平成24年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題とします。

委員長報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長 吉川映治君登壇〕

○予算決算常任委員長（吉川映治君） それでは、報告いたします。

平成25年9月24日。

南伊豆町議会議長 稲葉勝男様。

予算決算常任委員会委員長 吉川映治。

委員会審査報告書。

当委員会に付託された平成24年度特別会計歳入歳出決算認定について及び水道事業会計決算認定については、審査の結果、原案のとおり認定することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議事件目、付託件目、委員会決定。

議第62号 平成24年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに決定。

議第63号 平成24年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに決定。

議第64号 平成24年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに決定。

議第65号 平成24年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに決定。

開催月日及び会場、平成25年9月11日、南伊豆町役場議場。

会議時間、開会午前9時30分、閉会午後2時12分。

委員会の出席状況、記載のとおりです。

事務局、記載のとおりです。

説明のため出席した町当局職員、町長以下、記載のとおりです。

審議中にあった質疑または意見要望事項。

3、議第62号 平成24年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

問い 公共下水道未収金については。

答え 未収金の徴収、加入率の促進ともに進めていきます。

議第63号 平成24年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、  
議第64号 平成24年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、  
議第65号 平成24年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。  
質問は特になかった。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もないので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 討論をする者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第62号 平成24年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第62号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第63号 平成24年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第63号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第64号 平成24年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第64号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第65号 平成24年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第65号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

#### ◎議第66号の委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第66号 平成24年度南伊豆町水道事業会計決算認定についてを議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長 吉川映治君登壇〕

○予算決算常任委員長（吉川映治君） それでは、報告いたします。

平成25年9月24日。

南伊豆町議会議長 稲葉勝男様。

予算決算常任委員会委員長 吉川映治。

委員会審査報告書。

当委員会に付託された平成24年度特別会計歳入歳出決算認定について及び水道事業会計決算認定については、審査の結果、原案のとおり認定することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議事件目、付託件目、委員会決定。

議第66号 平成24年度南伊豆町水道事業会計決算認定について、原案のとおり認定するこ

とに決定。

開催月日及び会場、平成25年9月11日、南伊豆町役場議場。

会議時間、開会午前9時30分、閉会午後2時12分。

委員会の出席状況、記載のとおりです。

事務局、記載のとおりです。

説明のため出席した町当局職員、町長以下、記載のとおりです。

審議中にあった質疑または意見要望事項。

4、議第66号 平成24年度南伊豆町水道事業会計決算認定について。

問い 石綿管の敷設状況はどうなっているか。

答え 下賀茂の一部に石綿管が残っている地区があります。下水道の工事と並行して取りかえていく予定です。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もないので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 討論をする者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第66号 平成24年度南伊豆町水道事業会計決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第66号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

◎閉会中の継続調査申出書について

○議長（稲葉勝男君） 日程第17、閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

ここで、資料の訂正をお願いいたします。

5枚目の行財政改革調査特別委員会の委員長の氏名が長田美喜彦議員になっておりますが、清水清一議員に訂正していただきたいと思います。

よろしいですか。

議会運営委員会委員長、第1常任委員会委員長、第2常任委員会委員長、予算決算常任委員会委員長、行財政改革調査特別委員会委員長、議会改革調査特別委員会委員長、共立湊病院跡地利活用調査特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました所管事務調査、本会議の会期日程等、議会の運営及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

◎閉議及び閉会宣告

○議長（稲葉勝男君） 本日の議事件目は終了しましたので、会議を閉じます。

9月定例会の全部の議事件目が終了いたしました。

よって、平成25年9月南伊豆町議会定例会は本日をもって閉会といたします。

どうもご苦労さまでございました。

閉会 午前11時52分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 稲 葉 勝 男

署 名 議 員 齋 藤 要

署 名 議 員 渡 邊 嘉 郎